

惣右衛門提出の目録中にある黒大豆小豆の積登を止め、又武家方扶持米などいへる名目を以て、米穀を積送ること無くば、敢て異議を挿むべきにあらずと答へしが、與惣右衛門は之を承認すると共に、仕法の一部を改正し、由良湊より丹後國黒瀬村までは通船、黒瀬村より殿田村までは陸送、殿田村より嵯峨村木町までは高瀬船によることとせり。今其結果を明にせずと雖も、恐らくは成就せざりしならん。御船及口達、明和七年天明五年、由良湊、嵯峨村、運船之儀に付、同案并、勘定奉行、九、差違候切替、

四、廻船

大阪傳法樽廻船問屋八軒は、西宮樽廻船問屋と等しく、安永元年江戸積酒諸荷物廻船問屋株の許可を得、毎年十一月冥加銀十枚を上納し、翌年四月菱垣廻船問屋九軒も亦菱垣廻船問屋株を許可せられ、初年冥加銀二十枚、翌年より毎年九月に十五枚を上納することとなり。是より先き享保十五年、兩廻船積込荷物の種類を定めしが、脇船積込例へば菱垣廻船に積込以外の廻船にを行ひ、規約を破る者多く、紛紜絶えざりしかば、今や兩廻船株の許可と共に、積

江戸積酒諸荷物廻船問屋

南宮法村	山本屋九右衛門
同	大和屋大三郎
同	津國屋勘三郎
同	鹿島屋喜右衛門
同	毛馬屋兵五郎
同	毛馬屋彦左衛門
同	北傳法村

兩廻船の積荷を定む

江戸積諸荷物廻送の手續

大阪表江戸積問屋の定式口錢と船歩銀

込荷物を一定し、酒荷物は樽船一方積、米、糠、藍玉、灘目素麵、酢醬油、阿波蠟燭七品は菱垣樽兩積、其餘の荷物は菱垣船一方積とせり。享和元年兩廻船問屋の氏名表の如し。株仲間名前帳前書、菱垣興調抄、難波丸、綱目(享和元年)

江戸積諸荷物廻送の順序は、江戸十組問屋の注文に應じ、大阪表江戸積問屋より、仕入荷物を菱垣廻船問屋九軒に渡し、問屋は之を菱垣船に積込みて江戸に輸送し、日本橋品川町并に西川岸の廻船問屋三軒に著船し、廻船問屋船頭立會の上、荷主に荷物引渡を了するものとす。而して大阪表江戸積問屋は注文荷物の種類に應じ、江戸荷主より三分乃至一割五分の定式口錢を受領する外、出帆前船頭に運賃の立替拂を爲す報償として、別に船歩銀と稱し、運賃銀十匁に對し、八分の歩銀を請取れり。然るに荷主の内には江戸著船の際、運賃を船

菱垣廻船問屋

南傳法村	山本屋九右衛門
同	大和屋大三郎
同	津國屋勘三郎
同	鹿島屋喜右衛門
同	毛馬屋兵五郎
同	毛馬屋彦左衛門
同	北傳法村

平井新田與兵衛船歩銀を收め之を以て毎年新船二艘を打立てんことを出願す

頭に仕拂へるもありて混雑に及びしかば、船賃は江戸著船の上荷主より支拂ふに決し、江戸積問屋は立替拂の廢止と共に船歩銀の徴收を廢せざるべからざるに、彼等は今切以西に於て難破船ある時に出張検査するを理由とし、其費用として船歩銀の徴收を繼續し、其額一年凡そ金二千七百兩に上れり。安永九年武州葛飾郡平井新田百姓利兵衛借家與兵衛勘定奉行に上書して曰く、近年紀州熊野浦及志州鳥羽湊附近に於て難破せる廻船多く、從來新造船入用の幾分を負担したりし江戸積問屋も、度々の難船に疲弊して出金を肯せず、嘗て二百餘艘ありし菱垣廻船は減じて九十艘となり、隻數の減少は自ら荷物の過積を生じ、愈難破船を増加し、幸に難破せざるも延著して、江戸表諸色相場に影響を及す所大なり。故に船歩銀を願人の手に收め、冥加金千兩を上納し、殘額千七百兩を以て毎年新船二艘を造り、之を廻船問屋に交付し、會所を北組彌兵衛町及江戸日本橋邊に設け、今切以西に難破船あらば彌兵衛町會所より、今切以東に難破船あらば日本橋會所より、役人出張して浦仕舞を爲すべし、尙又江戸積問屋現在五百軒餘ありと雖も、官許を経ざる内仲間のことなれば、此他に江戸荷主の注文を引請くる問屋少からず、故に株仲間とせば、洩積を防ぐを得、愈以て江戸積問屋の便宜となるべしと。

與兵衛願書の仕法替

其却下
廿四組江戸積問屋株

是に於てか勘定奉行は與兵衛出願の趣を大阪町奉行に通じ、大阪町奉行は之を三郷に下して故障の有無を諮ひしに、江戸積問屋を始とし、組外小商人及廻船問屋に至るまで、皆異議を呈したり。仍て與兵衛は願書を改め、難破船検査の項を廢し、難船手當金を江戸荷主に交付し、又船舶新造の項を廢し、修復料代銀を支出せんといひ、組外にて少分の江戸積を爲せる者及廻船問屋は強ひて故障を申立てざりしが、江戸積問屋は船歩銀の収入を失はんことを恐れ、飽迄之に反對を試み、船歩銀は舊來江戸問屋の承諾を得て之を受領し、商賣の基金に加へ、注文を増加し、積荷物元直段の下直に資したるものにして、決して積問屋の餘徳と爲せるにあらざると陳述せり。御觸及口達(安永九年、貳拾四組江戸積問屋仲間名前帳、安永道九番定法帳)
與兵衛の出願に對する故障の有無取調は、最初東町奉行土屋守直の所管なりしが、天明三年四月、守直長崎奉行に轉任し、小田切直年之に代り、江戸積問屋の言ふ所を理ありとし、同年十一月口書を作成して、江戸表に報告し、與兵衛の出願は遂に却下となれり。然れども與兵衛より冥加金上納の申出ありたる上は、江戸積問屋に於ても益金上納につき勘考する所あるべしとの諭示を得しを以て、彼等熟議の後、廿四組江戸積問屋仲間といへる名稱を立て、諸事先規の如くにて名前帳

を上るを得ば、冥加として初年銀三百枚、翌年より銀百枚宛を上納せんといひしが、與兵衛申立の冥加金とは格段の相違あるを以て、再考を促されたり。問屋等思へらく、與兵衛仕法は船歩銀全部を引請け、其内より益金を上らんとするものなれば、千兩といへる巨額を申立てたるなるべし、我等問屋は今回株仲間を組織するも、別に利益を増加するにあらず、取引利益の内より益金を上るなれば、著しく金額を増加するに由無し、然りと雖も再應の御吟味なれば、初年金三百兩、翌年より金百兩宛を上納せん、此上の増額は力及ばずと、乃ち右の趣を以て歎願に及びしに、同四年八月廿四日、問屋三百四十七人の惣代四十八名、東番所に召喚せ

冥加金

組名	取扱商品
組買次積問屋	
油問屋	
鐵釘積問屋	
江戸組毛綿仕入積問屋	
一番組紙店	
表店	疊表
塗物店	
二番組紙店	
内店組	木綿類
明神講	昆布・白粉・臘香・布海苔・下駄鼻緒・傘・繪具類
通町組	小問物・古手・葛籠・竹皮・日傘・象牙細工類
瀬戸物店	
藥種店	
堀留組	青筵類

問屋定法

られ、町奉行小田切直年より願の如く株仲間を許可するを以て、冥加金は毎年十一月相違無く上納すべしとの申渡を請けたり。是に於てか前後五年に互れる江戸積問屋の苦心は遂に報いられ、彼等は同月仲間定法を作り、又翌月仲間判形帳を上りぬ。廿四組の名稱及取扱荷物表の如し。戸積問屋江間名前帳、安永追九番定法、帳、大阪番船ノ濫船及慣行、廿四組江戸積問屋定法帳は、卷首に株許可の顛末を擧げ、次に仲間定法廿五條を列記し、末尾に取締方釘屋彌左衛門・信濃屋勘兵衛・近江屋八左衛門・富田屋四郎五郎・油屋新助・袴屋彌右衛門・當年惣行司綿店・瀬戸物店・同大行司内店・表店○惣行司大行司を總及通路人京橋六丁目平野屋彌兵衛の連署あり

乾物店	取扱商品
安永一番組	紙類
安永二番組	金物・鐵・銅・木綿・古手・草履表・青筵・火針類
安永三番組	澁・檜木・砥石類
安永四番組	打物・針金・砥石類
安永五番組	煙草・帆木綿・布海苔類
安永六番組	指金・肥物・鯨節・干魚・昆布類
安永七番組	鯨節・傘・柳行李・白粉・砥石・木綿類
安永八番組	蠟店
安永九番組	木綿・灰・紙屑・針金・古綿・古手・檜木類
安永追九番組	鯨節組 東組 紙・木綿・綿類 江梅組 足袋・下駄・雪駄類 書林組 菜組 白粉・竹皮・木綿類 航菜組 菱垣廻船問屋・書林・小問物・布・疊表・諸方荷次屋・蠟・紙類

綿買次積問屋より安永九番組に至るま

り。定法の要に曰く、(一)公儀の御法度は固く之を守るべし。(二)注文を受けたる買次荷物は、成るべく安價に購入して、之を送附すべし。(三)荷物送状は出帆毎に必ず船頭に交付すべし。

で總計廿四組あり、安永追九番組は安永九番組に附屬し、更に鑑節組外五組に分る、故に鑑節組を呼ぶ時は、安永九番組内分追九番組内鑑節組といふ、東組以下類推すべし。

し、送状には積込荷物の元直段を明記し、且つ出船の差支を生ぜしめざるやう、速に廻船問屋に送るべし。(四)江戸荷主より買次諸荷物の海上請合、又は船歩銀の減額を請求し來るとも、之に應ずべからず。(五)自身の荷物は勿論、買次諸荷物にして、荷主より依頼ありとも、菱垣以外の廻船に積込むべからず。(六)菱垣廻船定法の儀は江戸大阪四極印元の所管なれば、不明の件は極印元に質問し、違法無きやう注意すべし。(七)注文品調達後積方の義につき、該品を他店へ引渡すべき由申來るとも、互に之を謝絶し、注文引請主より積込むべし。(八)荷物船積の際、之を船問屋仲仕に引渡したる後は、其荷物に對し、不時の異變を生ずるとも、問屋は其責を負はざるべし。(九)諸荷物定式の入數貫目等は相違無く積出し、船運賃等も猥なる儀有るべからず。(一〇)仲間船積の儀につき、若し故障の筋あらば、取締方并に兩行司に届出で、相談の上評議すべし。(一一)難船ありたる時は、改方前格の如く嚴重に勤むべし。(一二)

新に仲間に加せんと欲する者ある時は、取締方并に兩行司に於て、仲間中故障の有無を調査し、故障無しとせば加入を許し、加入を許されたる者は、其際仲間入用として金百兩を兩行司に納め、別に祝儀として通路人に金百疋、小使に銀三匁を與ふべし。(一三)實子別家し、新に組合に加入せんとする時は、其父より組中に通知し、組行司の奥印を得て、取締方并に兩行司に届出で、許可を請ふべく、加入を許されたる時は、兩行司に銀五枚を出すべし。通路人小使に對する祝儀は新加入者に同じ。(一四)幼年より奉公し、前髪を剃りたる後十年を経て別家を許され、新に組合に加入せんとする者は、其主人及組行司より取締方并に兩行司に届出で、許可を請ふべく、若し主人の加入せる組内に入ること能はずんば、安永追九番組として加入せしむべし。加入を許されたる時は、兩行司に出銀二枚、通路人に金二朱、小使に銀一匁五分を與ふべし。(一五)株讓名跡讓名前替所替等を兩行司に届出づるは、毎月朔日十五日の二回に限り、又之を御番所并に惣會所に届出づるは、毎月六日十六日廿六日三回に限り、其節本人より雜用銀三匁を出すべく、而して株讓の時は、兩行司に出銀二枚、通路人に銀一兩、小遣に銀一匁を與べし。(一六)通路人に對しては、組々の了簡を以て心付等を與ふるに及ばず、臨時に金錢を與ふる要あらば、評議の

上決すべしと。安永追九番定法帳

廻船隻數

大阪港出入の廻船隻數を調査すること年々絶えず。天明三年七月官令して三郷町人廻船を新造し、或は購入せる時は、廻船會所に届出てたる上、町奉行所に斷出づべく、他國の船を預りて地船同前に運用せしむる分も、廻船會所に届出づべしといへり。天明七年の調査によるに、大阪廻船十石積より千五百九十九石積まで百九十六艘、大阪の名義を以て運用せる他國廻船九十石積より千二百石積まで十五艘、傳法廻船五百石積より千二百石積まで九艘、傳法の名義を以て運用せる他國廻船八百石積より九百石積まで七艘、又前年入津の廻船二百石以上のもの六百五十四艘とあり。廻船年寄は前期と同じく六名なれども、惣代は寛延二年一名を増して三名となれり。御觸及口達(天明三年、松平石見守殿御初入ニ付、差出御覺書、初發言上、帳面寫、寶曆大坂武鑑、)

惣代の増員

五、馬方と飛脚

水上往來の荷物は船舶を利用して一時に廻漕し得るも、陸上に於ける集散は一に人夫若くは駄馬に待たざるべからず。是に於てか市中諸濱、帆場の馬子及仲仕は互に多數の荷物を引請けんとして、争論に及び、荷主の迷惑甚しかりしかば、此旨町奉行所に訴出てしに、延享二年四月、官馬子仲仕を召し、荷物運搬は遠近を問

馬子と仲仕との争論

其裁決

はず惣て荷主の随意たり、向後馬方仲仕争論に及び、荷主を迷惑せしめなば處罰すべしと申渡したり。然るに本市は河川縦横に貫流し、荷主の居宅は概ね水揚地を距ること遠からず、仲仕に依頼するを便としたりしにや、次第に仲仕の人員を増加し、仲仕の増加は馬子の營業を閑散ならしめ、馬借仲間の困窮を惹起し、彼等をして此の如くんば到底傳馬役を勤め難しと愁訴せしむるに至れり。寶曆七年三月、官三郷に令し、手人を以て運搬し、或は馬背によるを障害ありとするものは、仲仕をして運搬せしむること、荷主の任意なりと雖も、俵物箇物類は成るべく馬子をして運送せしむべく、水揚濱出荷物とも諸濱を距ること遠きものは、必ず馬背によらしむべしといひ、明和七年十月、本令を反復せり。要するに馬子仲仕の争論に關し、再三町奉行所より馬方保護の訓令を發布せるは、彼等が傳馬役を奉ぜるが爲に外ならず。故に天明五年、傳馬所愈、困窮を訴へ、濱出荷物馬除餘内銀を得んと請ふに及び、之を許し、其請渡方を傳馬方及荷主の相對たらしめたり。傳馬番所の位置年寄惣代の人員等前期に同じ。御觸及口達(延享二年、寶曆七年、明和七年、天明三年、)

濱出荷物馬除餘内銀

京飛脚屋株

飛脚問屋の内に於て最も早く株を許可せられたるを京飛脚屋仲間とす。寶曆四

仲間申合

年仲間規約を制し、安永元年七月廿二株を許可せられ、初年は冥加金三十兩、翌年より毎年金十兩を上納すること、せしが、次いで營業範圍を擴張し、京都のみならず、伏見、淀、八幡、江州諸村に書狀荷物を配達するに至り、冥加金を増して十二兩と爲せり。かくて彼等は會所を道修町一丁目に設け、年行司二名惣代一名を設けて仲間取締に當らしめしが、天明五年仲間兩派に分裂し、得意の爭奪を始め、從來飛脚荷物を京都に輸送するに、過書三十石船一艘を以てせしを罷め、組毎に一艘を備ふることとなり、遂に町奉行の裁決を請ふに至れり。同八年四月、官兩者を召して和解を諭すに及び、兩者其旨を奉じ、同年八月仲間申合を作り、(一)名前株札を貸與し、又は質入すべからざること、(二)駄賃錢を規定より低下し、他人の得意を奪ふべからざること、(三)風雨故障等にて荷物延著し、又は損害を生じ、爲に荷主の感情を害ひ、荷主より新に他店に用命あるも、決して之を承引すべからず、速に從來の引請店に通じ、相共に荷主に謝すべきこと、(四)荷物は古來道修町東濱より積込み、風雨難船等の變あらば、仲間一統より之を解決すべきこと、(五)荷物の貫目は銘々にて檢め、送狀に記し、會所にては送狀のまゝ記載すと雖も、時々仲間兩人宛立會にて隨意に検査し得べきこと、(六)手引船と唱へ、荷物運送の爲、仲間中に借用せ

駄賃

江戸三度飛脚屋株

堺飛脚問屋株

る過書三十石船二艘は、一艘加子五人乗にして積荷重量を四百五十貫目とし、賃錢は錢相場の高下に從ひ、四貫百四十八文乃至三貫八百文とし、宰領四人を仲間中より雇ひ、之に乗組ましむること、(七)仲間申合に背く者あらば、看板掛行燈を沒收し、營業を停止せしむべきこと等を約し、駄賃錢を道中筋書狀一通十六文、八幡山坊中廿四文、淀、伏見、鳥羽十六文、大津十八文、京都十二文とし、其他株讓替祝儀銀額會所入用銀額奉公人の雇入等に關する細目を定めぬ。株仲間名前帳前書、京飛脚仲間定帳、安永三年九月、江戸三度飛脚屋仲間判形帳を上る。其前書に我等十人寛文中より、三度飛脚を渡世し來れる所、今回株札十枚を許可せられたるにより、本年十一月冥加銀十七枚、翌年より毎年銀五枚を納め、飛脚賃狀賃等を直上せざるは勿論、向後株所望の者あらば増株を出願し、冥加銀は右の割合を以て上納すべしといへり。天明年間江戸三度飛脚屋は江戸屋源右衛門、津國屋十右衛門、天満屋彌左衛門、尾張屋惣右衛門、京屋佐兵衛、龜屋小左衛門、尾張屋七兵衛、尾張屋吉兵衛、天満屋吉右衛門九名にして、飛脚出發の定日を毎月一・二・四・五・七・八の十八回とし、又長崎飛脚問屋は減じて二名となれり。天明二年堺より大阪に至る飛脚渡世の者三十名、飛脚問屋株を堺町奉行所に願出で、同所より大阪町奉行所に紹介ありしが、事

遂に成らざりしが如し。三年、通達町川向に留(天明二年)

五匁銀と南鐐二朱判 兩替屋役金と金相場會所

元文以來三
貨平準を得
たり
文字金銀は慶長金銀に比し品質遙に劣れども、金銀の位は相當し、又文字金銀の品質劣等なるによつて騰貴したる錢價も、元文以後各地に錢座を許して、多額の銅錢銚錢を鑄造せしが爲下落し、三貨平準を得て無事通用すること三十年に及び、寶曆十年四月、將軍家重退隱して家治嗣立す。其前後貨幣改鑄の風説三都に行れ、殊に大阪に盛なりしは、米價連年の下落に鑑み、前例に倣ひ、將軍の代替に乗じて金銀の改鑄あるべしと臆測せるにやあらん。家治就職後未だ數年ならずして田沼意次權を專にし諸政紊亂す。勘定吟味役川井久敬策を獻じて五匁銀鑄造に著手し、明和二年九月、之が施行を天下に令し、今度文字銀と同位を以て、掛目五匁の銀を吹立てたれば、在來の丁銀小玉銀と打混じ、滯無く通用すべしといへり。之によればたゞ重量五匁の銀塊を鑄造したるに過ぎざりしが、同四年十二月、右五匁銀は銀相場に拘らず、金一兩に六十目替の積を以て、金一分を五匁銀三枚、金一兩を五匁銀十二枚と交換すべしと令するに及び、五匁銀の性質一變したり。抑

勘定吟味役
川井久敬
五匁銀の鑄
造

五匁銀十二
枚を金一兩
に代へしむ

五匁銀は位百分中銀四十六銅五十四を含めるなれば、此銀十二枚を以て位千分中金六五三、二を含める文字小判一兩に代ふるとせば、正銀廿七匁六分を以て正金二匁二分六厘九毛に代ふることとなり、金一に對する銀一二、二の割合となる。凡そ徳川氏通貨の制は小判の量目を本とし、是によりて銀の相場を定め、錢の直段をも權衡したるものなれば、銀と銅とはもと定位無かりしに、此時に至り始めて五匁の定價を有せる一銀貨を生じたるなり。御觸及口達(寶曆九年)同十年(明和二年)同五年、三貨圖彙大日本貨幣

五匁銀の通
用止む
南鐐二朱判
の鑄造

五匁銀は通用宜しからず、廢止の令は見えざれど、何時と無く通用止み、南鐐二朱判古二朱判といふ、之に代れり。安永元年九月の觸書に、南鐐と稱する上銀を以て、二朱判を鑄造したれば、右銀八箇を以て金一兩に交換し、金と同様に通用すべしとあり。即ち先に五匁銀に一定の價を附せしと同一の趣旨にして、當時勘定奉行たりしは實に川井久敬其人なりき。南鐐二朱判十兩は重さ二百七十七匁三分四厘餘、位千分中銀九七七、五を含めるなれば、南鐐八片を以て小判一兩に代ふるとせば、金一につき銀九五の割合にして、金位甚だ卑し。故に是歲二月江戸行人坂より出火して希有の大火となり、米金共に騰貴し、一時金一兩銀七十匁以上となりしが、年末

上方筋二朱判通用の奨

には下落して六十六匁となり、殊に銀遣の京大阪に二朱判行渡らず、爲替取組は勿論、江戸表諸問屋より彼地問屋に對する支拂にも差支を生じたり。安永三年七月、幕府二朱判を増鑄し、毎月大阪金藏に輸送し、同年十一月之を無利足にて兩替屋錢屋に貸付け、其通用を奨勵し、翌年二月正金を以て返納せしめたり。御觸及口達(安永元)

年同三年、三貨圖彙、大日本貨幣、典、徳川氏貨幣の事(國史論叢)

二朱判引替貨の廢止

幕府は南鐐二朱判の使用を強制し、發行當時兩替屋に許したる引替貨〇二朱判買上四分をも、安永二年限廢止し、飽まで二朱判八枚を以て金一兩に通用すべしと命じたれば、相場は愈々下落し、同四年十二月六十目臺を割り、爾後久しく六十

開

二朱判鑄造の停止

目を前後せり。其頃大阪兩替屋仲間は金百兩に二朱判廿五兩差にて取遣し、金のみの取遣となれば、百兩につき銀廿四五匁の割合を以て相場を増すを要し、之をヒキ開と稱したり。天明六年春官之を不當とし、金と二朱判との通用を區別すること無からしめしが、九月將軍大漸の報あるや、二朱判通用停止の風説起り、市民競つて之が引替を求め、兩替屋錢屋等應ずる能はず、市中動搖甚しく、官其訛傳なるを諭すこと數回に及び、又兩替屋の取遣に前の如く二朱判廿五兩差を許したり。翌八年四月、幕府二朱判の鑄造を停止し、鑄造濟の分は永代之を通用するを許しぬ。

五分以下の切金及輕目金を通用せしむ

切金輕目金の通用濫滯の理由

兩替屋錢屋を納めしめ、兩替歩合に増歩を取るを許す

御觸及口達(安永二年、天明六年、同八年)、三貨圖彙、八木相場帳追考

切金及輕目金に關する觸書は、享保以來屢見ゆ、從來三厘までの輕目金は通用すべしといへるを、延享二年改めて四厘までとし、又切金は切離るゝまで通用すべしといへるを、寛延三年改めて五分迄とし、五分以下の切金四厘以下の輕目金と雖も、形狀破損せるか、穴あるか、又は數ヶ所に疵あらば、定法の通金座に差出して直金と爲すべきに定れり。然るに切金輕目金の通用依然として濫滯し、武家方并に町在共に之に苦めるは、兩替屋錢屋等が歩合銀を附するに非ずんば、之が引請を肯ぜざるに由り、而して兩替屋錢屋等が歩合銀を要求するは、後藤庄三郎方にて上納金の包方を爲すに當り、彼是苦情を唱へ、直金の費用を出さしむるに由れり。天明元年九月、官其弊を救はんと欲し、大阪城代土岐定經〇美濃守に通牒して曰く、文字金鑄造後四十年餘を經過し、輕目金多くして世上困難に及べる由、捨置難きことなれば、自今輕目金は金座に差出次第無代にて精金と引替ふることとし、兩替屋錢屋共をして役金を納めしめ、而して兩替屋錢屋共には、從來兩替歩合金一兩につき銀一分違、錢一貫文につき銀一分程なりしを、以來金一兩につき六厘、錢一貫文につき四厘までの増歩を取るを許すべし、尤も彼等銘々の役金高は月々

役金上納手
續

兩替高の多少もあれば、金座と對談し、双方不相當の儀無きやう割合を定めて上申すべき旨、勘定奉行より後藤庄三郎に申渡ありたれば、金座より重立ちたる兩替屋に通知次第早々出頭し、各自の兩替高を有體に告げ、又小兩替屋には組合より通知し、割合等を定むべき段、兩替屋錢屋共に下命せらるべしと、口達觸頭書九月の條に、兩替屋共々金座に役銀差出、兩替歩合増歩差免事とあるもの是なり。然れども増歩授受のこと俄に行れず、同三年十二月、其勵行を嚴命せり。要するに金座に上納すべき役金は、増歩を轉用するに過ぎざれば、兩替屋錢屋等にとりては、直接の損害無きが如しと雖も、諸侯の江戸仕送金を始め、市中日々の賣買に至るまで、相場の外に増歩六厘を加ふることなれば、一統の迷惑混雜一方ならず、却て内證賣買の流行を來し、金相場所は閑散を極めき、而して役金收納手續は、江戸表に於て兩替屋居町の名主方に取集め、町奉行所の手を経て後藤に交付せるが如く、大阪表に於ても町奉行所の手を経るに決し、先づ一年三萬五千兩の出金を命ぜしに、本兩替南兩替錢屋仲間より巨額到底負擔に堪へずとて、歎願再三に及びしかば、天明七年三月二萬兩に減じたり。然れども之と同時に既往四年間の役金合計八萬兩○此中本兩替仲間二百五十三人の負擔額六萬九千六百九十五兩なり、を當年中に上納すべしと命じ

役金高と其
減少

役金廢止

銑錢

眞鍮四文錢

銑錢及眞鍮
錢の鑄造廢
止

仙臺通寶

たれば、事容易に行れず、是歲十二月役金廢止の令出で、上納未濟額は其儘沙汰止となれり御觸及口達延享三年、寛延三年、安永七年、天明元年、同三年、同七年、享保以來御取替いヶ條書、三貨圖、大阪商業史資料。明和二年江戸龜井戸村に於て、次いで城州伏見西濱に於て盛に銑錢を鑄造せしが、同五年五月に至り、銀座に命じて一年二萬貫文の眞鍮錢を鑄造せしめ、一枚を以て並錢四文に易へしめたり、世に之を四文錢といふ。是に於てか世上錢豊富となり、寶曆年間錢一貫文銀十五匁位なりしに、次第に下落し、明和末年には十二三匁となり、諸色は騰貴し、米價は下落し、下民頗る之に苦めり。安永三年江戸及伏見の銑錢鑄造を廢し、又眞鍮錢の鑄造を半額一萬貫文に減じたれども、錢價依然として下落し、安永末年より天明年間を通じて、常に十匁以下の相場なりしかば、天明八年眞鍮錢の鑄造額十分七を減じ、同年十二月遂に之が鑄造を停止せり。又是より先き天明四年伊達重村陸奥守に鑄造を許可せられたる仙臺通寶は、鑄造期限を五ヶ年とし、且つ仙臺領に限り通用を許されたるものなるに、彼地に於ける相場一貫文につき四匁五分乃至五匁にして、江戸上方に於ける錢相場の殆と一半なりしかば、利に敏き商賈船頭等の之を上方筋に輸送すること夥しく、百文につき五文六文の仙臺通寶を交へ用ゐたりといふ御觸及口達(明和五年)安永三年、天明四年、同八年、三貨圖、八本

相場帳、八木
相場帳追考、

堂島米市場の取引法につきては二三の材料あれども、北濱金相場會所の取引法につきては全く之を闕けり。故に遺老に質して其見聞せる所を湊合し、大要左の記事を得たり。但し、遺老の語る所は幕末に於ける會所の状況なれば、之を五十年前乃至百年前の取引法に比すれば、固より多少の相違あるべけれど、幕府が諸市場諸仲間に対し、常に新儀を企つべからずと戒めたるを以て見れば、大綱に於ては異同ありと認めざるなり。

金相場會所

金相場會所は北濱一丁目にあり。門構の平家造にして、立會場の正面に高場あり、又入口に木戸あり、木戸の上には、十人兩替支配の者の外立入るべからずとの看板を掲ぐ。相場に關する一切の取締は十人兩替より出せる名代の内、二人宛月番を以て之に任じ、場内の整理は常雇人たる水方ミツカマ之に當る。而して立會場に入出し得るは、看板に記せるが如く、本兩替屋の相場役に限り、南兩替屋錢屋仲間は之に與るを得ず、木戸以内において參觀するのみなり。立會は三ヶ日及五節句を除くの外、一年を通じて休日無し。

役員

相場役

立會の景況

會所は毎日四時頃開門し、水方拍子木を打ちて之を報ず。是より先き本兩替の相場役等は會所門前の東店、西店、南店、北店、中店に集會し、拍子木を合圖に入場して

立會を開始し、又十人兩替の名代は高場に座して場内を監視し、成立せる賣買を記帳す。立會半刻乃至一刻の後、水方拍子木を打ちて其終了を報ずるも、時として尙立會を繼續し、水方をして門を閉さしめざることをあり、かゝる時には水方撒水して解散を促す。水方の名稱實に之に由る。錢相場は金相場の終了後之を行ひ、立會時間は略、金相場に同じ。

相場の標準

金相場の建方は金一兩を標準とし、之に對して銀何十何分何厘と呼び、錢相場は錢一貫文を標準とし、同じく銀目を以て呼ぶ。立會開始の時の相場を寄付直段といひ、結了の時の相場を引方直段といひ、一日中の最高最低相場を平均したるを中直段といふ。立會終るや、當日の相場を黒塗板に書して高場に揭示し、兩替屋の手代は先を争つて之を寫取り、銘々得意方に赴き、其家の相場帳に記入するものとす。

相場帳

寄付直段
引方直段

賣買高

賣買に際し、賣方は賣一方、買方は買一方にて、一人にて兩方を爲すを得ず。又相場は金一兩を標準とすれども、賣買高は百兩以上に限り、賣買決定すれば、賣方は上より、買方は下より手を打ちて契約の證とす。賣買は即日限なれば、手形を出して正金に代ふるも、正金を出して手形に代ふるも、自由自在なり。然れども相場所に

外物及江戸
爲替の賣買

て賣買するは通用金に限れるが故に、通用金以外の古金所謂外物一に打物を賣買するは市場閉鎖後に於てし、江戸爲替の賣買も右同様に行へり。以上山口銀行、越野嘉助氏談

話、大阪株式取引所仲買人江口彌兵衛氏談話、

金錢延賣買
會所

本兩替仲間の金錢賣買は正金取引に限り、印金と稱へて帳合金賣買を試むる。とは嚴禁なりしが、寶曆十三年江戸駒込丸山新町家主利右衛門なる者、冥加金一年千五百兩天明四年減じを江戸表にて上納し、大阪表に金錢延賣買會所二ヶ所を建て、仲買人員を定めて、株札を交付せんことを御勘定所に出願し、其許可を得たり。翌明和元年正月、大阪町奉行此趣を三郷に令し、利右衛門出願の會所以外にて帳合金の賣買を爲すを禁じ、安永三年同八年其趣旨を反復せり。會所は北濱一丁目濱會所構外及南本町一丁目にあり、仲間總員二百名餘に上り、年行司世話人を置く。此仲間は一に延屋仲間と稱し、本兩替とは全く別物にて、賣買の主眼とする所は、相場の変動による端金の授受にあれども、相場の高下に一定の制限○なり。乃至三匁を付し、之より以上又は以下となりたる時は、上流ウナガレ又は下流シヤナガレと稱し、限度までの端金を授受するに止め、再び正金相場を標準として、新に延賣買を開始し、之を生相場ウナレと稱へたりといふ。御觸及口達(寶曆十一年、明和元年、安永三年、同八年)享保以來御取計替いヶ條書、大阪株式取引所

延賣買仕法

上流下流

生相場

仲買人江口彌
兵衛氏談話、

金銀貸借 富籤の流行

幕府が諸家及人民に金銀米錢を貸與するは救助の目的を有し、天災地妖其他免るべからざる異變ある時に限り、未だ曾て之によりて利を收めんとしたること有らず。然るに大阪に於ては兩役所御貸付銀と稱し、町奉行所より官銀を貸與して利倍を計ること、前期の末より起り、本期に至り愈盛なり。其他名目銀といひ、名目銀類似の貸付銀といひ、錢小貸會所といひ、銀小貸會所といひ、幕府が是等の貸付及設立を許可したる目的は、金銀の融通を圓滑ならしめんといふにありしが、徒に銀主に特權を與へ、之に伴つて借請人の苦痛を増加したるに過ぎざりき。天明七年の調査によるに、兩役所御貸付銀左の如し。

(一)粉川屋銀 農人橋材木町粉川屋伊兵衛貯金を提出し、之を利殖して貧民救助の資に充てられんことを出願し、寛保二年より實施す。利銀は毎年十二月に徴收し、之を元銀に加へて復貸付を行へり。

(二)欠所金銀 欠所金銀は從來役所諸入用銀に充用せしを、延享元年改めて貸

兩役所御貸
付銀

付銀とし、毎年十二月利銀を徴收し、金藏に上納す。

(三)江戸堀川、堀江川、古川築出地御拂代銀 明和元年より貸付を行ひ、毎年十二月利銀を徴收し、金藏に上納す。最初大川浚費の一部に用ゐられしこと前文川浚冥加銀の條參看すべし。

(四)曾根崎川南側京町堀川、立賣堀川、東横堀川、曲手海部堀川、埋立地薩摩堀川、南側中島上、鼻築出地御拂代銀 明和三年より貸付を行ひ、毎年十二月利銀八十貫五百九十六匁八分を徴收す。安永二年十二月、家質差配所益金を川浚費に充つるに及び、金藏上納となれり。

(五)御預二朱判 安永六年、島町二丁目長濱屋源右衛門御勘定所に出願し、米價引立の爲、二朱判一萬五千兩の委託を命ぜられなば、冥加金一萬兩につき四百兩の割合を以て、六百兩を上納せんといひしに、江戸表より町奉行室賀正之京極高稟宛に許可の通牒ありしかば、大阪表にて同人に二朱判一萬五千兩を預け、年々冥加金を上納せしめたり。然るに米價追次下落せるを以て、同九年冥加金半減を願出で、向後米相場騰貴し、貸付方順境に赴かば、改めて冥加金を増加せんと附言し、御勘定所の容るゝ所となり、翌天明元年より毎年十二月三百兩を上納せり。

名目銀

借請人の責任

天明七年現在
の各種名目銀

(六)唐物賣買一件過料欠所銀 天明二年より貸付を行ひ、毎年九月利銀を徴收し、之を元銀に加へて復貸付を行ふものとす。享保以來御取
計替い々條書
宮方門跡方并に寺社家の貸付銀は、其利銀を堂社の修復に充つるを常とし、孰も相應の事情を具して寺社奉行に願出で、其許可を経るを要す。而して寺社奉行より貸付許可の通知あれば、大阪町奉行は貸付銀の名稱目的、支配人の宿所氏名、及借請人は元利共滞無く支拂ふべき旨の觸書を出し、時としては貸付の範圍及利銀をも記入す。かく宮門跡又は寺社家の名目を有する貸付銀なるにより、一に名目銀と稱し、債務者の責任甚だ重し。即ち萬一支配人より出訴に及ぶ時は、借請人に對し、他町人より金銀出入の先訴ありと雖も、之を中止し、第一著に名目銀の返済を命ずるものとす。名目銀の貸付は寶曆三年四月京都東山光雲寺祠堂銀の貸付を嚆矢とし、天明七年現在の分は、(一)妙法院御抱大佛殿修復料金○安永元年(三
月)、(二)青蓮院宮祠堂銀○明和五年(三
月)、(三)圓滿院宮物成拂代銀○寶曆十二年(四
月)、(四)同兼帶所宇治平等院寄附講銀○明和五年(五
月)、(五)京都光雲寺祠堂銀○寶曆三年(六
月)、(六)京都靈源寺祠堂銀○寶曆十一年(七
月)、(七)高野山大徳院祠堂銀○天明二年(十
月)の七種なりき。享保以來御取
計替い々條書

名目銀に類似せるものに左の五種あり。

(一)知恩院宮御用意金 知恩院宮江戸參府の用意金を京都及伏見に於て貸付けし如く、大阪に於ても貸付けたき旨、明和五年同宮より申立あり。江戸表願濟のものならざるにより、町奉行曲淵景漸より京都伏見の右貸付銀取扱方を問合せたる後、城代の指令を得て、同宮の申請を承認し、萬一貸付銀返濟延滞せば、外名目銀同前に取扱ふことゝなれり。

(二)朝鮮種人參賣捌代溜銀 明和八年十二月、幕府令して朝鮮種人參御拂元代金の上納を延期し、賣溜銀を相對にて貸付くるを許可せしが、未だ返濟延滞に關する制裁を定めざりき。是を以て安永四年種人參賣弘人島町一丁目扇屋三郎右衛門より溜銀貸付返濟延滞の訴訟に及ぶや、町奉行室賀正之は御爲替銀延滞と同様に取扱ひ、先訴を引上げ、六十日切濟方を命じ、尙聽かずんば定例の如く手鎖押込、身代限を命ぜんといひ、城代の認許を得たり。已にして三郎右衛門は罪ありて其職を解かれ、安永七年八月、新賣弘人の任命あり、其一人なる江戸日本橋坂本町二丁目辻傳次郎より出願し、大阪島町一丁目鯉屋佐兵衛貸家富田屋七兵衛方に御種人參賣弘并に溜銀貸付元會所を建て、同十二月右の趣を三郷に傳達せり。

(三)後藤縫殿助御前貸金 安永七年吳服師後藤縫殿助御用吳服仕入手當として金二萬五千兩の拜借を許さるゝや、京都織元諸國糸主等に仕入金として貸付けたき旨、京都町奉行所に願出て、在町共希望者に貸付けしが、同九年再び二萬五千兩の御前貸金を許さるゝに及び、京都のみにては借請人少數にして貸付意の如くならず、大阪及播州には糸主あれば、希望者に貸付け、返濟延滞せば京都同前に取立てんことを出願せり。町奉行土屋守直京都町奉行所に取計方を紹介し、返濟延滞の節は、御爲替銀濟方に準じ、種人參賣溜銀同様の濟方を命ずるに決し、天明元年二月、縫殿助貸付銀許可の議を三郷に傳達しぬ。

(四)御橋手當銀 安永九年公儀橋修復請負人常盤町三丁目塚口屋七兵衛出願して曰く、旅籠屋株貸付料銀の收入意の如くならず、十一橋改架修繕の費用支え難きにより、銀六百貫目を低利にて他より融通し、御橋手當銀といへる名目を附して之を貸付け、一貫目につき一ヶ月十五匁以内の利銀を徴し、其間銀を普請入用に充て、右貸付銀延滞の節は株料銀同様臨時に出訴するを以て、速に濟方下命を請ふと。是歲十二月町奉行京極高稟城代の認可を経て之を三郷に布達し、若し右貸付銀返濟延滞の訴訟あらば、先訴の有無に拘らず、濟方を命じ、尙聽かざれば

手鎖押込身代限の處分に及びたり。

(五)御宮貸付銀 松平忠明の創設せる川崎東照宮修復の爲に、天明二年忠明の後裔忠啓^{タケヒコ}總守^{サウシ}下に金七千兩の拜借を許し、東照宮別當建國寺をして貸付を行はしめたり。之を御宮貸付銀といふ。貸付銀の範圍は當初五畿内及近江の内、御料所を除ける在町に限りしが、其後丹波播磨兩國を加へんことを出願し、天明五年三月以後、攝河泉播四ヶ國貸付の分にして返濟延滞せるものは、大阪町奉行所に於て御爲替銀延滞に準じ、處分を加へたり。支配人を天満空心町和泉屋幸助家守升屋文七とす。^{享保以來御取替ハケ條書、御觸及口達(安永元年・同七年・同九年・天明五年)}

樋屋市郎兵衛外二名の錢小貸會所設立願

寶曆十年三月、京橋三丁目樋屋市郎兵衛、石町富田屋庄兵衛、鈴木町樋屋喜兵衛三名の出願を容れ、石町^{此に石町とあるは富田屋庄兵衛方なるべし}に錢小貸會所を建て、利子及貸付返濟の仕法を定め、之に背く貸借を行ふ者あらば、双方共に其罪を免れずと雖も、制規の利子以内にて貸付くことは固より妨無し、而して會所は右貸付證文に裏印を加へ、返濟延滞せば貸主より會所に届出て、會所より町奉行所に出訴するを許したり。當時の觸書に「小ウー錢をウリ、商物調致、渡世ハ者とも、高利を出シ借請、ハ、如何程相稼、共、利足ニ償成兼可致、困窮趣ニ相聞ハ、

會所設立の趣旨と其許可

兵庫屋熊次郎外一名の錢小貸會所

右錢小借^(貸)之儀ハ其日稼ニ者共くつろきニも可相成哉ニ付、願ニ通差免とあるに、より、會所設立の趣旨を知るを得べし。利子期限、裏印料、冥加銀の類、都て明ならず。但し、明和元年八月、玉造下清水町兵庫屋熊次郎住吉屋町木屋茂兵衛借家、京屋甚左衛門兩名の錢小貸會所成るに及び、樋屋市郎兵衛の錢小貸會所に於ける貸借關係を繼承し、借主をして證文を仕替へしめたりといへば、貸付仕法は兩者恐らくは同一なりしなるべし。^{御觸及口達(寶曆十年・明和元年・同二年)}

貸付仕法

兵庫屋熊次郎京屋甚左衛門の錢小貸會所は住吉屋町^{京屋甚左衛門方なるべし}にあり、貸付仕法は三郷并に近在の百姓町人に、錢五貫文を九十日限に貸付け、三十日毎に一貫六百六十四文づゝを返濟せしめ、利子は一ヶ月一貫文につき廿三文とし、其中十五文を貸付利足、三文を口入料、五文を會所諸入用とし、元利合計五貫三百三十七文を得るに當れり、已にして天満龍田町大和屋安三郎北谷町大村屋九兵衛^{所は大村屋九兵衛}方^方にありしが如し、兩名之に代り、貸付仕法は舊に仍り、古證文返濟延滞の分は錢高の三分を減じ、殘額七分を年賦濟崩に取立つること、せしが、數年を経ずして、冥加金不納の失態を演じ、安永元年八月、請負人の資格を奪はれ、其後一年餘を経て、伏見兩替町三丁目小橋屋伊右衛門借家^{屋權兵衛支配借家に移る}に、利倉屋宗

會所請負人利倉屋宗助

會所仕法替

助會所請負人となり、古證文返濟延滞の分は利錢三文、裏印料口入料合して一文の割合に減じ、從來の裏印を改めて奥印とせり。かくて古證文の整理略成るに及び、新に貸付を行はんとせしが、從來の請負人に不埒の所業あり、錢主等損害を被り、出錢を躊躇する傾ありしかば、仕法替を出願し、新に若干の口入を定め、銘々の居宅に小貸錢貸付所といへる掛札を出さしめ、錢主并に借請希望者とも、附近便宜の口入に申込み、貸借の相談成りし後、小貸會所にて證文を調製し、奥印を施し、萬一現在の會所退轉するとも、口入にて跡會所を引請け、錢主をして損失を被らしめざるべしといひ、安永五年十一月、許可を得て之を實行せり。此法によれば、錢主は錢小貸會所が繼續する限は安全なりとするも、若し會所が絶対に廢止となりたる場合には如何になるべきか、尙不安の點あり。加ふるに小貸錢滞願中、證書面の印影につき、紛議を生ずること少からず、天明二年五月、官會所引請人に令して、自今町續村

許可年月	錢小貸會所請負人
明和 二 八	玉置下清水町 兵庫屋兼次郎 住吉屋町本屋及兵衛家
安永 二 三	京屋甚左衛門 天保出町 大和屋安三郎
天明 四 一	北谷町 大村屋九兵衛 伏見南町三丁目 小橋屋伊右衛門借家
天明 四 三	利倉屋宗助 石町 井筒屋傳藏 住吉屋兵藏 小倉町 船城屋彦兵衛

小貸錢滞願多し

錢主の權利
借請人の負擔減額

々の貸付證文には必ず村役人の奥印を取るべく、村役人の奥印無き證文を以て滞願を爲すとも受理せざるべし。故に是迄貸付の分は早々届出て、證文仕替の際に村役人の奥印を徴すべく、若し之を拒む者あらば、元貸付の年月を記し、奥印不得心の旨、村役人の添書を取置くべし。又三郷町方貸付は前々の如く、借主居町の會所に紹介し、人別帳の判元と對照すべしといひ、同四年四月に至り、萬一會所退轉するとも、貸付證文を以て錢主より直訴せば、濟方を命ずべし。又從來貸付錢一貫文につき利錢口入料、奥印料合して一ヶ月廿三文を徴せしを、改めて二十文とする旨、會所より申出ありたりと令せり。然るに滞願愈多く、下民の融通となるべき豫期に反し、却て迷惑たる由其間あり、會所引請人も利倉屋宗助以後、井筒屋傳藏、住吉屋兵藏、船城屋彦兵衛相次ぎ、彦兵衛病氣辭任を申立てたる後、間も無く死去し、鐘屋町住吉屋吉兵衛跡請負を出願中、會所は次に述ぶる銀小貸會所と共に廢止となれり。時に天明八年三月なり。御觸及口達、明和元年、同六年、安永元年、同二年、同八年、大坂取計留。

吉野屋次兵衛の銀小貸會所設立願

會所の廢止

明和七年、天滿北富田町吉野屋次兵衛銀小貸會所の設立を出願す。其仕法は三郷并に町續近在村々の町人百姓にして、會所に依頼し來る者に限り、元銀一貫目以

其許可

下百目以上を、百目につき一匁三分の利銀にて三ヶ月限に貸付け、證文に會所の裏印を施し、印料として銀百目につき二分を徴し、右收入中より一定の冥加金の外、貸付銀高十貫目につき百目を上納すべく、且つ會所に依頼し來らざる相對の貸借には、會所より一切關係せずといふにあり。町奉行神谷清俊吟味の上、江戸表の指令を仰ぎ、翌年四月其設立を許可し、同六月十五日より釣鐘上、町船橋屋善左衛門方○安永二年四月會所を願ひ、衛門方人吉野屋次兵衛方に移すにて開業せり。已にして次兵衛は貸付範圍を攝河村々に及さんことを出願し、又金小貸會所設立の出願あるに際し、異議を唱へて却下を請ひ、共に目的を果し、冥加銀十枚を増したり。元來銀小貸會所設立當時の觸書には、利銀と裏印料とを規定せるに過ぎざりしが、内實は銀高百目につき二分五厘の口入世話料を借方より徴し、又貸付銀返濟延滞の場合には會所より出訴し、銀主ある分は銀主より直願するも差支無しとせしが、貸借期限の短期なるが爲、返濟延滞の訴訟及證文仕替の手續多く、會所自身の經營に困難を生ぜしかば、仕法を一變し、規定の利銀并に裏印料の外、口入世話料を全廢し、在方貸付の分にして證文に田地家屋敷を書入れ、且つ村役人の奥印あるものは、利銀裏印料合計一匁五分の内より更に二分五厘を減じ、村役人不承知の分は、確實なる請人

會所仕法替

口入世話料

其廢止

を取りて、規定の利銀并に裏印料を徴し、又現在出訴中の分にして、此際元銀を償却せるものには悉く利銀を免じ、證文を仕替ふるものには利銀の五分を免ずることとし、一旦訴狀を撤回して對談に及び、内濟調ひ難き分は改めて出訴すべしと申立てたり。天明五年四月、官其出願を容れて之を在町に公布し、尙後借方の者返濟方并に證文仕替等差滞らざるやう相對に及ぶべしと諭せしが、滞願愈多くして下民の難儀たる旨其聞ありしかば、天明八年三月、會所の閉鎖を命じたり。但し、會所閉鎖と共に貸借關係は一掃せられたるにあらざれば、貸主より返濟延滞の出訴續出し、中には數年前の貸付證文を提出して元利銀の返濟を請ふあり然れども、會所貸付銀は本來三ヶ月限なれば、限月に至り證文を仕替へ、利銀裏印料を請取るべきに、之を等閑に附したるは、會所の不埒言ふまでも無けれど、貸主に於ても不注意の責を免るべからずとし、寛政二年五月、會所廢止以後の利銀は濟方を申付くべしと雖も、會所廢止以前の利銀に就いては沙汰に及ばずと令しぬ。

金銀貸付口入會所設立

御觸及口達(明和八年、天明五年、同八年、寛政二年)享保以來御取替いけ條書

安永五年三月、江戸、人字右衛門源兵衛兩名より金銀貸付口入會所の設立を願せり。其仕法書を見るに、二該會所は大名勝手向并に諸國産物仕入前貸より

田畑家質并に書入、米切手諸代物書入、無質の貸借に至るまで、都て一貫目以上の貸借に應ずるを目的とし、(三)貸付金は願人手金同前の元立金一萬兩及貸付加入の豫約ある金高一萬五千兩、合計二萬五千兩を基とし、加入希望者は望に應じて之を許可し、(三)借用證文は雛形の如く銀高書を會所にて認め、之を口入切手と稱し、文言を認めたる證書と接合せ、接目に會所の押切判を捺し、右證文は銀主に渡すとも、會所にて保管するとも、銀主の心次第たるべし、

何借證文之事

元銀何十貫目

押切

押切

右之銀.....

年號月

借主
請人

宛所

(四)利子は引當無き分、十貫目以上一貫目につき一ヶ月八朱、十貫目以下一貫目につき一ヶ月一分、無質の分は十貫目以上一ヶ月一分三朱、十貫目以下一ヶ月一分五朱、家質并に書入は四朱より五朱を標準とし、其他銀主借主の相對次第たるべし、(五)證文期限は六ヶ月とし、銀主貸主の希望によりて如何様とも定め、滞無く利子を差出し、借主誠實に見えなば、限月に至り證文仕替を許し、又貸主返済を促して、借主仕替を請ふ時は、外銀主を繰替へ、借主に差支を生ぜざらし

賣上證文又
は手附銀證
借文による貸

むべし、(六)口入銀は十貫目以上は一貫目につき十匁、十貫目以下は銀高に應じ、相應の口錢を請取るべし、(七)返済延滞の場合には會所にて處理すべし、萬一内濟調はずんば、會所より出訴すべし、但し、銀主より直願に及ぶとも勝手次第たるべし、(八)右出願の如く許可を得なば、初年冥加金千兩を上り、翌年より毎年十月五百兩を上納し、別に貸付銀高に應じ、一貫目につき口錢殘銀五分を上納すべし、例へば貸付銀五千貫目、此口錢五十貫目とせば、三十貫目を毎年定例の冥加金、十貫目を貸付高に應ずる冥加金として上納し、殘十貫目を以て會所筆墨紙其他諸雜用、手代給銀、願人共の徳用とすべし、此の如くんば銀主も借主も懸合問合の手数を省き、便利多かるべし、近年江戸積下諸色の高直となれるは、全く諸仕入金の口入筋不調に由ることなれば、本法一たび行れ、仕入金の調達容易とならば、諸色の賣買額増加し、爲に物價の平準を得るに至らんとあり、銀小貸會所請負人吉野屋次兵衛が故障を唱へたる金小貸會所の出願といふもの、恐らくは之なるべし。(御願及口達
(安永五年)

金錢貸借に關する當時の弊害一二を述べし、抑、商品の賣買に於ては、代銀授受の後、買主たる者買入品を引取るべき筈なるに、之を引請けず、單に賣主より賣上證文を徴し、商品は其儘之を賣主の手許に預置き、密に其貸賃を徴するあり、又手附銀は買附の證據銀に外ならざるに、手附銀證文を取りたるまゝにて、密に之に對する利銀を徴するあり、實際は金錢を貸付けながら、證書面には蒲團・蚊帳・衣類

薄團衣類の
質貸に託す
る貸借

を貸付けたることとして、其損料に等しき利銀を食ふあり、或は實際蒲團蚊帳類を貸付くるも、貸主より差圖し、之を質入して錢を調達せしめ、而して貸主は密に質取主に代錢を支拂ひて質物を請戻し、更に之を轉貸して二重の利を食ふあり、是等は孰も貸主が債權の安全を計れる奸手段より出でたるものにして、普通の金銀出入によれば、金額によりて濟方日限を異にし、日限内に返済を終へざれば、押込となり、手鎖となり、最後に於て身代限となる。之を當初より通算すれば、少くも數月を要するに、質貸の蒲團并に衣類或は懇意貸、其外質貸にあらざる預物取戻出入は、直に濟方を命ぜらるればなり。然れども亦一方には借主に於て財産を隱匿して身代限を受くるあり、其法、豫め親族、知己、同家人等の名義を借りて一戸を構へ、之に全財産を移し、自己の屋號并に名前を出せる所にて身代限を受け、銀主をして殆ど得る所無からしむ。其他貸借證文を調製するに當り、借主をして證文の奥書に、書面の銀額を返済せざる内は名目銀を借請くること無かるべく、又既に右類の銀子を借請けたること無しと記載せしめ、而して名目銀滯願あるを聞くや、先訴不審の申立を爲すもの甚だ多し。之を細別すれば、(一)貸主の不注意によるもの、(二)借主が名目銀を借用せるを承知しながら、貸主より求めて之を認め

財産を隠匿
して身代限
を受くる者

金銀貸借證
文の奥書不
備に於る先
訴不審の申
立

歸宅證文

しむるもの、(三)借主既に名目銀を借請けながら、當座の急を免れん爲、此文言を認むるもの、(四)借主奥書を無視し、證文調製後名目銀の借入を敢てするものとの四種となる。又金銀出入の切日に至り、貸主相手方共に役所に出頭したる上、尙又對談に及び、歸宅證文即ち歸宅後金錢を授受すべしといへる一札を出し、願濟となりて一旦歸宅すれば、借主約束を履行せず、貸主再び右證文を携へて出願するあり、是等は借主に於て當初より返済の誠意無く、貸主に於ても其虚偽なるを知りながら、右證文を以て出訴せば、吟味となるべきを知り、却て有力なる一證據書類を作る目算にて之を承認するものなり。貸借兩者の術策愈出で、愈巧妙なりといふべし。天明七年幕政一新するに及び、官數之が禁絶を令しぬ。御觸及口達(明和四年)安永七年(天明七年)

御免富

富仕法

寺社が堂宇再建修繕の資を得んが爲に、寺社奉行に請うて興行する富を御免富といひ、享保十六年南都興福寺が堀江和光寺境内にて興行せるを嚆矢とす。明和六年城州北大原勝林院境内證據阿彌陀堂建立の爲、七年間毎月一回、生玉八幡宮境内に御免富興行を許可してより、年を追うて増加し、天明七年には仁徳天皇社内三ヶ所、座摩社内二ヶ所、和光寺境内一ヶ所、合計六ヶ所の多きに及び、一回の

富類似の興行を禁ず

興行札數一萬枚内外、札代一枚二匁内外にして、豫め賣弘所より希望者に賣渡し、毎月一回日を定めて抽籤を執行す。抽籤法は木札を箱に入れ、群集の目前に錐を以て之を突き、高く捧げて何番と呼ぶ。故に當數を一に錐數と稱す。錐數は大抵札數の百分一にして、突當の順序により當金高に相違あり、最後を突留と稱し、金額最も多く、第一番之に次ぎ、更に之に次ぐもの數本あり。其他第五番第十五番等、五の字を附するを五節といひ、第十番第二十番等、十の字を附するを十節といひ、以上に該當せざる番號を間々といひ、當金高最も低し。此外當籤番號の左右の番號を兩脇或は兩袖といひ、兩脇の左右を又兩脇或は又兩袖といひ、少許の金額を興ふるあり。札數多く、最初より十千十二支の類に分ち、同番號の札若干枚あるものは、印違と稱し、當籤番號と同番號の分に少許の金額を興ふるを例とせり。かく富興行の流行に伴ひ、種々の名稱を附して富類似の興行を企て、其札を賣捌くあり、京都、奈良、堺等三郷以外に於て許可せられたる富札を引請け、之を市民に轉賣するあり、弊風底止する所を知らざりしかば、官令して屢之を嚴禁せり。御觸及口達

二年、同四年、同五年、同六年、同七年、享保以來御取計替々々條書、

八年、安永元年、同三年、同四年、同五年、同六年、同九年、天明元年、同二年、

出願寺社名	許可年月	年限	札數	札代	札代合計	錐數	賣美金額合計	興行場所
山崎北天原勝林院	明和六	七	一、五〇〇	一〇〇	三、七五〇	一〇〇	二、四四〇	生玉八幡宮
證據阿彌陀堂	明和六	七	一、〇〇〇	二、五〇〇	三、五〇〇	一〇〇	一、八四二	久昌寺
京都相國寺	安永三	三	一、五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一五〇	一九、九二〇	仁徳天皇社
隨心院門跡	安永三	三	一、五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一五〇	一九、九一八	座摩社
大乘院門跡	安永三	三	一、五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一五〇	一九、三〇六	津村御靈社
多賀大社	安永三	三	一、五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一五〇	二〇、五〇〇	座摩社
河州	天明六	五	一、二五〇	二、〇〇〇	三、二五〇	一〇〇	二〇、九二〇	同
箱根權現	天明六	五	一、二五〇	二、〇〇〇	三、二五〇	一〇〇	二〇、〇二〇	仁徳天皇社
箱根權現	天明六	五	一、二五〇	二、〇〇〇	三、二五〇	一〇〇	二〇、二九六	座摩社
無量光院	天明六	五	一、〇〇〇	二、二五〇	三、二五〇	一〇〇	二〇、一八〇	堀江和光寺
興藏寺	天明六	五	一、二五〇	二、〇〇〇	三、二五〇	一〇〇	二〇、〇一五	仁徳天皇社
光昭院宮	天明六	五	一、二〇〇	一、八七五	三、〇七五	一〇〇	一九、九〇〇	座摩社
妙法院宮	天明六	五	一、五〇〇	二、二五〇	三、七五〇	一〇〇	二〇、九三九	仁徳天皇社
河州	天明六	五	一、五〇〇	二、二五〇	三、七五〇	一〇〇	一九、五八〇	津村御靈社
壺井八幡宮	天明六	五	一、五〇〇	二、二五〇	三、七五〇	一〇〇	一九、五八〇	仁徳天皇社
多田院	天明六	五	一、五〇〇	二、二五〇	三、七五〇	一〇〇	一九、五八〇	仁徳天皇社
南都興福寺	天明六	五	一、五〇〇	二、二五〇	三、七五〇	一〇〇	一九、五八〇	仁徳天皇社
妙法院宮	天明六	五	一、五〇〇	二、二五〇	三、七五〇	一〇〇	一九、五八〇	仁徳天皇社
南都興福寺	天明六	五	一、五〇〇	二、二五〇	三、七五〇	一〇〇	一九、五八〇	仁徳天皇社
南都興福寺	天明六	五	一、五〇〇	二、二五〇	三、七五〇	一〇〇	一九、五八〇	仁徳天皇社

米價下落

寶曆の用金一件

米價は延享二年以來連年下落の趨勢を取り、寶曆五年五六月の頃、九州中國并に北國筋霖雨洪水あり、肥後米九十三匁五分、筑前米八十四匁一分に上りしと雖も、翌年より復下落を續け、同十一年五月には加賀米四十七匁、肥後米五十匁五分、筑前米四十七匁八分となれり。此の如く米價連年の下落により、士民の迷惑少からざりしかば、幕府は目付三枝守明○帶勘定吟味役小野一吉等を大阪に遣し、城代松平康福○周に命じて、三郷富商に用金令を傳へしめたり。十二月二日、守明一吉等一行十六名○兩使の外に御勘定書留方二名、本勘定方二名、御天滿組惣會所に到著し、臨時御用掛西町奉行興津忠通と議し、十二月十六日を第一回とし、前後三回に分ちて市中富商を西町奉行所に召し、諸役人列席の上、各自に用金額と上納期限とを指定し、其方共米相場の儀につき、御用金を命ぜられたること冥加至極なれば、早速請書を差出すべしと申渡したり。即ち第一回は鴻池善右衛門、平野屋五兵衛、辰巳屋久左衛門、泉屋治郎右衛門、油屋彦三郎、加島屋久右衛門、三井八郎右衛門、布屋十三郎、鐵屋庄左衛門、鴻池松之助等十名の五萬兩宛を最高額とし、其他

幕吏三枝守明等來阪す

幕府三郷富商に用金を命ず

用金指定總額と下命人員

市民用金の調達に苦む

二萬五千兩宛十名、一萬五千兩宛十一名、一萬兩宛三名、五千兩宛三十六名あり、上納期限を明年正月十日限とし、第二回は十二月廿三日にして、鍵屋半右衛門の二萬兩を最高額とし、其他一萬五千兩宛三名、五千兩宛廿八名、三千兩宛五十七名あり、上納期限を明年正月十五日限とし、又第三回は同十二年正月五日にして、米屋平右衛門の五萬兩を最高額とし、其他一萬兩一名、五千兩宛五名、三千兩宛三十九名あり、上納期限を同月廿九日限とせり。用金指定額總計百七十萬三千兩、此人員二百五名なり。御觸書之留并濱方記録、草間伊助筆記、永日集

第一回到用金を命ぜられたる町人は、正月十日が皆納日限なるにも拘らず、皆其調達に苦み、納付の延期を請ひ、同月末日を以て其期と爲したれども、猶之を上納すること能はず。第二回第三回到命を受けたる者も亦延期を請ひ、全額を上納したりしは、鴻池善右衛門、三井八郎右衛門等若干名にして、總計七十萬兩を出でざりき。初め幕吏の來阪するや、市民疑懼の色あり。米市場は賣買無くして自ら休業となりしが、用金令一たび下るや、相場は頗る亂高下を生じ、用金を賦課せられたる人々は、或は俄に貸付金の返辨を督促し、或は新規の貸出を謝絶し、問屋は諸國より輸送し來れる荷物を差出人に還付し、市民一般急に節約を守り、奉公人を減

上納未済の
分を免除す

用金を町々
に貸付く

返却期限
利子

貸付金の使
途
(一)買米

ずるあり、歳末年始の諸禮を廢するあり、細民職を失ひ、上下の混雜大方ならず、幕府も到底豫定額を得ること能はざるを覺りしにやあらん、二月廿八日上納未済の分を免除し、翌月上旬三枝守明等大阪を發して江戸に向へり、引用書同上

幕府の米價引上策は用金の上納を待ち、之を三郷町々に貸付け、町々をして買米を行はしむるにあり、是を以て正月十六日、先づ北濱本町間の廿五町を西町奉行所に召して、用金を貸與し、爾後用金の上納ある毎に之に倣へり、貸付金額は一町二千六十兩を通例とし、少きは九百四十兩なるもあり、而して之を町々に貸付くるに當りては、町人惣代及町年寄連署の借用證文に、惣年寄今井與三右衛門、中村左近右衛門、渡邊又兵衛、野里屋四郎右衛門、永瀬七郎右衛門、江川庄左衛門、六名の連印せるもの二通を、貸主即ち用金上納者宛に出さしめ、其金高は一通を借用金額の三分、二銀○金千三百七十四兩、此一通を三分、一銀四百一貫百六十兩、此とし、利子は銀一貫目につき一ヶ月一朱の割合を以て、毎年七月十二月兩度に遲滞無く支拂ひ、元銀は町奉行所の下命次第返却すべき旨を證書面に記載せしめ、又右同前の連署を以て町奉行所宛に二通の證文を出さしめ、一通には買米代金千三百七十四兩を以て去年の米切手を買入れ、買入次第切手に寫を添へて差出し、且つ賣

(二)相對貸

買米令によ
る米價の騰
貴

貸付金中買
米に用ひし
分の返納

主産地石高代銀切手枚數等を年寄連判にて届出で、御貸付金六百八十六兩は拜借金といへる名目を附し、一朱半以内の利子を以て、相對次第希望者に貸付くることを承認すといひ、一通には町奉行所より封印を施して返還せられたる切手は、之を質入して金銀を調達し、或は之を藏出して他國に賣渡し得るも、必ず官許を得て之を爲すべきこと、他國に賣拂はざる米は、町奉行所の指令あるまで、何年にも圍置くべき筈なれば、ふけ米と爲る恐あるものは、申請の上指揮を仰ぐべきこと、買替の時期を失して損失を招くも、其町にて償ふべきこと、買米代金并に御貸付金の利子は町奉行所に上納し、町奉行所より貸主に交付せらるゝこと等を承認すと記載せしめたり、引用書同上

かく買米を強制するに及び、昨年十二月仕舞相場筑前米五十四匁なりしもの、本年正月十九日頃には六十八匁三分の高價となり、而も是月三十日買米藏出の命ありしを以て、市中は俄に倉庫の闕乏を訴へ、爲に一坪七八匁といへる格別の藏敷料を出さざる可からざるに至れり、然るに二月廿八日に至り、幕府用金令を撤し、買米は奉行所の許可を得て自由に市外に賣却するを許し、貸下金中買米に要せし三分、二は、利銀を添へて奉行所に差出さしめ、奉行所より貸主に返還し、三分、

堂島米仲買
及米方兩替
屋の買米

故意に米價
を下落せし
むる者あら
ば告訴すべ
し

一の拜借金は其儘据置と爲せり。御觸書之留并濱方記録草間
伊助筆記永日集八木相場帳
是歳二月堂島濱方は米價の騰貴思はしからずとて叱責に遇ひしかば、仲買兩替
等一統進んで買米を爲さんことを出願せり。仍て米方年行司をして仲買及兩替
各戸に就き、家屋の大小家族の員數、土藏掛屋敷の有無等を調査せしめ、貧富に應
じて相當なる買米額を割當て、四月末日を限り、買米切手を提出せしめたり。然る
に二月以後半年を過ぐるも米價低廉にして、筑前米遂に五十匁を抜くに至ら
ず、七月十九日官町々買米の殘額を悉く藏出せしめ、次いで前に用金に應じたる
町人及買米を命ぜられたる町々年寄を北組惣會所に召喚し、北組惣年寄をして
米價の依然として騰貴せざるは何故ぞや、或は濱方に於て賣崩を試める者ある
にあらずや、各自宜しく調査探聞して意見を上るべく、今後米價益下落すること
あらば、再び買米を命ずるに至るやも知る可からずといはしめ、又堂島仲買及兩
替に諭し、仲買中種々の手段を弄して相場の下落を企劃する者あり、又兩替中強
ひて賣方の敷銀を徴收せず、買方の敷銀のみを嚴格に取立て、若くは兩替自身多
額の帳合米を賣る者あるが爲に、米價下落の趨勢を持續すとの風説あり、若し眞
に不正手段を以て米價を崩落せしむる事あらば、仲買兩替互に之を摘發すべし

買米殘額の
賣拂を命ず

諸家の町々
貸付銀借入

といへり。已にして十月下旬に至り先に藏出したる買米殘額は、買米價格より五
匁以下の損失を度として、他國に賣拂ふべき命ありしが、堂島濱方の買米は未だ
賣拂の命に接せざりしを以て、翌年五月米方年行司より買替を出願して許可を
得たり。而して此際困窮願を出し、買替に及ばずして免除となれる者有りしとい
ふ。御觸書之留并濱方記録
米商舊記八木相場帳

初め用金令の下るや、從來諸家藏屋敷に金銀を融通したりし藏元立入の輩皆之
を命ぜられ、孰も自家用金の調達に忙しく、復諸侯の要求に應ずる能はず、諸侯は、
已むを得ずして町々より所謂拜借金を借入れ、一時の急を濟ふに至れり。然るに
用金中止の令出で、買米賣拂の許可となり、町々多少の損失有りしとはいへ、其借
入金の三分二は元利とも金主に返還を了したれども、町々より諸侯に貸付けた
る三分一は當分其儘町民の負債と爲れり。然るに當時諸家皆金銀に窮迫して、容
易に償却の運に至らざるのみならず、之が督促を爲すに當りても、頗る面倒なる
手敷を要し、町々の迷惑尠からざりしかば、町々協議の上、町奉行所に出願し、諸侯
に對する貸金證文を金主に返却し、金主對諸侯の貸借關係と爲さんことを請ひ、
其許可を得たり。是に於て町々對諸侯の貸借關係は一變して金主對諸侯の貸借

貸付金中相
對貸の分を
金主と借主
との直接關
係とす

諸家借入銀
の年賦返済

關係となり、諸侯より借金を返還する場合には、之を町奉行所に提出し、町奉行所より更に金主に交付する手續を執りしが、財政の困難なるを理由として返却を怠る諸侯多かりしかば、金主等合議して督促を加へられんことを出願し、遂に幕府の決裁を仰ぐに至れり。仍て幕府は元利金を合して無利足年賦返済とし、毎年七月十二月の二回に、其年の年賦額を返納せしめ、年賦償還の期限は借入金高に應じて二百年百五十年以下十年に至るまでの數種とせり。本間伊助筆記

天明の米價騰貴と用金一件

寶曆の御用金は畢竟人爲を以て天然の米相場を左右せんとするものなれば、徒に人氣を動搖し、市場に波瀾を生ぜしめたるに過ぎず、御用金止むに及び、米價却て騰貴せり。明和三年以後七年に至るまで、諸國連年風雨水旱の災あり、米價一季間に十匁以上の騰落を生じ、加ふるに當時諸國の商人作略を以て相場を高下し、幕府の年貢金納相場も平等ならざるに至れり。七年七月幕府令して曰く、諸國年貢米并に大豆石代の金納に用ふる相場は、毎年十月十五日より同月晦日に至る國々市場町場の相場を、代官并に領主役人の奥印を以て勘定所に差出さしめ、勘

諸國商人の
私に年貢米
并に大豆相
場を高下す
るを禁ず

天明二年諸
國稔らず

暴民加島屋
久右衛門及
松安庄右衛
門の居宅を
襲ふ

定所にて吟味の上之を定むるものなれば、相場の高下は自然によることなるに、近年私の作略を以て相場を書出せる者ありと聞ゆ、不埒千萬といふべし。向後相場の立方に疑しき點あらば、吟味を加へ、重科に行ふべしと。是より相場平準に赴き、時に風水の災ありと雖も、諸國平均の豊熟にて、米價四五十匁を出でざりき。安永元年江戸大火あり、諸侯士民の邸第家屋大半烏有に歸せしが、其後十年間米價引續き下直なるを以て、上下鼓腹すべき筈なるに、下落せるは米價のみにて諸色之に伴はず、買米又は用金令の發布あるべくして、而も遂に其事無かりしは、所謂田沼時代とて、貴賤共に華美を旨とし、一方には困窮を訴へながら、一方には浪費を敢てし、金銀の融通極めて盛なりしに由れるなるべし。三貨圖、樂御觸及口達、明和七年、八木相場帳、追考、天明二年五月より土用中に至るまで雨天連續し、米價は五月頃より追次上騰せしが、當年の收穫平年の四割減たること明白となるに及び、相場愈進み、極月仕舞相場肥後米七十五匁一分なりしもの、翌三年正月の初相場には、一躍して七十九匁五分に至れり。偶、堂島新地一丁目松安庄右衛門玉水町加島屋久右衛門を目して、米買占を行へる者とし、其居宅を破壊すべしとの張紙あり。二月朔日群集加島屋に亂入し、又松安方を破壊せんとす。町奉行吏員を派して群集を潰散せしめ、斯

諸色買占圍
置の禁と施
行の獎勵

る暴舉に加盟すべからざるは勿論、見物に罷越す者なりとも捕縛すべしと嚴命し、尋いて昨今米價騰貴細民難澁の時なるを以て、米、油、薪、綿、其他諸色の買占圍置を爲すべからずといひ、又三郷惣年寄をして、窮民に米錢を施行せんと欲する者は、多少に限らず之を實行し、若し氏名を現すを迷惑とする者あらば、其町内より惣會所に申出づべしと言はしめたり。是に於てか内平野町二丁目米屋平右衛門の錢三千貫文を始とし、米錢の施行を申出づる者多しと雖も、一方には風説張紙盛に行れ、殊に張紙に買占人と目せる者の氏名を掲げ、此者買占を行へるが爲に、我等餓死にも及ぶ程なれば、何月何日を期し、彼が居宅を破壊し、家族の者見當次第生命を奪ふべきにつき、志ある者助力すべしと書列ね、物情頗る恟々たり。五月官令して曰く、若し眞に買占人あらば、其人を相手取りて出願に及ぶべきに、無名の張紙を以て威嚇の態度を取ること、不届千萬なり。是等は町奉行所に於て容赦無く捕縛すべければ、町々にても發見次第捕縛告訴すべく、又一町限年寄町人立會の上、町内に張紙を爲したる者の有無を届出づべし。張紙に指定せる當日右場所に赴かば、張紙を爲せる者の同意者として捕縛すべく、縱令見物人たるに相違無しとするも、急度沙汰に及ぶべしと。八木浮鑑録、御鯛及口達、天明三年、三貨圖彙、攝陽奇觀。

風説張紙の
禁

天明三年諸
國稔らず

正米及切手
米の買持圍
置を禁ず

米問屋及搗
米屋を戒飭
す

天明三年氣候順ならず。五月尙冬の如く、七月七日淺間山噴火して、人畜の死傷田畠の損亡夥し。八九月の頃寒涼強く、關東北國筋は勿論、諸國不熟にして米價高直となり、江戸は金一兩に米四斗六七升新米五斗前後、大阪は一石九十目以上に上る。官正米及切手米の買持圍置を禁じ、又粥を食して有米を食延ばすべしとまで達したれども、米價は愈騰貴し、加ふるに十月十一日には雷火ありて、大阪城追手門を焼失し、又其月下旬より翌月に互り、失火殆ど連夜、盜難も亦續出し、町々防火警衛に忙しくして、人民安堵せず、極月仕舞相場肥後米九十四匁三分、翌年正月初相場百七匁、同廿二日百十二匁五分に及べり。閏正月令して、再び正米切手米の買持圍置を禁じ、市中米問屋にして荷主より預れる商米ある分は、荷主に交渉して速に之を賣出すべく、若し扶持米など、偽りて、謂なく米を圍置くか、私利を計りて買持を爲す者あらば、町中より告訴すべし、米問屋并に搗米屋等に就いて米を買はんといふ者には、正道の直組を以て賣渡すべし、米拂底と稱へ、高直に賣出す者あるに於ては、吟味の上沙汰に及ぶべく、若し買手理不盡の舉動に及ばば、米屋共より出訴すべしといひ、尋いて米方兩替に命じ、米仲買より預れる正米切手の石數及預主氏名を、月番奉行所に届出せしめ、又買占の嫌疑ある米仲買十六名を

捕縛したり。然るに審問の結果買占にあらずとの辨解は立ちしが、如何に客方引請米なりとて、多數の石高を買付けたるは、時節柄をも憚らざる仕方なりとて、四月廿三日買米高三分、一即ち六萬五千石を一石七十目にて公儀に買上げ、殘石を自由に賣拂ふを許し、翌日右三分一の切手を沒收し、代銀は追て下付すべく、買持人切手不足の分は入替銀主より切手を差出し、直間銀不足の分は買持人より償ふべしと申渡しぬ。八木浮鑑録、御觸及口達、天明三年同四年、御觸書之留并濱方記録、三貨圖彙、攝關奇觀

米仲買十六名を捕縛するに當り、官市場の動搖を慮り、買占筋の吟味は捕縛者以外に關係無し、米仲買米方兩替屋以下毫も憚る所無く、平素の如く日々の賣買は勿論、入札出米、金銀取引等を行ひ、搗米屋も亦此旨を體して、小賣米直段の下落を計るべしといひしが、一篇の法令は人氣の動搖を制するに足らず、他所輸出の米高俄に増加せしかば、二月十八日遂に米穀他所賣禁止の令を布くに至れり。曰く、或は買占吟味の事あるを見て、當座の買持をも危めるによるか、或は他國の相場高直なるを知りて、利益に泥めるによるか、近日出米額甚だ多し、現在當地の有米額拂底なる上に、此節吟味中の買持米は、他日落著に至るまで賣買するを得ざれば、其石高だけ現在の通用米を減ぜるに等し、此の如く減石せる通用米を他國に

賣渡すとせば、當表の差支を生ずるや必せり。縱令然らずとするも、當秋新穀入津期まで、市中日用の飯米持續するや否や、覺束無きを以て、米商人たると素人たるとを問はず、一分の徳用に拘り、謂無く他國へ賣出すべからず、他國の者來りて買入れんといふも賣渡すべからず、已むを得ざる仔細あらば、町奉行所に届出で、其差圖を請くべし。但し、三郷町續たりとも、在領の分は他國同前に心得べしと、之によれば本令は絶対に他所賣を禁止したるにあらずと雖も、米仲買より他所賣を出願するには、米方年行司の奥印を要し、而も年行司は萬一を慮りて奥印を肯ぜざれば、事實上の絶対禁止と同じく、たゞ武家方用米に限り、其家中又は藏屋敷役人より、米仲買誰某方にて買入れたる旨、町奉行所に届出次第、地方役所より米方年行司に沙汰して、他所積を許したり。是に於てか、在領搗米屋、駄賣屋、上問屋、上積米屋は皆其家業を中止せざるべからざるに至り、木津難波、今宮天王寺傳法等はいふも更なり、住吉、堺、平野、八尾、久寶寺、西宮、灘、目伏見、京師等、飯米の供給を大阪に仰げる村落、町市の困難言語に絶し、京都伏見兩奉行より再三の交渉あり、仍て其所要額の一半を積出すを許すと共に、三郷市民に對しては、新穀入津までに日用米の缺乏を來す虞あれば、上下を問はず、朝夕粥を食する程の心掛にて、麥雜穀の

三郷市民に
令して日用
米を節約せ
しむ

御救米二萬
五千石の賣

一窮民總數と
高人分割當

御救米拂下
の手續と代
銀納入期

御救米を賣
却し其間銀
つを窮民に頒

類を採用し、日用米高従前の半減にて事足るやう勘辨を加ふべしと諭しぬ。然るに有米額の不足は大阪のみならず、江戸も亦甚しかりしかば、四月下旬に至り、幕府は町々在々に觸達して、諸國廻米の道賣道買を禁じ、新穀出来まで取續くべき手當米の外、餘分の米穀を有する者は、其地は言ふに及ばず、他國へも賣出すべしといひ、先に東西町奉行小田切直年佐野政親の連名を以て發布したる他所留令と衝突の傾ありしかば、兩町奉行は本令を三郷に傳ふると共に、大阪にては諸事従前の如くたるべしといひ、已にして又市中酒造家に令し、目下不足勝なる有米を買入れて潰米と爲すは、特に勘辨を加ふる所あるべしと告げたり。御觸及口達天明四年、御觸書之留井

町奉行所は米價騰貴の爲に、前記の消極手段を行ふと共に、窮民救助の積極手段に出でたり。五月朔日町々年寄及町人惣代一名宛を東番所に召し、兩町奉行列席の上、幕命により御救米二萬五千石を一石代銀七十目にて三郷細民に拂下ぐべし、等しく細民といふも困窮の輕重あるべく、一町限年寄町人調査を加へ、輕重を分ち、人員を届出づべしと演說せり。然るに其届書に不備の點ありて再調査を命じ、窮民總數五萬七千五百九人を得しかば、廿五日通達町を召し、一人分四斗三升

四合五勺餘の割合を以て買入るべし、尤も女井に厄介人は同一の割合に及ばざるを以て、其分を減じ、減じたる分を名前人の買請高に附加すべきやう、一町限作略すべしと傳へたり。抑、今回の御救米は前々の如く、御城米を賜れるにあらず、先に米仲買十六人より沒收したる六萬五千石を三分し、江戸に三萬石、京都に一萬石、大阪に二萬五千石を割當てたるなれば、之を誹れる落首に、仰山、貳萬五千を鳩の餌と、くさきるやう、手よりこゝろとあり、而して右御救米の拂下方は各町に切手を交付し、町々をして之を堂島新地二丁目伊勢屋半五郎方に持參し、十石につき七升五合の口錢を出して、切手米を藏出せしめ、代銀は五月廿七日の相場に一割下を以て、來十一日を限り上納すべしといふにありしが、御救米中には肥後米あり、筑前米あり、中國米あり、廣島米あり、内味不同にして分配に便ならざるにより、概ね之を賣却し、其代銀と上納代銀との間銀を窮民に分配せり。例へば某町にて肥後米切手六枚即ち六十石を請け、之を一石百六匁一分五厘に賣り、合計六貫三百六十九匁より、五月廿七日の相場百二匁八分の一割下にて、六十石の代銀五貫五百五十一匁二分と口錢六十九匁とを支拂ひ、差引七百四十八匁八分を町内竈數に分配せるが如し。御觸及口達天明四年、米高直ニ付御救米一件扣、御觸書之留井、濱方記録、攝陽奇觀、

久しく百目臺を抜きし米價は、八月頃より當年豊作の聞ありて漸次下落し、遂に六十日臺に至りしかば、先づ搗米屋駄賣屋株引請人松安庄右衛門の出願を容れ、米仲買より町續在領の彼等宛に米穀を積送るを許し、尋いで十月五日全く他所賣禁止を解除せり。然るに新穀續々廻著せるに拘らず、米價再び騰貴の傾向を示し、買占人ありとの風説専ら行れしかば、米方年行司に其調査を命じ、萬一買占人あらば、嚴重に處罰すべしと令したり。翌天明五年正月、買占の嫌疑ある米仲買若干名を捕縛し、他所賣禁止の令を布きしが、米仲買に買占の事實無く、又現在の有米并に向後廻著すべき石高を見積らしめしに、本年新穀時期に至るまで、日用米に差支無しとの見込立ちしを

年號	米一石に付	金一兩に付	錢一貫文に付
延享三	肥 七九、三〇 肥 七三、一〇 肥 七四、五〇	六二、三〇 六三、六二 六三、六四	一三、八〇 一三、一〇 一三、七〇
延享四	肥 七三、一〇 肥 七四、五〇 肥 七三、二〇	六三、六二 六三、六四 七三、二〇	一三、一〇 一三、七〇 一三、二〇
寶曆三	中 五一、七〇 中 五二、一〇 中 五五、二〇	五八、七二 五八、七〇 六〇、二八	一三、七二 一三、五〇 一三、三〇
二	中 五三、五〇 中 五三、八〇 中 五三、一〇	五九、一〇 五八、九八 六一、四〇	一四、三五 一四、〇七 一四、五〇
三	中 四一、四〇 中 四二、二〇 中 四二、六〇	五八、九〇 五九、一〇 六一、四七	一三、一〇 一四、三五 一四、三九
四	中 四一、七〇 中 四三、六〇 中 四三、三〇	五八、九〇 六一、九〇 六一、〇七	一三、一〇 一四、三五 一四、三九
五	中 五三、五〇 中 五三、八〇 中 五三、一〇	五九、一〇 五八、九八 六一、四七	一四、三五 一四、〇七 一四、五〇
六	中 六八、七〇 中 六八、六〇 中 八六、三〇	六一、九五 六一、九三 六一、四七	一四、一五 一四、三九 一四、五〇
七	中 六八、七〇 中 六八、六〇 中 八六、三〇	六一、九五 六一、九三 六一、四七	一四、一五 一四、三九 一四、五〇

以て、直に他所賣を許し、米方年行司上積問屋等に諭して、手廣く賣買を行はしめたり。町奉行は常に米價騰貴の時は、一己の利益を主として買占を爲すべからずといひ、米價下落の時は、豊凶の見込を以て手廣く賣買するは商人の常なれば、敢て咎むる所無しといふ。買占と手廣の賣買との區別は、易きに似て實は甚だ難し。昨今兩年引續き檢舉せられたる米仲買が萎縮して振はず、偶賣買するも下人の名義を以てし、或は下人以外の者を買使と爲し、一意責任を免れんとするに至りしは、理なりといふべし。御觸及口達天明四年、御觸書之留并濟方記録

年號	米一石に付	金一兩に付	錢一貫文に付
八	肥 五八、〇〇 肥 五八、〇〇 肥 六六、〇〇	六一、五八 六一、四七 六〇、八二	一四、〇八 一三、八八 一四、二〇
九	中 四一、三〇 中 四三、六〇 中 四三、三〇	六一、九五 六一、〇七 六一、九〇	一三、九二 一五、七八 一五、二五
一〇	中 五〇、三〇 中 五一、五〇 中 五四、〇〇	六五、〇八 六四、八四 六三、〇〇	一五、五五 一五、二九 一五、四三
一一	中 五〇、三〇 中 五一、五〇 中 五四、〇〇	六五、〇八 六四、八四 六三、〇〇	一五、五五 一五、二九 一五、四三
一二	中 五〇、三〇 中 五一、五〇 中 五四、〇〇	六五、〇八 六四、八四 六三、〇〇	一五、五五 一五、二九 一五、四三
一三	肥 七二、五〇 肥 七一、七〇 肥 五五、〇〇	六二、一五 六一、九〇 六二、五〇	一五、二五 一五、五九 一五、一〇
一四	肥 六三、四〇 肥 六二、七〇 肥 五九、八〇	六二、八八 六二、〇〇 六二、八〇	一五、六二 一五、二五 一五、五四
一五	肥 六二、七〇 肥 六〇、六〇 肥 六四、九〇	六二、〇〇 六二、七〇 六三、七二	一五、二五 一五、五四 一五、五〇
一六	中 六四、一〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、四八 六三、六五 六三、一五	一五、一〇 一五、四四 一五、〇五
一七	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
一八	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
一九	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
二〇	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
二一	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
二二	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
二三	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
二四	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
二五	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
二六	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
二七	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
二八	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
二九	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
三〇	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
三一	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
三二	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
三三	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
三四	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
三五	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
三六	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
三七	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
三八	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
三九	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
四〇	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
四一	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
四二	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
四三	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
四四	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
四五	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
四六	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
四七	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
四八	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
四九	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三
五〇	中 六一、五〇 中 五〇、二〇 中 六一、五〇	六三、一五 六三、〇五 六三、七〇	一五、五七 一五、二三 一五、四三

れば、一半に足らず。加ふるに當時大阪に行れたる後藤縫殿助の米切手改仕法は、切手一枚につき一匁の加印料と三分の濱方入用とを徴收せしかば、買主は此費用を見込みて、二三匁方下直に入札せり。故に諸家は収入の減少に窮して借入金金の返済を遷延し、金主は之を見て新規貸付を敢てせず、大阪表の金融大に澁滞せり。是に於てか幕府は一種の融通法を案出し、(一)幕府は大阪町人に用金を命じ、其金額を直に彼等に貸付け、(二)大阪町人は該金額を相對にて諸家に貸付け、利足を七朱に限り、内一朱を幕府に上納し、(三)諸家は借入金高に應じて、領分の田畑を引當とし、萬一返済延滞せば、附近代官にて右田畑を保管し、年々の收入を貸方に交付すとせば、金主は債權の安全

幕府の案出せる金銀融通法

天明	九	八	七	六	五	四	三	二	安永	八	七
肥	肥	肥	肥	肥	中	中	中	中	中	中	中
四、六〇〇	四、六四〇	四、七五〇	四、七八〇	五、一〇〇	五、二四〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇
五九、八〇	六一、〇五	六一、三五	六一、七〇	六一、八〇	六一、九〇	六二、〇〇	六二、一〇	六二、二〇	六二、三〇	六二、四〇	六二、五〇
九、七三	九、七八	九、八二	一〇、一五	一〇、三二	一〇、四〇	一〇、四七	一〇、五五	一〇、六三	一〇、七一	一〇、七五	一〇、八三

九八四

幕府大阪町人に用金を命ず

なるを認め、悦んで諸家の依頼に應じ、金融の圓滑期して待つべしと。乃ち同年十二月十四日、大阪町人数十名に用金を命じ、若し本令に託して平素の取引を中止する者あらば、急度其罪を糾すべく、別して米方年行司は浮説によりて相場の高下立會の中止を來さざるやう注意すべしと諭したり。然れども本令一たび出づるや、市況頓に沈衰し、或は普請を中止し、或は年末の餅搗を廢するあり。官令して一方には萎縮退嬰を戒め、一方には猶豫無く用金指名者の請書及町年寄の添書を徴し、翌六年正月十三日、更に指名人員を増加し、之と前後して諸家の借入金額を高十萬石につき、一萬五千兩の割合とし、又用金高の少額なる分は、組合貸とするも妨無しと告げたり。

諸家借入金額の割合を定む

用金下命人員を増加す

二	三	四	五	六
肥	肥	肥	肥	肥
五、四七〇	五、六一〇	五、七三〇	六、〇五〇	六、三七〇
五九、五〇	六〇、三五	六〇、三〇	六〇、二〇	六〇、一〇
九、二三	九、七〇	九、六〇	九、五〇	九、四〇

本表延享三年より寶曆十二年までは八木相場帳により、寶曆十三年より安永九年までは八木相場帳追考により、又天明元年以下は天明歳中寛政歳中記録及八木浮鑑録による、毎年第一行は正月の初相場を示し、第二行は極月の仕舞相場を載す、肥は肥後米、中は中國米、筑は筑前米の略にして、孰も其季に於ける建物米なり。

用金令による町人の迷惑

買米令用金令は、何時にても町人の迷惑と爲らざるは無けれど、今回の用金は迷惑殊に甚しといふべし。何となれば彼等は新規貸につきては、幕府の保證により、年々利足及元金の一部を確實に收納し得べしと雖も、現在の金融澁滞は新規貸の安全不安全を懸念するに由るにあらずして、舊貸金の回收意の如くならざるに由れるなり。然るに幕府は新古の貸借を區別し、今回の貸付金を古借の方へ引直すを許さずと嚴命し、而も自ら一朱の利を納めんとす。幕府が新貸付金に公金といへる名目を許すが爲に、貸付金利子の一部を納むるとせば、寺社が實際上町人の出資による貸付金に其名目を貸し、利銀の一部を取ると擇ぶ所無きなり。是故に用金指名者は已むを得ずして速に請書を呈せりと雖も、諸家貸付に至りては遅々として行れず、仍て令して督促を加ふること二回に及び、貸付済の分、貸付謝絶の分、申込ありて相談中の分、全く申込無き分の四項に分ちて、明細届を差出さしめたり。御用金一件細書記、御觸及口達、天明五年同六年、

幕府は金銀融通の目的を以て、三郷富商に用金を命じたるのみならず、天明六年六月に至り、同一目的を以て、諸國の寺社山伏御料私領の百姓町人一統に用金を命じたり。其文に曰く、近年融通滞礙し、諸家差支多き由聞ゆるにより、三諸國寺社

用金貸付の有無を上申せしむ

幕府天下に統一用金を命ず

用金を諸家に貸付く

山伏は、宮門跡尼御所を除き、本寺本山并に重立ちたる社家より、未々の寺社上下を定め、上分一ヶ所を金十五兩とし、以下相應に出金高を定め、末寺觸下支配等に申渡すべく、三御料私領の百姓は持高百石につき銀廿五匁宛、三同町人は間口一間につき、地主より銀三匁宛を出すべし。但し、今度大阪表にて用金を提出せる者を省く。此金額は本年より向五年間、毎年徴收の上之に官金を加へ、大阪表會所に於て諸家に貸付け、利足七朱を徴し、返済引當として大阪表通用の米切手并に領分の内相當の村高を證文に書入れしめ、萬一返済延滞に及ば、切手米を藏出し或は附近の代官にて村高を預り、其収入を以て返済せしむべし。金銀を出せる者には五ヶ年を過ぎて元金を償還すべきは勿論、七朱の利足中會所諸入用を除き、残額を元金と同時に賜るべし。故に何等疑懼する所無く、諸國寺社山伏は本寺本山より出金高を通知してより二十日以内に、諸國百姓町人は本令申渡後二十日以内に、出金し、明年以後は年々正月中に出金すべし。上納の手續は、御料は其地の奉行所代官所に、御預地并に私領は領主地頭に納め、夫より江戸附近は駿河町爲替御用達三井組或は同所上田組に、大阪附近は高麗橋三丁目三井組或は上中、島町上田組に納むべしと。大阪にては七月十四日、三郷町々年寄并に町人惣代一名

用金上納の手續

大阪に於ける本令の實

宛を其郷惣會所に召集し惣年寄より本令を傳へ尋いて毎町に命じ本月廿五日四時を限り間口銀勘定帳を上るべし又上納銀は來月三日迄の内何時たりとも下命次第納證文を添へて惣會所に持參し得るやう準備すべし但し先般融通銀を命ぜられたる十二軒及今回用金を命ぜられたる町人の住宅掛屋敷并に無役屋敷道場山伏寺社屋敷藏屋敷町年寄會所屋敷其外地子銀冥加銀を出せる御預地濱地等の間口銀につきては追て沙汰に及ぶべしと告げたり然るに本令傳達後又は出金高通知後二十日限上納といへるは早急に過ぎて到底行れ難きを知りしにや改めて五十日とする旨江戸表より通知ありしかば町々勘定目錄の提出は八月廿八日銀高上納は翌廿九日に延期せられぬ御觸及口達天明六年

天明六年春來雨繁く六月土用中氣候寒冷にして畿内西國九州洪水あり七月十日關東筋古今未曾有の大洪水にして新大橋永代橋流失し濁水牛込青山等の臺地を浸すに至れり此の如く諸國凶作に加ふるに莫大の用金令あり人心頗る動搖せしが偶將軍家治薨じ老中田沼意次等黜けられ諸國寺社山伏百姓町人の出金令は九月十二日の三郷町觸を以て又大阪富商家に對する用金令は閏十月十日を以て廢止となりき尙本年より翌年に互る米價騰貴と之に對する施設

諸國洪水

兩用金令の廢止

とは詳に後期にあり。御觸及口達天明六年御用金一件細書記三貨同業

人參座龍腦座鐵座眞鍮座其他諸座

朝鮮人參の栽培
將軍吉宗朝鮮人參の價貴くして容易に貧民の服用し能はざるを憾とし種子を朝鮮に求め野州今市村にて栽培せしに結果頗る良好なりしかば之を諸州に移植し寶曆十三年十一月神田紺屋町に人參座を立て翌明和元年閏十二月江戸大阪に下賣人を置き定價を以て諸國に賣弘むるに至れり當時大阪下賣人は長堀清兵衛町袴屋宗兵衛尼崎町一丁目岡谷勘兵衛兩名にして三郷市中のみならず隣國の賣弘をも掌り定價は上人參半兩につき金一兩並人參金二分肉折人參一貫文細髭人參錢六百文にして並以下は小半兩包及五分包あり悉く人參座封印包の儘賣渡せり同四年七月上並肉折人參の三種を半斤入一斤入の箱入とし相對直段を以て賣捌くを許し細髭人參と新に増加したる刻人參とは舊に依り封印包とし其後並次人參の一種を増し定價を半兩につき金一分としぬ德川實紀四年同七年

定價

下賣人

人參座

朝鮮人參の栽培

明和六年三月朝鮮種人參賣弘法一變す是より先き種人參を長崎表落札の唐藥

種人參の賣
買を道修町
託す

種人參賣弘
并濶代銀貸
付會所

種人參引請
額を強請す

種人參賣弘
人及會所支
配人の私曲

種箱物同前に賣買せんとするの議あり、幕府之を道修町藥種仲買に下して意見を求めしに、承諾の旨を言上せしかば、是月改めて請書を徴し、自今人參座より下賣人に入札拂と爲したる種人參は、箱入の儘悉く之を唐藥問屋に送附し、問屋より更に仲買に賣渡すことゝなれり。然るに此賣捌法は同八年十二月に至り、再び一變し、島町一丁目扇屋三郎右衛門外江戸町人四人、西三十三ヶ國に於ける種人參賣弘人となり、京大阪に賣弘會所を建て、相對直段を以て賣渡し、又人參御拂元代金上納期まで、賣溜銀を貸付けて利銀を徴するを許されたり。是に於てか賣弘會所^{○會所は最初安治川南一丁目成尾屋市左衛門方は同時に一箇の金銀貸付會所}ありしが、其後會所支配人と共に屢變更せり、^{は同時に一箇の金銀貸付會所となり、幕府は近年生産額の増加に伴ひ、價格下落せる種人參を賣捌かんと欲し、天明元年以來、毎年唐藥問屋藥種仲買町醫師及町々をして所要の人參額を届出てしめ、少額なれば、有徳院様御仁徳に程を辨へざる段不埒千萬なりとて督勵を加へ、賣弘人及會所支配人は人參賣溜銀の貸付を利用して私腹を肥さんとし、三郎右衛門私曲露顯して罷免せられ、之に代れる日本橋坂本町辻傳次郎并に會所支配人北平野町六丁目河内屋まさ借家河内屋佐兵衛北堀江二丁目米屋治三郎代判利八借家河内屋佐一郎も、亦不埒の所業ありしとて處刑を被れり。天明}

人參製法所

改正定價

製法所廢止

唐和龍腦座

大阪取次所

龍腦座廢止

唐和明禁會所

七年十一月、幕府人參座を廢し、元飯田町中坂上人參製法所をして其事業を繼續せしめ、本町組藥種問屋に販賣を一任し、又大に定價を減じ、上人參一兩につき銀七匁五分、並人參銀五匁、刻人參銀四匁、肉折人參銀三匁、細髭人參銀二匁とし、土並肉折髭人參は小半兩包、刻人參は五分包をも賣渡せしが、其後諸國愈々人參の栽培に熟し、之を官業とするの要無きに至り、製法所を廢し、人參栽培を隨意としぬ。時に寛政二年十二月なり。^{朝鮮御種人參一件仲間印形帳、朝鮮種人參賣弘印形帳、御同七年、天明二年、同七年、公用并書上扣、御種人參常用物一件、御觸及口達、安永元年}

明和五年五月、幕府新に唐和龍腦座を長崎大村町に建て、龍腦を和製し、唐龍腦と共に同座の一手取扱とし、賣下品に改印形を加へ、江戸、京、大阪三府に取次所を設け、藥種屋香具屋等座賣龍腦を買請けて、之を小賣するは勝手次第なりとせり。大阪取次所を過書町爲川五郎兵衛方とす。龍腦座設立の理由は殖産興利にありしこと疑を容れずと雖も、繼續十餘年、天明二年七月を以て之を廢止し、龍腦和製を中止し、唐龍腦を舊の如く入札拂とせしを以て見れば、豫期の如き收益あらざりしなるべし。^{御觸及口達、(明和)五年、天明二年、}

豊後、國野田村明禁山請負人某、幕府に運上銀を上納して唐和明禁會所を設立し、

薩摩明鑿唐
明鑿引請會
所

鐵座及眞鍮
座

鐵類の大坂
積廻

鐵座の鐵類
買上及賣下

江戶及大坂に會所一〇寛延元年出版の難波丸綱目、唐和明鑿賣所安堂寺町を置き、唐和明鑿を一手に引請け、賣捌來りしが、寶曆八年京都及堺にも右會所を設立せり。然るに諸國產出の和明鑿を會所に送付せず、密に賣買する者ありしを以て、會所の經營意の如くならざりしに、更に天明二年八月、前記四ヶ所に薩摩明鑿并に唐明鑿引請會所の設立を見るに及べり。御觸及口達寶曆八年同十年、明和二年同四年、天明四年。

安永九年八月、幕府銀座加役として鐵座及眞鍮座を置き、鐵座役所を大坂に建て、江戶、京、大坂銀座役所をして眞鍮座の事を掌らしむ。仍て令して曰く、一諸國より出づる鐵、銀、銑は從來の如く山元より大坂問屋に廻送し、問屋より座に賣上ぐべし。二途中の津々浦々は勿論、大坂問屋以外に直賣すべからず。三鐵、銀、銑大坂に著船せば、問屋并に船方より、町奉行所及鐵座に届出づべし。但し、鐵座買入直段は荷物の性合に應じ、之を定め、代銀は即座に問屋に渡し、鐵座は夫々直段を定めて仲買に賣渡すべきを以て、希望者は仲買より買請くべし。四諸國より出づる鐵類の内、領主にて買上げ、大坂藏屋敷に輸送するもあるべければ、此分は大坂にて右荷物を引請くる者并に船方より、町奉行所并に鐵座に届出で、問屋又は鐵座に賣渡すべし。五國產の鐵類を其土地限使用するは妨無し、従前大坂問屋に輸送せざる分

眞鍮吹方

眞鍮の賣下

鐵問屋仲買
及眞鍮仲買
の口錢

鐵商人及職
人の罷業

を、新に輸送するは勝手次第たりと雖も、固く他國へ輸送すべからず。五眞鍮は前々京都のみにて製せしを、近年江戶、大坂、伏見、堺にても製せる由、今度眞鍮座設定の上は、江戶、京、大坂以外にて製するを許さず、今迄眞鍮吹方を業とせる者は、眞鍮座に屬して其差配を請くべし。六眞鍮座にては眞鍮の品質に應じ、直段を定めて仲買に賣渡すべければ、細工人共は仲買より買取るべし。七大坂鐵問屋仲買并に眞鍮吹屋仲買は兩座より人數を定め、株札を交付すべし。八鐵問屋口錢は仕切直段銀百目につき一匁、仲買口錢は鐵賣捌代銀百目につき二匁を鐵座より與へ、眞鍮口錢は賣出代銀百目につき二匁を仲買に與ふべし。九鐵座眞鍮座とも十一月朔日より開始すと。御觸及口達安永九年。

本令一たび發布せらるゝや、鐵商人及職人の愁訴歎願續出し、偶平素の如く業を營む者あれば、之に脅迫を加へて罷業せしめたりといふ。彼等をして斯る一種の同盟罷工に出でしめしは、第一鐵座が定直段を公示せざるにより、仲買の稱ふる直段は實際の定直段に有らざるべしとの疑念を抱きしこと、第二賣捌元が鐵座一ヶ所なるに乘じ、買占を行へる仲買ありと疑惑せしことにして、或は單に疑惑に止らず、多少の事實ありしならんと想像せらるゝなり。是に於てか幕府は鐵座

鐵類賣買の
問屋仲買の
相對とす

鐵座口錢

鐵座及眞鎔
座の廢止

下金下銀類
の賣買

銀箔眞鎔箔
赤箔
眞鎔箔職仲
問

の仕法を一變し、鐵仕切代銀は問屋仲買立會の上相場を定め、問屋より山元に渡
し、賣捌方は同じく相對相場を以て問屋より仲買に買取り、諸向に賣渡すべし、鐵
座口錢は鐵銀一束につき銀四匁、銚三十貫目につき銀三匁九分の割合を以て、仲
買より上納すべし、問屋仲買間に賣買せる鐵類は、毎月三回双方より其額を鐵座
に届出づべく、其他は都て前令の如く、萬一拔賣買を行ふ者あらば、本人は勿論買
請人并に所役人まで、其罪を免れずと嚴命せり。時に天明五年九月なり、之にて鐵
商人及職人等が抱ける疑惑は去りたるも、仲買より鐵座に納むる口錢は、結局最
後の需用者の負擔たるに相違無き惡法なれば、同七年九月眞鎔座と共に廢止と
なれり。御觸及口達(天明元
年、同五年、同七年)

山出金、外金、府金、下金は金座并に金座下買の者に賣渡し、下金類入用の者は金座
より買請け、灰吹銀、其他潰銀類は銀座并に下買の者に賣渡し、下銀類入用の者は
銀座より買請くべき制なるに、近年違法の者ある由、不届至極なりとて、安永四年、
同六年、天明六年、下金下銀類の拔賣買を嚴禁せり。又箔類の取締につきては、京都
箔方職人以外に銀箔を打立て、京都、大阪、伏見以外に眞鎔箔、赤箔を打立つるを禁
じ、孰も改方の檢印を加へ、檢印無き箔類は一切賣買すべからざる旨嚴命せり。大

阪にては眞鎔箔打職に従事する者四名ありしが、天明元年五月株仲間を許され、
毎年十一月一名につき冥加金百疋づゝを上納しき。御觸及口達(安永四年、同六年、
天明元年、同六年)株仲間名前
書前

朱及朱墨は之を朱座より買取りて商賣すべしとは、幾度か反復せられたる幕令
なり。天明二年十一月、官令して唐國より輸入の朱は長崎朱座にて買取り、又琉球
朱は持渡高を定め、薩州より朱座に引渡すものなるを以て、萬一脇々より朱及朱
墨を賣出す者あらば、早々告訴すべしといへり。偽朱賣買のこと絶えざりしを見
るべく、朱座年寄同惣代より辨柄賣買朱座引請願を提出せるも、之によりて朱座
の繁榮を恢復せんと欲したるなるべし。然るに明和八年四月及五月の道修町藥
種仲買抗議書に、當仲間は藥種商賣を主とすれども、脇店并に諸國藥種屋に於て
繪具染草を商賣するにより、諸國より藥種注文に加へて、右繪具染草を當仲間に
注文し來り、當仲間も亦之に應じたり、就中辨柄は朱と違ひ、塗師方のみならず、普
請方にも夥しき需用あるものなれば、釜元又は當表繪具商より仕入れ、上中下
の銘印を施して賣捌けり、若し朱座出願の如くならば、買口手狹となり、直段高直
となり、諸國一統の難儀たるべしとありて、朱座出願は遂に不結果に終れるが如

朱座の辨柄
一手引請願
と道修町藥
種仲買仲間
の反對

し。又丹製法所の検印無き丹の賣買を禁ずることは前期に同じ。御觸及口達(寶曆十年)明和二年(安永六年)天明二年(辨柄儀願ニ付印形帳)

秤改

本期間神善四郎の出願を容れ、秤改を行ふこと寛延元年、寶曆九年、明和五年、安永四年、同九年、天明四年の六回に及び、改仕法は第三期に記する所と相違無し。但し、町々の諸秤員數届書は從來一旦惣年寄の手許に集めて、之を善四郎方に引渡したるを安永九年以來改めて毎郷日限を指定し、町々より直に善四郎方に持参せしめたり。又分銅改は寶曆三年後藤四郎兵衛の出願を容れ、同人方より手代を町々年寄の許に派出せしに、兩替屋其他分銅を隠匿して検査を受けざる者あり、改方督促の觸書同四年及十年に見ゆ。御觸及口達(寛延元年、寶曆三年、同四年、同七年、同九年、天明五年、安永四年、同六年、同四年)

分銅改

枡改

安永七年八月、幕府西三十三ヶ國の枡改を令し、翌年五月三郷町中の枡改を行へり。其法三郷町會所に作左衛門方より手代を派し、町内限弦掛枡木地枡を取集め、一定の日限に持参すべき旨を通じ、町代の請書を取り、愈當日に至れば、年寄の名義にて枡の種類及挺數を記したる届書を、所有者の宿所氏名を張紙したる枡と共に、枡所に提出せしめ、正確なる枡は無料にて検定の焼印を押し、又小破損の分

枡播

御瓦師の特權を町續に及さしむ

は一挺につき銀一分五厘を徴し、即時に修理を加へて返附し、大破損の分は所有者と相對にて料銀を定め、修繕を加へ、不正枡及修復し能はざる程度に破損せる分は沒收の上、町奉行所に引渡すものとす。枡播にも亦一定の寸法あり、隨意に細き竹を枡播に使用すべからざる旨、天明五年の觸書あり。御觸及口達(安永八年、同九年、天明五年)、他國瓦殊に泉州在瓦を賣買し、又寺社方町方とも表立ちたる普請に、寺島家支配以外の瓦葺を使役すべからず、但し、繕普請は此限にあらざる旨、本期間三回までも發令を見しが、天明元年五月に至り、繕普請と雖も半日の手間を要する工事、即ち二坪以上の工事は、必ず寺島家配下の瓦葺を使役すべきに改めたり。而して以上は御瓦師寺島藤右衛門が三郷町々に對して所有する特權なりしに、同月之を町續在領なる野田村、北野村、上福島村、下福島村、野田村、内野田、新建家、九條村、西九條村、川崎村、曾根崎村、三軒家村、内勘助、島難波村、内西側町、天王寺村、南平野町、北平野町、東高津村、西高津村、鹽町、野畑及吉右衛門肝煎地に擴張したり。御觸及口達(寛延元年、天明七年)

無札の大工木挽を使役すべからず、日雇取左官職の營業を妨ぐべからずとは、中井家の特權を保護せる觸書にして、本期間前後數回の發布ありき。而して是等に

切石屋株

類似せる職業或は縁故ある職業にして、新に株仲間となれるものに船大工株切石屋株、筏鳶仲仕株、打貫井戸株、攝河兩國突貫井戸株、播州一ヶ國打貫井戸株、植木屋株等あり、切石屋は今の所謂石工なり、明和七年十二月、仲間判形帳を上り、冥加銀初年十五枚、翌年より毎年十枚を上り、當時の人員に限らず、希望者を加入せしめ、萬一石切賃銀を引上げ、或は細工石を高直に賣出し、諸向の故障を來さば、株取放を命ぜらるゝも苦しからずと誓へり。是を以て翌八年普請方手傳人足の切石屋營業を妨ぐるを禁じ、天明三年其旨を反復せり。植木屋株は最初天満方角の植木屋より五十株を出願せしが、三郷并に豊島川邊兩郡村々にて之に加入を請ふ者多かりしかば、株數を増して百三十四株とし、又冥加銀を初年十五枚、翌年より十枚づゝとし、在方植木屋には鑑札を交付し、右鑑札を携ふる者は、三四尺位の手輕の植木又は草花類を三郷町中に行商するを許し、其餘は南天満兩組に分れ、各世話人一人を置き、市賣を爲すこととし、安永三年二月仲間判形帳を上りぬ。此外の諸株につきては、今知る所無し。御觸及口達(寛延三年、寶曆四年、同十年、同十一年、天明三年、享保以來御取計替いヶ條書、株仲間名前帳前書、株

天明二年六月、玉造上木綿町小間物屋忠兵衛、借家木屋善兵衛、三郷普請方手傳

普請方手傳人足株願

人足株を出願せり。其仕法は鑑札三千枚を作り、之を手傳人足に交付して、其身の確實なるを證し、鑑札一枚につき毎月三十文を徴し、其内より毎年冥加金五十兩を七月十二月二回に分納し、出火の節は月番町奉行の手許に加勢人足十人を出し、人足中負傷者長病者は願人方に引取りて療養を加へ、死亡せば死體取片附を爲し、願人方に引取るゝを欲せず、自宅に留る者には、若干の手當を給せんといふにありしが、遂に願意を違する能はざりしこと、株仲間名稱中に之を存せざるを以て明なり。通達町用向之(天明二年)

堺煙草庖丁の偽物を製造販賣すべからずといへる享保令は、寶曆十一年再び其發布を見たり。元來煙草庖丁は堺鍛冶職の特有なりしに、其徒弟等主家が家業閑散につき休業中、四方に散じ、之が打方を鍛小刀鍛冶に示したるより、諸國にて製作するに至りしなり。故に天明五年堺鍛冶職より株を出願するに當り、若し前々他所に於て煙草庖丁を製作し、株の成立によりて家業を失ふべき處ある者は、何人なりとも堺に來り、當仲間に入加すべしといへり。出願の結果明ならず。御觸及口達(寶曆十一年、天明五年)

堺煙草庖丁鍛冶株願

堂島米市場

凡そ株仲間は株許可に際して仲間申合を定むるを例とすれども、米仲買に在りては、今之を知るに由無し。濱方定式留の巻頭に、(一)猥に株札を貸借すべからず、(三)

濱方定式

米仲買人員の調査

無株の者と場所にて商賣すべからず、(三)一定の市場以外にて立會ふべからず、(四)月行司召喚せられたる節、刻限遅滞あるべからず、(五)轉宅せんと欲する者は、何濟の上たるべし、但し、三十餘組の外へ轉宅すべからず、(六)總仲間の意見を聞かんと欲する時は、月行司に申達し、月行司集會の節披露すべし、(七)月行司より例月の町内印形を取るに當り、行衛不明の仲買あらば、早速年行司に斷出づべしとの七ヶ條を掲げ、右古來の定法に有之、間、急度可被相守事とあれば、之を仲間申合の第一とすべし、而して寶曆六年正月、商賣取引定及株札讓請定を添加して、所謂濱方定式を爲せり、濱方定式留

米仲買は享保二十年第三回の株札増加を得て、總計千三百枚餘となれり、かゝる多數のことなれば、或は所在不明となるあり、或は轉居して届出を怠るあり、既に寛保元年十一月に仲買人員を調査し、株札を檢し、自今株札を授受し、又は住所氏名を變更する者あらば、其都度年行司に届出で、年行司より町奉行所に上申すべく、法令に違背し、或は新法を企て、米相場の妨害を爲す者あらば、速に年行司より告訴すべしと令したる程なりき、而して前文(五)に彼等の住居を三十餘組に限るとあるもの、未だ其意を明にせず、或は總員を三十餘組に分ちしか、幕末には米

帳合方

問屋

戎講

株の讓渡

仲買の住所は必ず堂島十五町に限りたり、彼等の内帳合米のみを賣買するを帳合方といひ、正米及帳合米を賣買するを問屋といふ、問屋はもと古株即ち第一回許可の株札を有する者に限りしが、後には資産の多少により、多きを問屋、少きを帳合方と稱し、正米賣買を爲さんとする者は、必ず戎講に加入するを要せり、株の讓渡は(一)親子間(二)親類間及(三)手代十年間勤績の上、主人の證文を得て別家する者に限る、濱方定式留に(一)(二)の禮銀額は先規の如く、(三)は先規の祝儀銀の外に、顔見世銀二枚を出すべしとあれども、先規の銀額を明にせず、株札の質入は固く之を禁ぜり。

八方

寄合場

すくひ屋

稻の穂に、米仲買にて出来を爲さんとする者は、古東組、古西組、古中組、新地眞組、新地元組、新地東組、新地西組、及上組の孰かに加入す、之を八方といひ、毎組其所屬の人名を記したる手帳を保管する宿を札宿といひ、之を寄合場とす、ありて、八方は米仲買の組合の如し、然るに正空賣買開書には、八方とは仲仕仲間八組有るをいふ、尤も一組に親父分一人、附添二人、中老三人あり、此寄合場を宿と唱ふとあり、可否辨じ難し、又米穀賣買出世車圖式には、京伏見に米穀を積送る上積問屋上問屋も千三百軒の仲買の内なりとあり。

此外すくひ屋と稱ふる者あり、客方又は問屋の爲に賣買を周旋す、其年少なるを

場立

走坊ウシバウといふ。すくひとは勝利を得るの義なり。又すくひ屋を相手として賣買する者。を場立といふ。米商舊記、濱方定式留稻の種、八木のはなし、正空賣買、米問書、堂島米穀取引所舊仲買人益田利氏談話。

米方年行司

米方年行司
加人

米方年行司は五人を定員とし、毎年十二月を以て交代の期と定め、當初は惣年寄の人選により、町奉行所より之を任命せり。寶曆十二年九月、廻米検査の命あり、五人の年行司を以てしては到底其任を全うする能はざる旨、彼等より訴出でしかば、官新に綿屋武兵衛吉文字屋彖藏、米屋治右衛門河内屋新右衛門深江屋與兵衛を米方年行司加人とし、翌十三年十二月以後、毎年十二月を以て三名宛交代することゝなれり。然るに一旦年行司となれば、自分名義を以て賣買に従事するを得ず、縦令勤役中一役を免ぜられ、又仲間中より袴摺料若くは世話料として銀若干を受くると雖も、得る所は失ふ所を補ふに足らず、故に年行司を命ぜらるゝも、進んで之を受けざるのみが、或は病に託して辭退する者あり。安永三年十一月、年行司人選の法を改め、本年の年行司をして翌年の年行司候補者の氏名を町奉行所に届出でしむることゝし、又加人五人を減じて三人とし、同じく年行司をして届出でしめたり。年行司は日々米方會所一に米方立會場に出勤し、外に對しては濱方を代表し、内にありては濱方の取締を嚴にし、市場の繁榮を計らざるべからず。

年行司人選
法を改む

年行司の職
務

月行司

米方會所

故に公邊より濱方に對する命令諭告は、必ず米方年行司を召して之を傳へ、又米仲買より米筋に關して出願せんと欲する所あれば、先づ米方年行司に申出で、其奥印を得るを要し、奥印無き願書は町奉行所にて受理せざりき。年行司の下に月行司あり。米仲買の住町は一定したるものなれば、毎町月行司を置き、其町米仲買の取締を爲さしめしものなるべし。米方會所は堂島船大工町にあり、今の堂島小學校に當る。安永九年市場經費の支辨に苦むや、年行司今津屋權兵衛の發議により、岡久留米、松江佐賀四藩藏屋敷に出銀を請ひ、之を以て經費を支辨せしに、尙殘銀ありしかば、之を利用して會所を建設せるなり。水方上役の筆頭表方に住し、下役の筆頭勝手方に住して會所守を爲す。水方とは年行司の差圖に従ひ、寄場に於て雜務に従事する者をいひ、上役四人、下役八人乃至十一人あり。三郷惣年寄由緒書、井勳書、御觸書之留井濱方記、永代錄、米方年行司名商帳、濱方定式留、米商舊記、正空賣買問書。寄場は舊米穀取引所即ち今の大阪日報社の位置にあり。其東部を正米商、中央を帳合米商、西部を石建商の場所とす。毎日市場開始と共に掲げ、閉鎖と共に撤去する看板の文句左の如し。時として帳合商立會中故意に此看板を外し、賣買を無効ならしむることありき。

會所守
水方

寄場

寄場の開始

言合直段
引方直段
寄附相場
眞取
逆取
鼻を振る

なれども、通例建物米の切手を賣買し、又即日代銀及切手の授受を了するを原則とすれども、相對の約束により、翌日渡或は何日目渡といひ、寛政以後は四日目を期限とせり。賣買は仲買自身の思惑によるもあれど、客方の注文によるもあり。此場合には口錢として客方より仲買に、丸物商○百石を標準とする賣買をいふ、なれば百石につき銀十匁端物なれば十石につき一匁五分を與ふ。賣買の最小額は十石なり。寄場の開始は朝五時水方役柏子木を打ちて之を報じ、仲買等相集りて賣買を開始し、半刻乃至一刻にして再び柏子木を打ち、言合番○言合番は或講中より二名宛交之を勤む、其時の平均相場を聞合せて、年行司に届出て、年行司より町奉行所に届出づ、之を言合直段といふ。尙引續き賣買を行ひ、四時過或は晝過に至りて退散す、之を正引といひ、其時の相場を引方直段と稱ふ。此引方直段と當日の諸家拂米落札直段とを參酌して、翌日の寄付相場を立つるものとす。かくて賣買結了後、一定の期日に至り、切手を持參して代銀拂渡を請求するを眞取といひ、代銀を持參して切手請渡を請求するを逆取といふ。甲が乙に對して眞取又は逆取に出でし時、乙に於て拂渡すべき正銀又は切手を有せざるも、乙が丙より請取るべき正銀又は切手あれば、其請取方を甲に委することあり。之を鼻を振るといふ。而して丙は丁に、丁は戊に、順次鼻

直間銀

米切手

二ツ物
二ツ半物
三ツ物

を振る時は、甲は鼻先に取付に赴かざるを得ず、勿論其間多少の日子を要するを以て、賣買當時の直段と濟合當日の直段と相同じからざることあり、其差額を直間銀と稱へ、直間銀は五節季前日に於て、甲乙間に差引勘定を行ふべきものとす。
米商舊記、稻の徳、正空賣買開書、蘆政秘録、八木のはなし、

米切手は拂米切手又正米切手とも稱す。大抵仙花紙四切を用ひ、俵數藏名前切手番號買手の氏名買入の期日を記入せり。但し、俵數は藏々により或は二十俵なるあり、廿五俵なるあり、又三十俵なるもありて一定せずと雖も、其は一俵の内味の不同によるものにして、切手一枚を十石に代ふことは諸藏相同じ。○二俵にて二ツ物といひ、中國米、加賀米、米子米、松江米等之に屬し、二俵半にて一石となるを二ツ半物といひ、徳山米、長府米、宇和島米等之に屬し、又三俵にて一石となるを三ツ物といひ、筑前米、筑後米、肥前米、肥後米、而して是等米切手を得んとせば、正米商に於て之を買入るゝも一法なれど、或は米仲買に依頼し、藏屋敷に就いて拂米を入札せしむるもあり、又仲買自身思惑を以て入札するもあり、孰にせよ藏米入札者は必ず米仲買に限れり。米商舊記、懷寶永代藏、諸藏、米切手(望谷鐵馬氏所藏)

此に藏米入札法の大要を述ふべし。藏米入津高は豊凶により不同ありと雖も、西國筋即ち山陽山陰、西海、南海諸道より來るもの一年二百萬俵乃至二百五十萬俵、

藏米の入津額

廻米

四藏米

初入札

拂米看板

藏名前

すつぽん札
藏米入札の
手續

北國即ち北陸道と東北即ち奥羽地方より來るもの合して三四十萬俵之に近畿の分を加へ、三百萬俵乃至三百五十萬俵に上り、藏米にあらざる商人米一に納屋米の入津高は此四分、一内外なり。兩者とも廻米たるに相違無けれど、藏米を指して特に廻米といふことあり。諸藏米中筑前米、肥後米、中國門○周防長門をいふ、米、廣島米を四藏米又は略して四藏といひ、諸藏米中の主位を占め、加賀米、備前米之に次ぐ。西國米は毎年九月下旬より入津し、北國米は翌年春夏の頃に入津するを以て、拂米期日に自ら相違あり。四藏及備前米は概ね十月十七日を以て初入札とし、北國米は四月中旬若くは其以後に至り初入札を行ふ。さて藏屋敷にて愈、拂米を行はんとする時は、早朝門前に何藏米何俵、敷銀明日掛、代銀何日切、何屋誰と認めたる拂米看板を出し、同時に右の文言を渡邊橋北詰に掲ぐ。看板に何屋誰とあるは掛屋の名前にして、代銀は七日切なるあり、十日切なるあり、一様ならず。藏米を入札するは米仲買に限れども、米仲買は随意に各藩の拂米を入札し得るにあらず。藩々により自ら一定せり、之を藏名前と稱し、一種の特權たり。故に藏名前を借用し、猥に高價の入札を試むるをすつぽん札と稱し、禁令屢下れり。入札者は所要の石數と、一石の買請代銀とを半切紙に認めて封書と爲し、表面に何藏米入札、裏面に何町

敷銀

背敷

無敷返米

敷銀流返米

出米の手續

差出場

何丁目何屋某と記し、正米相場の引方頃より持參し、入札番號の記入を請ふ。開札は八時頃に終り、萬一同直段なれば、入札番號によりて落札者を定め、其氏名を門前に公布し、之を見たる落札者は藏屋敷に至り、石數及落札直段を記入したる帳簿に捺印し、拂米看板にあるが如く、翌日敷銀一石につき三匁乃至二匁を掛屋に持參するを通例とすれども、石數多き時は背敷と稱し、落札當日に敷銀を徴するもあり、萬一落札者敷銀を掛けざれば、無敷返米と稱へ、落札石高買請人名前とも無効となる。又落札代銀は看板面に従ひ、限日迄に掛屋に持參し、別に手教料として十石につき銀二分乃至一分の入目を支拂ひ、掛屋より藏役人宛の代銀請取證即ち銀切手を受領し、之を藏屋敷に提出して始めて米切手を得ることゝなる。或は掛屋にて代銀引替と共に米切手を交付するもあり、若し限日に至り代銀を掛けざれば、敷銀流返米と稱へ、其敷銀を沒收せらる。米商舊記、稻の穂、藏政秘録、八木のはなし、米切手を所有せる問屋が出来を爲さんとする時は、米方年行司に伺書を出し、其認可を経て、切手を小仲年寄に渡し、小仲年寄より神明講年寄藏屋敷上仲仕頭の手を経て、藏役人の手許に至り、藏役人は切手面を檢查したる後、出米を命じ、藏仲仕をして問屋指定の差出場まで運搬せしむ。差出場は大抵堂島濱測の納屋なり。

はい

小仲

神明講

惣用

長六

差米

越年米

出米は必ずしも切手提出と同日に行るゝにあらずして、翌日なるもあり、又出口善しと稱へ、出米に痛濡等無き時は、問屋争うて出米を要求するにより、斯る時は抽籤によりて順番を定む。差出場に堆積したる米をはいといひ、はいを客方に引渡すには、小仲年寄立會の上、伺書の俵數と客方より差出せる上荷船方持參の俵數書付とを對照し、相違無きを認めたる後、惣用俵を直し、繪符を挿み、長六運搬に従事す。此に小仲といふは三方○八方の内新地眞組新地元組新地東組新地西組之に上組を加へ、の支配を受けて出米一條を支配する者をいひ、神明講とは小仲と藏仲仕との間に周旋する者をいふ。惣用は小仲の支配を受くる働人にして、各受持の濱あり、又長六は一に若者と稱し、長吏の配下なりといへり。小仲以下の賃米は差米サマイと稱し、出米の時各俵に差を入れて米を拔取り、之を一旦小仲の手に集めて、更に小仲以下に分配す。差米の巧なるは正米買請人をして心膽を寒からしむといふ。草茅危言に、仲仕の不法を難ぜるは宜なりと謂ふべし。かく出米ある毎に、米方年行司は其額と藏名前とを出米小書帳に記入し、在藏米總額より出米額を控除したる石高を其日の有米高とし、月末の殘額を其月の有米高とし、十二月末の有米高を其年の越年米と稱す。越年米は百萬俵臺なることあり、二百萬俵臺

買持

追出

番賃

差紙

利敷

なることあり、米價の高低と互に影響すること論を俟たず、稻の穂、八木相場帳、八木相場帳追考、米切手所有者は藏屋敷に就いて出米を請ふも、或は之を買持とし、機會を待ちて賣却するも隨意なり。但し、買持には相當の期限あり、大抵翌年の廻米期までを期限とし、之を過ぐれば追出となり、尙買持を繼續せんとする時は、十石につき一日一升五合乃至二升の番賃を出さるべからず。又未だ米切手を得ず、單に敷銀を掛けたるまでなるに、*

一何米何百係	何十何何何分替
代銀何屋誰納	
月 日	何 屋 誰
掛屋何屋誰殿	

にして、何屋誰とあるは賣主なり、而して右差紙は順次に賣先へ廻し、限日に至り、最後の買主より差紙面の代銀を掛屋に納め、掛屋又は藏屋敷より米切手を請け、其際掛屋は最初の落札價格と最後の差紙面價格とを比較し、其差額を落札者より追徴し、或は落札者に交付す、之を利敷といふ。又買持切手并に前文の差紙を入

入替兩替屋
丸物入替

日廻

春銀括歩

入替米切手
賣買の手續

切付

帳合米商仕
法

三季商

替兩替屋に質入して、銀子を借用する便あり。入替兩替屋は十人兩替若くは之に次げる兩替の業務にして、多額の資本を要し、丸物の入替は鴻池屋庄兵衛加島屋作次郎加島屋作五郎米屋伊太郎天王寺屋彌七島屋利右衛門の六軒○後に島に減ずに限り、利子は三月朔日より十月までは、日廻と稱へ、銀一貫目につき一日一分五厘なれども、十一月より翌年二月晦日までは、十貫目につき四ヶ月三百目内外にして、縦今年内に返済するとも、翌年二月までの利子を拂はざるべからず、之を春銀括歩カブといへり。蓋し此間は諸家の拂米一年二百四五十萬俵に達し、米代銀を要すること最も多ければなり。入替に附したる米切手を賣却せし時は、賣主より買主の氏名及代銀を記したる賣附を、又買主より賣主の氏名及宿所を記したる買附を入替兩替屋に送る、若し切手入替中米直段下落する時は、入替流より生ずる損害を防がんが爲、百石につき三百目乃至五百目の敷銀を要求し、應ぜずんば切手を堂島市場に出して賣却す、之を切付をいふ。米商舊記、謹政秘録、稻の礎

帳合米商は一年を三季に分ちて取引を行ふ。第一季は正月八日に始まり四月廿七日に終り、第二季は五月七日に始まり十月八日に終り、第三季は十月十七日に始まり十二月廿三日に終る。○小月なれば第一季は四月廿六日に終る、之を三季商といひ、毎季

限市

建物

脇建物

古米限市

消

の最終日を限市といふ。正月四日五日は、古例により淀屋橋南詰に於て正米帳合米の初相場を開けども、儀式に止り、眞の帳合米相場は正月八日より開かるゝものなり。毎季賣買を開くに先ち、建物一に建米と稱し、其期間に於て賣買の標準となるべき米を定む。其法第一季及第三季に於ては、四藏中仲買人各自が適當と認めたる米の名を、封書を以て月行司に出し、月行司より米方年行司に出し、米方會所に於て兩行司立會の上開札し、最多數を得たる分を建物とし、第二季に限り加州米を以て之に充て、若し五月七日の初相場までに、加州米到着せざることあれば、當日より七月六日まで、第一季の脇建物○建物とならざりを以て建物と爲し、七月十七日より加州米を以て取引を行ふ。第二季の限市を古米限市又建替前といふは、三季の建物が必ず西國新米なるによれり。米商舊記、謹政秘録、稻の礎、八木相場帳追考

帳合米商は百石を最低額とす。正米商と同じく、仲買自身の思惑により、或は客方の注文によりて賣買し、客方の注文には問屋は百石につき五匁乃至二匁五分の口錢を徴す。賣買の開始は正米商と同時に、正引即ち正米商の引方と共に一時賣買を中止す、之を消といふ。短日なるか、或は相場に亂高下ある時は、火繩まで消えざることあり。八時過水方役打揃ひ、寄場に出て、二寸餘の火繩に火を點じ、箱

火繩直段

に入れて看板の下なる格子に掛け、其周囲を保護し、相圖の柏子木を打ちて再び賣買を開始し、火繩の消ゆる時、復柏子木を打ちて之を報ず。此時の相場を火繩直段又大引直段といひ、水方役之を記して場所に示す。帳合米某日の直段といへば此火繩直段を指し、年行司より町奉行に上申す。但し、故障ある時は火繩直段の消ゆる頃、賣買二様三様に分れ、水方役書記し難きあり、或は拍手喧囂して聞分け難きあり、或は故意に看板に手を觸れて之を外づすあり、かゝる時は當日の帳合商は潰となり、前日の火繩直段を以て、賣買取引の立用とするなり。仲買は大引に至り退散するを通例とすれども、尙残留して賣買に従ふ者あり、水方役大抵半時毎に撒水して退散を促す、故に一番水、二番水、三番水の稱あり。三番水の時の直段を桶伏直段といひ、相場觸に記入せらる。米商舊記、蔵政秘録、正空賣買開書、稻の穂、御觸書之留、井濱方配録、

桶伏直段

日計

立米

端銀

消合日

賣附買附

古米場

紙を以て賣先或は買先に取附に廻り、最後の買先或は賣先に至りて濟合となり、濟合の際端銀を生じたる時は、兩替屋と賣附買附を送りたる米仲買との貸借となるなり。端銀とは帳合米の賣買によりて生じたる直間銀にして、借方になりたる端銀は直に之を渡すを法とし、貸方になりたる端銀は多く消合日に於て受領す。寶曆天明の頃は三日分宛を消合ひしが、後には十日消と稱し、一ヶ月三回なることあり、半月消とあり、半月消とあり。一帳合米何百俵、何十何匁へ、何月何日、何屋誰殿、何屋何之助印

買したる俵數、直段相手方氏名を半紙に淨寫して古米場に出し、古米場にては誤謬の有無を正して消合ひ、俵數に誤謬あるか、或は干米等ある時は濟合を命ず。古米場は米方會所の西南にあり、兩替取引會所又消合場と稱し、米方兩替の手代出張して古米の消合を爲す所なり、仲買の遺來帳に、賣先ありて買鼻なく、買先あり

片鼻
遣米ちんば
千米

賣鼻なき米を片鼻といひ、賣先多くして買鼻少く、買先多くして賣鼻少き米を遣來ちんばといふ。片鼻又は遣來ちんばは兩替に渡すを定法とするに、其儘捨置くを千米といふなり。消合日を小勘定日とすれば、限市は大勘定日といふべし。消合日に於て全く濟合となりたるものと確信せるに、愈、限市に至り間違米を發見することあり。若し限市に至り、少數なりとも間違米あるか、或は立米ある時は、米が残つたと稱し、仲買全般の帳合米取引を解除する能はず、故に三季とも限市前三日間を仕舞寄商一に立埋一條といひ、新奇の賣買を許さず、専ら賣埋買埋を爲さしめ、立米間違米無きに至らしむ。若し仕舞寄商に於て、相手無き爲立埋を爲す能はずとせば、其立米は正銀正米の受渡となり、米仲買及米方兩替屋間の關係となる。然るに兩替屋にても無限に正銀正米の取渡を爲す能はざれば、一軒につき一定の引請額ありて、毎期初相場に出す看板に其趣を記入せり。引請額は天明度一軒二百石づゝ、寛政度は兩替一軒に所縁持株一軒を附加し、二軒分にて四百石づゝなりき。米商舊記、米穀賣買出世車圖式、
盧政秘錄、稻の穂、八木のはなし、

仲買人備付の帳簿左の如し。

(一)手帳 賣買の度毎に記入す。

仕舞寄商

正銀正米引
請高

仲買店の諸
帳簿

(三)帳合賣方帳 賣りたる米を記入す。相手方より俵數と直段とをせりに來る、せりとは引合の數なり。

(四)帳合買方帳 買ひたる米を記入す。相手方へ俵數と直段とをせりに行く、賣方帳買方帳を併稱して、遣來帳といふ。

(五)勘定帳 立米并に日計の損益を記入し、之より差引帳に轉記す。

(六)差引帳 損得の出入歩銀等總じて收支を記入す。

(七)帳合帳 立米になりたる賣買の俵數を日々記入す。

(八)古米帳 遣來帳に記入したる賣買俵數中、古米に落ちたる分を記入す。

(九)濱方兩替端銀帳 日計消合の過不足并に兩替廻端銀等を記入す。

(十)當座帳 客方賣買の俵數直段等を認め、判書に割印する帳なり。

(十一)客方勘定帳 客方賣買の立米并に日計の損益を記入す。

(十二)大福帳又金銀出入帳 賣買の立米并に日計の損得其他口錢歩銀等一切の出入を記入す。箱の
穂の

小商一に石建商は異名を虎市といふ。米市の根元にして、讚岐米を建物とし、二十石より取組む。正月四日五日淀屋橋に於ける祝儀相場の建物の讚岐米なるは是

小商内仕法

が爲なり。帳合商同様に賣買し、立埋は仕舞相場前日の建物言合直段を以て立用とす。日計の損徳は翌日古米場にて取引し、夜越歩銀は帳合米より二三厘下直なり。米商舊記、正
空賣買開書

遣來兩替屋

仲間申合

米方兩替屋一に遣來兩替屋は當初株札五十を許可せられ、延享三年更に増株十軒を徳倉長右衛門に許しぬ。帳合米賣買の決算を掌り、市場闕くべからざる機關なること、前文によりて略明なるべしと雖も、更に彼等が寶曆元年に結べる仲間申合によりて其足らざるを補ふべし。申合は合計四十七ヶ條より成り、別に仲間加入銀に關する規約三ヶ條あり。其要に曰く、(一)凡そ兩替仲間は公儀の御法度を遵守し、願書は都て月行司の手を経て差出すべし。(二)帳合商小商に關し、猥に巨額の賣買を引請け、若くは敷銀を徴せずして取引に應じ、或は間銀歩銀を容赦すべからず。(三)取引會所に出す賣買を仲間間に於て喰合することあるべからず。(四)直間不足せば會所より直間觸を出せる時、遲滞無く納付すべく、相場の高下により直間不足せば、兩替店は消合場に金銀若くは切手を持參して取渡を爲すべし。(五)仲間より間違米の取付を依頼し來るとも、翌日四時過ならば、四百俵乃至六百俵迄の取付に應ずるに止め、其以上に及ばざるを拒絶すべし。(六)仲買株を有せざる

者の商を引請け、或は不順序なる取付を爲し、或は振廻間銀を貸す等のこと無かるべし。(七)仲買より買附の差紙を受けたる時は、必ず會所に届出づべく、若し無斷に引請けなば、不敷或は間違を生ずるとも、其兩替の損失たるべし。(八)兩替仲間中會所に對し、掛物の支拂を滯滞し、仲間より立替たる時は、其兩替が再び取引を始め、若くは株を他に譲與するに臨み、前の立替金を仲間^(六)に請取るべし。(九)兩替店と取引ある得意、金銀の支拂に窮して延期を請ふ時は、之に關係せる兩替屋合議の上回答を與ふべし。(一〇)節季迄に残れる間銀に間違を生じたる場合は、次の節季迄に検出すべし。(一一)得意より買附を爲し、直に帳合^{○損益の決}を爲す場合には、從來差紙を徴せざりしを以て、往々にして錯誤を生じたり、今後は直に帳合を爲す場合と雖も、必ず差紙を徴すべし。(一二)平素兩替屋の出入せる藏屋敷の米切手は、其兩替屋より出すべからず。(一三)一兩替屋切手の入替を引請け、之を會所に届出でたりとせば、他の兩替店に於て之を引請くることあるべからず。(一四)新に得意を得たる時は、從來之と取引せる兩替屋の有無を檢查し、若し他の兩替屋に負債あるを發見せば、取引を拒絶すべし。(一五)會所の諸入用は兩替店の取扱へる差紙の俵數に應じて賦課するものとす。(一六)仲間月行司に當れる者は集會に不參するを得ず。(一七)病

氣其他の事故によりて株札を他に譲與する時は、譲請人を仲間中に披露し、仲間
 の承諾を経べく、若し仲間身上不如意にして營業を停止するに至らば、月行司立
 會の上、株札を預置くべし。(一)無届にて仲間の集會に不參し、或は仲間の申合に違
 反し、若くは他店の妨となるべき家風作法を作るべからず。(二)不届ありて一旦解
 雇したる召仕手代子供は、仲間中之を雇入れざるべく、之に反して手代平素實體
 にして其主人より兩替店を出さしむる時は、仲間惣中より銀一貫目の祝儀を贈
 るべし。(三)仲間加入銀は親子兄弟間に株を譲與せる時は、顔見世銀二枚を出し、他
 人より株の譲與を受けたる者は、銀十枚を出し、從來兩替仲間たりし者の兄弟手
 代、新に他より株の譲與を得たる時は、銀三枚を出すべしと。御觸及口達(延享三年)米商舊記

後藤縫殿助の米切手改

前にも言へるが如く、米切手は正米同前のものなれば、其信用如何は直に諸色直
 段に影響す。明和二年八月、幕府令して曰く、諸家の拂米を買請け、切手を所有する
 者、并に切手入替に銀子を貸せる者共、公事出入につき吟味中にて、切手は妨無
 く通用すべし。若し切手所有者又は質取主等罪を獲て、家財欠所に處せらるゝと

正米切手の
通用に關す
る保證

過米切手

調達切手

空米切手の
禁

檢送中の廻
米を實米と
認む

も、其罪妻子に關係無くば、切手は妻子に賜るべし。吟味中家財に封印を施すこと
 あるも、切手は封印外にして通用勝手たるべしと。此は米切手の通用を保證せる
 最初の幕令にして、本令一たび出づるや、正帳共に相場二方騰貴せりといへり。
 然れども本令の發布は、一方には當時諸家發行の切手に過米切手調達切手調達切手
手といへる名稱はの類ありて、切手の通用濫滯勝なりしを證するに足れり。過米
 切手とは切手所有者が必ずしも一時に正米の引替を要求せざるを利用し、廻米
 額以上に發行せる切手をいひ、調達切手とは借銀返濟の引當として銀主に渡せ
 る切手をいひ、共に空米切手たるを免れず。寶曆十一年十二月、幕府空米切手の賣
 買を禁じ、引續いて再三空米切手取締令を出し、若し切手を以て藏出を請ひ、之に
 應ぜざる藏屋敷あらば、藏元及藏役人其罪を免れず。寶曆十一年令發布以前に發
 行せられたる空米切手は賣買するを許さず、藏屋敷と相對にて決濟すべし。縱令
 奉行所に出訴に及ぶとも、受理の限にあらざといへり。之によれば、藏屋敷は實米
 を有せざる限は、切手を發行するを得ず、大阪を距る遠國の地に國せる諸家に取
 りては、迷惑少からざれば、是等諸家の廻米にして既に海上に在る石數は、町奉行
 所に届濟の上、切手を發行するを許し、入津の度毎に右米引請人引請人居町の町

役人米方年行司及藏屋敷役人臨檢して、其石數を申出て、町奉行所に於て前の届書と對照し、相違無ければ之を空米と認めざることをせり。時に寶曆十二年九月にして、米方年行司に加人を設けたる所以實に此に在り。御觸及口達(寶曆十一年、同四年、同八年)御觸書之留并濱方記録、八木浮鑑録、

官銀入替令

空米切手の禁令屢下ると雖も、切手出入未だ其跡を絶たず、金融自ら澁滞せり。是を以て安永二年六月、官藏出延滞の米切手買入令を發し、來七月朔日以後の入替にかゝる切手にして、正米藏出を澁滞する藏屋敷あらば、町奉行所に訴出づべし、切手は公儀に買上げ、代銀は公儀より切手主に下附して損失無からしめ、切手の米高は其藏屋敷より公儀に取立つべし、藏屋敷役人と熟談に及ばずして、猥に出訴すべからざるは勿論、七月以前の切手につきて出訴するとも買上と爲らず、又質米たりとも延滞せば出訴すべく、吟味の上藏屋敷役人に沙汰に及ぶべしといひ、尋いて切手出入の出訴定日を毎月二日、十三日、廿一日とせり。但し、調達切手は、元來諸家に於て藏元或は立入町人印形の利付證文を以て銀子を調達するに當り、引當として差出せるものなれば、其形式こそ全く出米切手に同じけれ、性質に於ては自ら相違せり。安永九年五月、官諸家藏屋敷に命じて兩切手の書式を異な

切手出入の出訴定日

出米切手と調達切手の區別

らしめ、自今出米切手の延滞は安永二年令によりて官銀入替とし、調達切手の分銀子返濟澁滞せば、銀高の多少に拘らず、六十日限濟方を命じ、尙濟まざれば國許より引當の米を積取り、銀主に渡さしむべしといへり。御觸及口達(安永二年、同九年)

後藤縫殿助の手米に關する紛議を調停せんとす

空米切手の發行は金融を澁滞せしめ、金融の澁滞は空米初手の發行を促し、兩者循環して上下の窮乏を來せり。吳服所後藤縫殿助幕府に出願し、會所を龜山町同人拜領屋敷に開き、藏屋敷及切手所有者間の紛議調停に當らんとす。其仕法切手出入の既に出訴せると然らざるとを問はず、貸方又は借方より縫殿助に依頼せば、縫殿助より双方に示談を遂げ、従前の貸付方利足等を調査したる上、銀高に應じ、年賦返濟の法を建て、双方を納得せしめ、希望により其證文に縫殿助加印すべし。然れば當年收納の米高を本とし、其内より年賦額の切手を銀主に引渡し、殘石を引當にして銀子を調達するを得べく、右の如く年々繰合せなば、双方の便宜たるべし。手數料としては取扱銀高に應じ、一貫目につき銀一分を相對にて貸方より請取らんといふにあり。天明二年八月、幕府縫殿助に米切手改兼帶役を命じ、安永二年六月の官銀入替令を廢し、自今切手米に關する紛議は、勝手次第縫殿助に依頼すべし。但し、同人の周旋を以て落著を告げたる引當米は、外町人堅く買請

縫殿助に米改兼帶役を命じ、官銀入替令を廢す

くべからず、又同人に無断にて船中其他に於て賣拂ふべからずと令したり。然るに當年の收納米のみにては、多額の空米切手を發行せる諸家にとりては、繰合に困難なるを以て、右引當米の切手に何年米と記し、縫殿助の印を加へ、加印ある切手は縦令翌年米の切手と雖も、正米同様に通用すべき旨、同年十二月を以て布達ありき。御觸及口達
天明二年

銀主藏屋敷
縫殿助の調
停を請はず

縫殿助の切
手改仕法

後藤縫殿助米切手改兼帶役に任じ、切手に關する紛議は其調停を待つべき筈なるに、既に出訴に及べる分にして、尙同人に依頼せざるあり。官双方を召して心得違を諭し、之より銀主は稍、縫殿助に依頼するに至りしが、相手方たる諸藏屋敷は毫も貪著する色なく、恣に拂米を行へり。かくては縫殿助が折角調停に従はんとするも、引當米を闕くに至るを以て、目下紛議調停中なる仙臺、島原、杵築、岡等十二藏に限り、對談濟に至るまで拂米中止の令あらんことを請ひ、十一月官之を容れて、一時十二藏の拂米を中止し、又米方年行司に命じて、十二藏の米を買ふこと無からしめたり。此の如く縫殿助の切手改は當初より故障ありて實行抄々しからず、曖昧なる切手の市場に存するもの夥しかりしかば、天明三年十一月晦日に至り、官令して(一)安永二年令以後に發行せられたる切手は都て縫殿助に届出て、同

加印料

米方年行司
の廻米臨檢
と諸藏拂米
高出米高の
届出

縫殿助の加
印に對する
藏々の反對

人の加印を請くべし、加印無き切手は賣買するを許さず、又之を以て出訴に及ぶとも受理せざるべし、(三)右切手に關する紛議中、既に銀主藏屋敷間に内談調へる分は其儘とし、未だ調はざる分は、此際縫殿助より双方に對談して相應の年賦返濟とし、日を限りて諾否の返答を要求し、若し日限中に内談調はずんば、縫殿助より大阪町奉行所に訴へ、奉行所にて審理の上、正米切手に相違無ければ藏出を命じ、調達切手ならば借用證文に捺印せる町人共に濟方を命じ、時宜によりては藏役人にも濟方を命ずべし、(三)縫殿助加印は本日より三日を経て開始す、之を請ふ者は印料として一石につき銀一分を上納すべし、以上諸件は京都、大津も亦大阪表に準ずといひ、同時に米方年行司を召し、諸家廻米入津の節は、年行司の内一人づゝ出張して俵數を改め、且つ諸家拂米の札日、賣名前直段、右數并に毎日の拂米高出米高を縫殿助に届出づべし、尤も諸家拂米は町奉行所に届濟の上掛札を出し、入札を執行すべき筈なれば、其旨相心得べしと傳へたり。米商舊記、御觸及口達
天明三年、御觸書之留

井濱方
記録

濱方にては本令に接し、十二月朔日同二日に互り、衆議を盡し、先づ藏屋敷の内意を探りしに、故障ありといふもの少からず、中には若し當方切手に縫殿助の加印

切手改假仕法

あらば、斷じて藏出を許さずといふもあり、歸する所は至急江戸及本國の指令を得て、町奉行所に奉答せんといふにあり。是に於てか十二月三日より相場は正帳とも中止となり、藏々出米行れず、人心動搖甚しかりしかば、十二日臨時仕法を定め、拂米切手の分は番附石高員數賣拂の月日買主の名前等を記し、其都度藏役人より町奉行所に届出づべく、又従前賣出せる切手を以て藏出を請ふ時は、滯無く正米を交付し、其分も前書同様届出づべし。但し、國元より返事到着次第、以後の拂米は勿論、假仕法中の切手并に従前賣出せる切手も盡く加印を請くべしといへり。是によりて翌十三日は休日なるにも拘らず、是日より再び相場立會を開きしが、其後諸家より廻米拂方遅延を理由として、再三故障の申立あり、遂に翌四年十一月に至り、米切手取締法を一變せり。其法に曰く、(一)入札を以て諸家拂米を買請け、代銀取引相済み、切手を受領せば、其翌日を以て落札月日石高買主名前代銀切手の員數番附等に至るまで、明細書を作りて買主より米方年行司に差出し、年行司は更に縫殿助に致すべし。然る時は縫殿助は届書の事項を自己の帳面に記入し、右帳面と届書とに押切印を施して之を買主に返附し、且つ規定の印料を徴すべし。萬一右切手米につき故障起らば、縫殿助方控帳面と對照し、届出済の切手に

切手改仕法替

米方年行司の廻米臨檢を廢す

後藤縫殿助の切手改兼帶役を解く

相違なくば訴訟を受理して沙汰に及ぶべく、若し縫殿助に届出でず、同人押切印の書面も無く、控帳面にも記入無くば、縫令出訴に及ぶとも受理せざるべし。印料は先に一石につき銀一分と定めたりしが、本文の如く爲すに於ては、濱方臨時入用も有るべきにつき、三厘を増し、一石につき一分三厘を買方より徴し、其三厘を米仲買に與ふべし。(三)安永二年以後の調達切手を所有する者貸借年月石高銀額切手番號等を委細に記し、縫殿助に届出でなば、縫殿助方にて帳面に記入し、帳面と届書とに押切印を加へて之を買主に返附し、且つ規定の印料を徴すべし。右押切印の書付無くば、出訴に及ぶとも受理せざるべし。而して之と同時に、米方年行司は自今諸家廻米入津の際俵數を臨檢するに及ばず、廻著額は從來の如く一ヶ月限諸家藏屋敷より届出づべく、又拂米掛札入札等も其度毎に届出に及ばず、一ヶ月限町奉行所に届出づべしと命じたり。印料は一石一分三厘といへば輕微なるが如しと雖も、一年三百萬俵以上の賣買あるにより、總計より見れば莫大の銀額なり、加ふるに米仲買は届出の手數と印料とを慮り、相當價格より二三匁の低價を以て拂米を入札するを以て、結局は諸家の迷惑となれり。天明七年正月廿五日、兩町奉行小田切直年佐野政親連署を以て後藤縫殿助切手改兼帶役廢止の

幕令を傳へ、向後切手米につき故障の儀あらば月番町奉行所に訴出づべく、諸家藏屋敷も廻米高出米高の届出に及ばずと申渡したり。御觸及口達(天明三年同四年同七年)御觸書之留并濱方記

米に關する諸株

延享二年五月、西高津新地開發者の一人なる備前屋善兵衛は、立賣堀助右衛門町河内屋伊左衛門上本町三丁目樋口屋伊右衛門と共に、西高津新地に於て堂島市場の如く、米商并帳合米相場を立てんことを出願し、仲買株及兩替株の下付を受けて營業を開始せしが、僅に一年にして廢止となれり。其後西高津新地四丁目菱屋安右衛門同町播磨屋市郎兵衛同五丁目鍋屋十右衛門借家村松屋半兵衛高津五右衛門町新庄屋新右衛門四名より、再び同新地に米會所を設立せんことを請ひ、江戸伺濟の上、寶曆十二年五月、兩替株廿五軒仲買株五百軒を許可し、諸藏米を入札するを允許し、冥加金として一年金千二百兩を上納せしめぬ。然るに此相場所も亦明和元年閏十二月を以て廢止となれり。御觸及口達(延享二年同三年寶曆十二年)明和元年(享保以來)御取計觸書之留并濱方記

西高津新地
米相場所
(其一)

(其二)

相模屋又市
江戸堀三丁
目米市場

西高津新地
米市場

是より先き安堂寺町一丁目大和屋伊兵衛借家相模屋又市なる者、新に江戸堀三丁目に米市場を開き、兩替株十軒仲買株三百軒の許可を被り、堂島市場の如く、米相場并帳合商に従事するを得ば、冥加として毎年金四百兩を上納せんと請ひ、明和元年十一月官許を得たり。江戸堀米市場は、大目橋より大目橋に至る間に、米會所は阿波橋南詰西入濱側にあり。然るに市場豫期の如く繁昌せず、冥加金は明和八年二十兩を増せしに、休株の數も少からざりしかば、西高津新地に支店を開き、休株中の仲買株百軒、兩替株一軒を之に移し、營業期限を六ヶ年とし、諸事堂島新地及江戸堀三丁目米市場の如く行ひ、増冥加金十五兩を上納せんと請ひ、安永二年正月許可を得たり。西高津新地及江戸堀米市場に於ける取引法は、其詳なるを知る能はず、米商并帳合米相場といひ、或は米相場并帳合商とあるは、恐らくは正米商及帳合米商のことなるべしと雖も、新興の市場が全然由緒ある堂島市場と同一の取引法を行ひ、而も之と併立するを得しとは思はれず。八木のはなしに、江戸堀米市場の取引法は帳合米現銀相場と稱へ、仕法は帳合米に同じけれど、二十石建にして敷銀を金二朱とし、飛脚をして堂島の帳合米相場を報知せしめ、之によりて勝負を決すとあり。安永六年三月の觸書に、相模屋又市米市場は飛脚

拔商

を以て堂島米相場を移せるに、近來拔商と稱へ、身振并色品を以て、相場高下を合圖する者有りと聞ゆ、向後右體の所業に及ば、捕縛の上吟味を遂ぐべしとあれば、現銀相場を行ひしこと疑無し。但し、拔商の方法は愈發達し、天明年間には鳩の足に相場書を括りて通報する者ありき。御觸書之留并濱方記録、享保以來御取計、年同四年、同六年、天明三年、八年のはなし、大阪商業史資料。

上問屋上積問屋株

其廢止

駄賣屋搗米屋株

松安庄右衛門

享保年間上問屋上積問屋の定員を限りしが、其後兩問屋以外より直積し、或は一且米を近在に輸送し、其地より上積を爲す者あり、加ふるに近年米穀に關する株願續出し、其都度抗議を呈すと雖も、萬一是等願人の支配を請くるに至りては迷惑千萬なれば、冥加銀を納めて株札を請けたき旨、安永三年三月出願に及び、遂に願意を達するを得たり。然れども京都伏見其他上方筋よりいへば、兩問屋ある爲に雜費多く、一統難儀の由其聞ありしかば、寛政二年三月兩問屋株を廢止しき。享保以來御取計替いヶ條書、御觸及口達、安永三年、寛政二年。玄米一俵以上を販賣する者を駄賣屋といひ、白米を小賣する者を搗米屋といふ、其名稱は前期に見ゆと雖も、未だ株仲間にあらざるを以て、不取締を免れずとし、安永三年御拂米御用達松安庄右衛門、勘定奉行に株札下付を出願し、庄右衛門自

其廢止

兵庫津米市場仲買株、同穀物仲買株

米に關する諸株願

ら差配人となり、月々一株より米一升五合を集め、初年は一株につき金百疋、翌年より毎年銀百枚を上納せんといへり、然るに勘定奉行は右出願を目して、勘定所の受理すべき限にあらずとし、宜しく大阪町奉行所に出願すべしと申渡したれば、庄右衛門は改めて大阪町奉行所に願出て、掛奉行室賀正之の吟味を経て許可となりしが、兩株の存在は徒に細民の難澁せしむるに過ぎずとする説起り、天明七年十二月廢止となりき。享保以來御取計替いヶ條書、御觸及口達、安永四年、天明七年。明和年間官許を得たる兵庫米市場仲買株、同諸荷物問屋株、同穀物仲買株につきては多く知る所無した、其許可に際し、兵庫津米市場は仲買等立會ひ、兵庫附近より産する米穀を大阪相場を以て所限に賣買し、廻米の分は取集めて大阪に送るべし、大阪入津の米穀兵庫に入込むか、或は大阪相場に影響を及すことあらば、市場を閉鎖すべし、諸荷物問屋穀物仲買も大阪表積登の荷物を引請くるか、或は大阪表差支の筋あらば、同じく株を取放つべしと諭達したること、天保五年三月の觸書に見ゆるのみ、株数は前文兵庫西宮上知の條に出せり。御觸及口達、天保五年。本期間米穀に關する株願甚だ多し、或は願書を存して結果を明にせざるあり、或は町奉行所より願意の大要を摘記して、米賣買筋の者に故障の有無を問へる令

文のみを存し、願入の氏名願出の年月すら明ならざるものあり。然れども享保以來御取計替ひヶ條書に見ゆる以上の諸株、即ち天明七年十一月現在の諸株の外は官許を得ざりしものたるや疑無し。

伏見米市場
設立願

和州米延賣
買會所設立
願

現銀店株願

納屋物會所
設立願

(一)伏見米市場 寶曆六年十二月、江戸通旅籠町忠右衛門同所元湊町權右衛門兩名、伏見に米市場を設け、米仲買及米方兩替を置き、正米井に帳合米賣買に従ふこと、一に堂島米市場の如くし、米十石につき銀五分の口錢を收め、其内より冥加金を上納せんと出願し、翌年三月米方年行司より抗議を呈せり。米商

(二)和州米延賣買會所 和州表に會所二ヶ所を建て、主として和州表産米の延賣買を行ひ、且つ賣買に従ふ者を和州一國の者に限らんとするにあり。願入の氏名明ならず。寶曆七年八月、米方年行司より出せる返答書のみ米商舊記に見ゆ。引用者

(三)現銀店株 現銀店とは朋親一人を建て、店前に現金銀を積み、少額の數銀にて賣買注文を請込み、帳合米相場の高下によりて、直に勝敗を決するものなり。寶曆六年六月、年行司の出願によりて停止を命ぜられしが、内實依然として行れ、却て現銀店株を出願する者あるに至りしかば、同七年六月及八月、年行司より異議を呈し、其間年行司及兩替屋より、各現銀店中止の願書を出しき。引用者

(四)納屋物會所 寶曆十二年四月、谷町二丁目鳥屋喜右衛門鳥町二丁目京屋三右衛門借家都屋十左衛門兩名、納屋物會所設立を出願す。願書の大要は、諸家藏屋敷登米の外、諸國百姓米諸廻船運賃米井に大阪表船持問屋等より他國に

御城米定式
買請會所設
立願

搗米屋株願

出買して大阪表に積登せる米穀を納屋米と稱し、其買請は肝煎問屋荷主の相對によるものなるに、肝煎等買請の翌日に米價下落すれば返米を試み、荷主問屋の迷惑少からず、殊に納屋米の登高賣高等は正確に知るに由無し、故に納屋物會所を設け、年々冥加金三十兩を納め、毎月晦日當月の登米出米有米高を届出て、而して願入の所得としては、荷主問屋より會所に廻著届出ある毎に臨檢し、其際一俵につき一刺を受領せんといふにあり。是月米方年行司より抗議を上り、議遂に行れざりき。御城及口邊寶曆十二年、御城米之井濱方記

(五)御城米定式買請會所 寶曆十二年四月、江戸深川萬年町源兵衛店江藏屋十右衛門、久永町一丁目彦七店越前屋太右衛門、萬年町一丁目川喜多茂右衛門より、題號の會所設立を出願す。元來御城米は例年賣下となり、上田三郎左衛門松安庄右衛門兩名の差配にて、堂島米仲買に入札せしめ、落札仲買は之を三郷駄賣屋搗米屋に賣拂ふを例とせり。仍て御城米買請會所一ヶ所を設け、期限を三年とし、三年間滞無く經過せば、更に年期を延長するを許し、三郎左衛門庄右衛門兩名より城米拂下の通知あり次第、早速出頭し、堂島市場に於ける前十日の正米相庭平均に一刻増を以て買取り、代金を兩名に納め、且つ藏出を五月限に定め、而して會所の買請米は之を競賣に附して、相場の騰貴を計るべしと出願せり。其結果納屋物會所と同一の運命に遭遇しき。引用者

(六)搗米屋株 松安庄右衛門の搗米屋株駄賣屋株出願に先ち、搗米屋株を出願せる者あり。其仕法書によれば、株札二千枚を得て、之を希望者に貸付け、一株につき一年銀十二匁の貸料を徴し、株親三十三名を設け、會所を建て、仲間の

米下積株願

取締に任ずべし、従前は藏米藏出料十石につき一斗四五升なりしに、近年一斗六升五合より一斗八升に至る、搗米屋株を定めなば、右藏出料を減じ得べきを以て、株料を出すは搗米屋の苦痛とせざるのみか、却て勝手たるべしといふにあり。明和八年六月、官令して故障の有無を諮へり。(明和八年)

穀物問屋株願

(七)米下積株 米下積の儀は銘々勝手に行へるが爲、欠米亂依等多く、不取締なれば、冥加銀を納め、下積株三十を得て、之を従來の營業者に貸付け、會所を建て、問屋より届出ある毎に石數を検査し、問屋送狀に會所の印を加へ、其他諸事上積問屋同様に取り締らんといふにあり。願人の氏名は明ならず、願書を提出したるは明和八年十二月なり。(明和八年)

問屋物米穀買次仲買株願

(八)穀物問屋株 諸國より積登れる納屋米は問屋にて引請け、之を仲買一名肝煎に賣渡す慣習なるに、仲買藏出を怠るが爲に、種々の故障あり。故に問屋二百株の許可を得、藏出日限を五日に限り、初年の冥加銀は願人より支出し、翌年より一軒につき一年銀一枚を出さしめ、別に株差配所諸入用として、問屋一軒につき三十九匁を出銀せしめんといふにあり。町奉行所が仕法書を示して故障の有無を問へるは、安永元年十一月なり。(安永元年)

西宮帳合商會所設立願

(九)問屋物米穀買次仲買株 安永元年十二月、官令して曰く、問屋物米穀買次仲買株百株を出願し、冥加銀を上納せんといふ者あり。米穀賣買に關する者の意見を問ふと。(引用書)

西宮正米商會所設立願

(一〇)西宮帳合商會所 出願人を攝州武庫郡西宮町濱鞍掛町岡本屋三郎兵衛、同町鮎屋新五郎、同所濱東町關屋藤七三名とす。願書の大要は、濱東町辰屋利兵衛借家に會所を設け、仲買株十三を一株一ヶ月十五匁宛に西宮の者に貸付け、近在より出づる酒造米を主として帳合商のみを行ひ、日々大阪堂島米相場を飛脚にて聞合せ、米十石につき仲買口錢を三分五厘とし、毎日消合ひ、過不足あらば堂島中一丁目池田屋吉右衛門に差出し、株料の内より冥加銀を上納せんといふにあり。安永二年七月、米方年行司より之に抗議を呈せり。(永代)

米雜穀問屋株願

(一)西宮正米商會所 出願人を北堀江二丁目大和屋武兵衛借家難波屋伊左衛門攝州西宮町濱石才町雜喉屋治兵衛兩名とす。願書の大要は、正米商會所及仲買株三十の許可を得、一株一ヶ月廿五匁宛に西宮の者に貸付け、西國中國、北國より酒造米として積登れる廻米を以て、正米賣買を行ひ、日々堂島米市場の直段を飛脚にて聞合せ、毎月初日より十五日迄の取引は同月晦日に、十六日より晦日迄の取引は翌月十五日に決済し、米十石につき口錢五分を徴し、内二分を仲買に與へ、別に冥加銀を上納せんといふにあり。安永二年七月、米方年行司より之に抗議を呈せり。(引用書)

帳合米石立其日消合商株願

(二)米雜穀問屋株 近年納屋物の道賣多く、大阪入津石數減少せるを以て、標題の如き株仲間の許可を請ひ、従來納屋物を取扱へる問屋船宿等に、軒數を限らず無賃にて貸付け、一軒につき一ヶ月二匁づゝを出銀せしめ、其内より冥加銀を上納し、問屋軒數三百軒餘に及ばず、更に冥加銀を増加せんといふ者あり。安永二年八月、官令して故障の有無を諮へり。(安永二年)

(三)帳合米石立其日消合商株 安永二年十一月、新平野町阿波屋三郎兵衛借家阿波屋惣兵衛同秋田屋半右衛門出願して曰く、堂島米仲買千軒餘中二百軒

を限り、即日消合の帳合米石立商を許されなば、初年冥加銀百枚を上り、翌年より親三千俵を上納し、而して願人は右仲買二百軒が客方より請くる口錢中、一軒につき一ヶ月銀五十日を請取るべし。但し、口錢は帳合米口錢に準ずと。翌月米方年行司より抗議を上りしに、願人兩名より仕法替を申出でし爲、年行司の答書は一旦却下せられしと雖も、結局惣兵衛半右衛門の出願は不結果に終りしが如し。尙(三)を見よ。水代

米出仲仕株願

(四)米出仲仕株 米出仲仕とは米穀の蔵出を引請くる者ないふ。配下に多数の下仲仕あるにより、米穀取捌方并に濱出等の儀につき不始末無きを保せず、仍て米出仲仕株百六十九枚の下付を請ひ、冥加銀を納め、又下仲仕には從來の如く貸米を給すべき旨、現在の米出仲仕百六十九名より出願に及びしが、安永二年十二月、米方年行司之に抗議を試めり。御願及口錢安永二年、水代、納屋米問屋株願

米小商株願

(五)米小商株 安永四年九月、江戸淺草駒形町家主忠四郎より米小商株百株を出願せり。其仕法書によれば、曾根崎川南岸築出地に會所を設け、即日取引の十石立小商を行ひ、株札は堂島仲買中希望の向へ相對にて貸付け、一ヶ月限に株料を取り、冥加として年々金千兩を上納せんといふにあり。同年十二月、米方年行司より抗議を上りしが、忠四郎の願書中に「先年奉願上、不節、堂島米仲買とも差障にも可相成、旨申立ひよ、御座候」とあるは、(三)の出願を指せるなるべし。水代

納屋米問屋株願

(六)納屋米問屋株 天明三年十月、彦助なる者、納屋米問屋株につき再願書を出し、納屋米問屋、廻船持船頭、駄賣屋、搦米屋、酒造屋等が第一回の願書に對する

抗議を反駁せり。之によるに彦助は近年納屋米登高減少の理由を問屋が賣直段に應じて服に口錢を取れるに歸し、納屋米を入札賣とし、直段を明示して荷主の安心を得んとするにありしが如し。然れども第一回の願書を存せざるを以て、詳に其仕法を知る能はず。御願及口錢、天明三年、水代

天満青物市場

天満青物市場問屋株願

天満青物市場問屋三十九名は株の許可を得て古來の特權を確實に留保するの必要を感じ、明和八年十一月廿七日、問屋株四十仲買株二十を出願し、冥加として初年銀二十枚、翌年より十五枚宛を上納せんと申出でたり。然るに右願書を受取りたる掛與力は、問屋三十九名の總代たる年寄月行司等を召し、問屋より仲買株を出願するは失當にあらずや、殊に目下仲買中より仲買株百五十を出願中なれば、強ひて仲買株の許可を主張せんには、相應の理由を附すべきこと、并に冥加銀を増加すべきことの二條を論したれば、仲買株願の件は早速願書中より撤回したれども、冥加銀の増加につきては、問屋等初年より永々銀二十枚を上らんとはいひ、再び諭されて初年を銀廿五枚に改めしも、尙聽かれず、仍て更に初年冥加銀額を四十枚、翌年より二十枚とし、此上、銀高相増の儀の一切難仕候と答へたり。安永

問屋株の許

仲買株の許

問屋取引仕

十二品

元年正月十二日、官年行司和泉屋五郎兵衛月行司大根屋小兵衛外一名を召し、願の如く問屋株四十を許可するを以て、早々初年冥加銀を上納し、明年より年々十一月に銀二十枚を納むべく、新規の商法を企つるか、不埒の筋あらば、株を取放つべしと傳へ、請書を徴しぬ。仲買株百五十も亦之と同時に許可せられ、初年冥加銀七十枚、翌年より四十枚宛上納の命ありしが、當時判形帳に連署せる者八十二名ありき。問屋株願一件留問屋判形帳、天満青物市場、濫觴、青物市場舊規則書。

問屋株出願中、町奉行所の諮問に應じ、問屋營業の景況を陳述せる書面あり、頗る参考に資すべし。曰く、問屋は諸國在々より積送り、或は歩行荷にて持參せる青物類を悉く引請け、市場に著荷品を觸流し、集合せる仲買又は出賣人、其他町方擔賣八百屋小店の者を集め、市賣を爲す。之によつて問屋が荷主より得る口錢は、西瓜カボチャ、冬瓜、山椒類は一貫文につき七十文、西條柿、近江柿、乾物類は一貫文につき五十文、其他は一貫文につき六十文とし、仕切直段は問屋より現銀を荷主に渡せども、賣先は現銀賣の外に掛賣あり、掛賣の分は毎月晦日問屋より集銀す。青物中、蒲萄、密柑○藏入、若和布片、田布、獨活、山椒、いけ栗、山葵、駿河茄子、西條柿、○市內賣、酸漿、○はしりより十月、近江柿、○市內賣、を十二品と稱し、十二品に限り市場仲買

市場濱先付

濱側新築地

に賣渡し、外商人は仲買より買取る制なりと、而して右書面中間屋の内著荷物少量の者は仲間中より若干の荷物を買集め、小賣を爲すとありしが、此一條は仲買業と抵觸する旨、仲買仲間より苦情あり、仍て双方對談の上、自今問屋は仲買類似の營業を爲すべからざるを約し、一札を交換して解決せり。問屋株願一件留

青物市場問屋は株出願に先つこと數日、即ち同月十七日を以て、荷物水揚に使用せる市場濱先付洲の冥加金を上納すべき旨、西町奉行所より命ぜられしかば、謹んで其意を領し、廿三日に至り初年冥加銀二十枚、翌年より五枚宛を上らんと答へ、併せて濱納屋下に葭簀を張り、非人をして之に起臥すること無からしめんと願出てたり。掛與力杉浦兵左衛門非人云々を以て別問題なりとし、且つ冥加銀は少額なれば再考を要すと述べて、書面を却下し、是より同人并に掛惣年寄川崎屋次左衛門中村左近右衛門と市場問屋との間に、冥加銀増加に對する交渉を重ね、遂に初年より永々冥加銀二十枚を上るべく、此上の増加は到底不可能なるを以て、縱令如何様右場所を處分せらるゝも、是非なき儀なりと斷言せり。然るに未だ幾ならずして天満菅原町より同五丁目に至る町々濱先水叩より川中へ五間通の築地を作り、青物問屋株十仲買株四十の許可を得ば、地代銀九十貫目及株冥加

として永々銀十五枚を上らんと出願せる者あり。明和元年六月、官令して右町々に故障の有無を問ふに及び、一同の驚愕名狀すべからず、町々并に市場問屋直に起ちて各抗議を上れり。而して其極力主張する所は、(一)天満市場は古來少からざる由緒あるが爲、本年正月株を許可せられたるに、今度築地出來の上、問屋仲買株を許可せられなば、我等年來の家業を失ふに至るべきこと、(二)問屋商賣は荷物の水揚船積を爲すものなれば、濱側にあらざれば商賣を爲す能はず、新築地成るに至らば、濱側手遠となり、水揚萬端不自由となり、問屋荷主の迷惑言語に絶すべきこと、(三)先年濱地冥加銀の上納を命ぜられ、濱納屋の使用自由となれり、元來問屋は崇高なる荷物を取扱へるものなるに、新築地出來し、濱納屋取拂とならば、縦令多年取引ある荷主より荷物を送り來るとも、之を取扱ふ能はず、問屋は廢業の外無きに至るべきことの三項に歸せり。仍て願人は仕法を改め、問屋仲買株は御免株の内、休株多くあらば之を引請け、割合を以て冥加銀を負擔すべく、休株なくんば増株を出願し、決して市場問屋に差支を生ぜしめざるべしといひしが、八月三日問屋再び之を駁し、現在問屋株に休株無し、又青物荷物は銘々年來の得意ありて、新規の荷主といふ者無し、現在の問屋數にてすら荷物の薄きを感じる程なれば、此上問屋數を増加せば、愈引請荷物を減ずるに至るべく、斷じて同意し難しといへり。問屋株
定目錄

問屋の陳述する所義理頗る明白なり。然れども願人は新築地々代銀及株冥加銀を申立て、少分なりとも公儀の收入を増すことなれば、單に難澁を訴ふるも採用し難き旨、掛與力の説諭あり。是を以て市場問屋は願人の申出てたる御益銀を負擔するを以て、新築地を問屋に許可せられたしと願出でしが、濱側全部は決して問屋の所有にあらず、他町々人にして之を所有するもあれば、問屋にして借家に住するもあり、故に單に問屋名義を以て許可を請ふべきにあらずとし、願書を撤回し、九月六日改めて天滿龍田町より同十丁目に至る濱側町人三十一名の連判を以て、願人申立の銀高割合により、龍田町十丁目問屋百三十間餘の新築地許可を出願せり。然るに問屋中借家に住する者十八名及仲買一同は、濱側町人の所爲を專斷なりとし、右新築地引請人中に加入せんことを求め、事態愈紛糾せしが、濱側町人は年々濱地冥加銀を納め、坪數帳面に捺印し、各自が私有地同前のものなるに、濱納屋又は店先を借用せる仲買又は借家問屋が、我等と同一の權利を有せんとするは、理由無き要求なりと主張し、借家問屋十八名數回に分れて順次之に届

其結末

服せり。而して此以後新築地問題につきては全く史料を闕き、其経過を詳にせず。たゞ安永三年十一月に至り、龍田町より菅原町に至る濱地并に龍田町より十丁目に至る濱先付洲を有姿の儘所請とし、市場年行司をして初年銀三十貫目、翌年より毎年十一月銀二百枚を上納せしめしを知るのみ。問屋株定日録、天満寺物市場、濫觴、享保以來御取替

問屋仲間定法

往古の問屋仲間定法は享保九年の大火に焼失して傳らず、故に安永四年十二月の仲間定目録を以て現存最古の定法とすべく、合計三十條あり、其要下の如し。曰く、(一)從來市場東西より隔年に年行司を勤めしを廢し、全市場より入札を以て一人を選出し、任期を一年とし、月行司二名は問屋中より順番に之に任じ、年行司月行司の申渡には何事にてても違背すべからず。(二)市場取締方其外商賣方萬事相談の上決定すべし。例年の集會を正月三月五月八月十月十二月の六回とし、臨時の集會にも遅參缺席無きやう心掛くべし。(三)株札は大切に保存し、年行司交代毎に検査すべし。萬一株札を紛失せば、年行司月行司立會にて總仲間に披露し、其品により新に株札を與ふべし。又親子兄弟親類間に株札を讓渡さんとする時は、先づ年行司月行司に届出て、年行司より總仲間に披露し、一札を徴して之を許可すべし。

く、無縁の者に讓渡さんとする時は、之と同前の手續を踏み、仲間一統の同意を要す、同意無くんば縱令株札を有すとも、無株同前に取扱ふべし。名前替宿所替印形替の類は年行司に届出て、町奉行所惣會所并に仲間帳面を張替ふべし。○株の譲渡は親子兄弟の外は新加入同前なれば、出銀も之に準ずべしとあるのみにて、銀額の記載無し。(四)問屋中家主より家明を命ぜらるゝことあらば、問屋惣中より市場以外にて營業し難き所以を陳じて、反省を請ふべし。其上にても家主不承諾ならば、市場の内にて家業を繼續し得るやう一統盡力すべし。但し、當人不都合の行爲ありて家明を命ぜられたる者は此限にあらず。(五)問屋自身或は他人を以てなりとも、諸國在々の荷主先に赴き、荷物を糶取るべからず。又別紙定帳以外の口錢を徴すべからず。○別紙定帳なし。(六)荷主先銀を借入れたる問屋を避け、他問屋に荷物を送り來らば、右問屋より先貸ある問屋に通知し、損耗無からしむべし。(七)仲買株入の儀、問屋年行司に届出あらば、總問屋相談の上、仲買年行司に交渉し、其上にて諸荷物を賣るべし。仲買と特約ある十二品の賣渡は先規の如し。(八)無株の者并に仲買にして問屋同様の營業を爲す者は言ふに及ばず、都て直買を爲す者あらば、必ず之を差止むべし。但し、在々へ出買に赴くとも、荷物を問屋に送致し、問屋をして之を賣捌かしむる分は此限にあらず。(九)代錢を

請取るに際し、不足あらば讀立て、之を請取るべし。問屋に對し、仲買其他不埒不勘定の儀あらば、早速年行司に届出て、年行司の了簡を以て内濟を爲し得れば、格別左も無くば、總仲間の會議に附し、時宜により一統より取引を中止すべし。(一〇)水尾凌賃は仕切銀中より控除し、其都度年行司に差出し、毎年兩度總仲間集會して勘定を檢査すべし。(二)開帳并に諸勸化等、苟も仲間の名義を以てする分は、年行司に届出て、差圖を受くべし。(三)年行司袴摺料并に仲間諸出銀は、別紙帳面にあり。紙帳別面なるも(三)不埒ありて奉公人を解雇したる時は、問屋中に其趣を通知すべし。然る時は、同人他問屋に依頼し來るとも、之を使役すべからず、自立して營業するとも之と取引すべからず。但し、解雇せられたる奉公人と雖も、先主人に掛合ひ、差支無きに於ては、格別たるべしと。仲間定目録

安永七年十月、兩川口船宿綿屋伊兵衛外十一名町々買人十四名と申合せ、薩摩芋問屋仲買三十五株を出願せり。是より先き市場問屋は下筋より積登れる薩摩芋を兩川口船宿にて取捌けるを不都合とし、其中止方を交渉せしに、船宿等之に應ぜざるのみか、却て町々買人と結び、株願に及びしなれば、市場問屋は彼等の出願に對し、直に異議を提出せり。仍て町奉行所は伊兵衛等の願書を却下すると共に、

薩摩芋問屋仲買株願

兩川口三分宿

青物立賣商人の跋扈

彼等が薩摩芋取捌も昨今の事にあらざれば、双方和談すべしと諭し、同年十二月問屋船宿間に一札を交換せり。之に由れば、諸國積登の薩摩芋中、伊兵衛外十一名の船宿著船の分に限り、七分を天満市場にて賣捌き、三分を船宿にて賣捌くべく、若し他船宿にて取扱ふ者あらば、早速市場に通知すべし。又諸國積登の薩摩芋中、右船宿に到着せず、直に市場に積付けたる分は、全部市場にて賣捌くべく、從來市場に積付けたる荷物たりとも、向後右船宿に到着する分は、七分三分の割合にて取分くべしとあり。是を兩川口三分船宿の起因とす。然るに船宿中尙此契約に背く者ありて、紛紜絶えざるに乘じ、二本松町河内屋伊兵衛借家八木屋市郎兵衛薩摩芋問屋十一株を出願し、之と相前後して、泉州大鳥郡五ヶ村并に小豆島より、薩摩芋賣口手狭につき難澁なる旨歎願に及びしが、市場問屋及三分船宿の反對ありて、皆却下となれり。天満青物市場、船宿印形帳、御公儀書上控帳、願書控

天満青物市場問屋は市場以外に於て、青物立賣を爲す者あるに苦み、外は彼等が集合せる町々を起訴して、之を解散せしめ、内は問屋相互の信義を守り、萬一當市場以外に出賣を爲す者を發見せば、之と取引を斷つべしと約したり。寶曆明和年間、青物市場より天満樋上町、同菅原町、北濱二丁目、今橋二丁目、高麗橋二丁目、同三

丁目本天満町道修町三丁目を相手取りて出訴に及べること一再ならず就中樋上町の立賣最も盛なりしかば官一方には同町に命じ人足を出して立賣商人を追拂はしめ又一方には難波村其他諸村を召し同町に青物を持參し市賣同前の舉に及ばざるやう村内百姓を取締るべしと達し其後數年間幸にして事無きを得たり已にして天明元年四月に至り樋上町は到底獨力を以て立賣商人を追拂ひ得ずとし天満市場に協力を求め人足賃補助として樋上町より毎月錢一貫文を出すことを約せしが兩者の協力を以てすら尙其目的を果す能はず六月市場問屋仲買及樋上町濱側町人連署して町奉行所に訴へ樋上町は言ふに及ばず菅原町以下の諸町にも近時再び立賣商人の群集を見るに至りたれば公儀の威光を以て彼等を一掃せられたしと願出でしかば官之を容れ惣年寄に命じて立賣商人を驅逐せしめ併せて難波村以下の諸村に戒飭する所ありたり然るに右惣年寄の使役せる人足賃銀八百四十匁○延人員四百七人一日二匁宛の支拂に關し惣年寄は當然市場の負擔すべきものなりと主張し市場は其輕減を出願し結局市場にて三分一を負擔し殘餘は追拂人足を使役せし程度に従ひ樋上町三分一北濱二丁目六分一今橋二丁目高魔橋二丁目同三丁目日本天満町道修町二丁目同三丁目に

樋上町及市場問屋仲買連署して立賣商人を追拂を請ふ

追拂人足賃銀の負擔

市場問屋仲買禁止令の發布を請ふ

其發布

近在十六ヶ村青物賣捌差支方を訴す

て六分一を負擔するに決し自今立賣一件は市場より方角惣會所に届出ある毎に惣會所より郷人足一人を派出し市場派遣の人足を之に附添はしむることとせり市場の出願により町續在領なる九條村木津村等に市立願似の賣買を差止めたるも亦此頃の事なりとす天満青物市場監警御公儀書上控帳青物立賣一件天明三年三月市場問屋仲買等書を月番町奉行佐野政親に上り青物類直買直賣禁止の觸書發布を請へり其要に曰く近年市場參著の荷物著しく減少し市場の衰頽問屋仲買の難澁を來せるは二他國近在より市場に宛て輸送せる諸荷物を當地船宿或は外商人共直買し町方八百屋小店に直賣すると三步行荷にて市場へ持出づる諸荷物を町方商人共在々出口にて待受け之を買取り町方門先又は濱先に持出し銘々隨意に賣買するとによれり尤も其都度出訴し願の如く差止を命ぜらるゝと雖も青物類直買直賣の非を知らざる者多く毎時公邊を煩すは甚だ憚あれば右禁止の旨を三郷に布達ありたしと官其請を容れ翌月十四日青物類直買直賣の禁令を發布するや從來立賣に従事したる近在十六ヶ村即ち北野村國分寺村光立寺村上福島村川崎村曾根崎村南濱村下三番村小島新田濱村南方村難波村木津村鹽町口野畑吉右衛門肝煎地大仁村の百姓等各支配代官

市場に青物
立賣人を雜
居せしむ

所を経て、畑物、茄子、大根、賣捌差支方を出訴に及びたり。仍て市場にても一步を譲り、天神橋より龍田町に至る約四町間に、青物立賣人を雜居せしむるを承諾し、尋いで之を南長柄村、北長柄村、本庄村、川口村、藥師堂村、南方新家村、柴島村、七ヶ村に許し、に未だ幾ならずして十六ヶ村は立賣場所の狹隘なると、問屋に賣捌方を依頼せる青物類の口錢を謂なく増加したるとを訴へしかば、今回は問屋も斷乎たる態度を取り、問屋が仕切直段百文につき口錢六文を増して七文とせるは、四年以前問屋より夫々取引ある諸村に紹介して決定したる所なり、又賣場所狹隘なりといふも、市場の東部は比較的雜沓せず、納屋下明地もありて、敢て立賣に妨無しと答へ、町奉行所の嘉納する所となれり、此の如く官青物直賣買を禁止し、又市場は特に近在諸村に對し、市場内に於ける青物立賣を許したりと雖も、未だ全く其弊を絶つに至らず、是歳冬より本期を終るまでに、天滿十丁目、同樋上町、京橋二丁目、同三丁目、同六丁目、大川町、北濱二丁目を相手取りて立賣差止を出願すること前後四回に及び、御願書控、青物立賣一件、天明三年、

若和布は青物市場十二品の一なれども、荒和布は別に荒和布仲買株あり、但し、諸國積登の荒和布中、志摩國に産出する分の一手引請仲間にして、初年銀十五枚、翌

荒和布仲買
株

麩屋株

年より一人別に銀一枚を上納せんといひ、總計二十株を許され、安永二年十一月仲間名前帳を上れり。株仲間名
前帳前書

乾物類には麩屋株仲間あり、前々より麩屋業を營める者三十軒相集りて株仲間を出願し、冥加として初年銀十枚、翌年より年々銀五枚を上り、加入希望者あらば増株を出願し、右の割合を以て増冥加銀を納めんといひ、天明四年十月、官許を得て仲間名前帳を上れり。引用書
同上

乾物仲買株
同他所積株

難波新地三町開發人金田屋庄助新地助成として乾物仲買株百軒同他所積株八十軒を出願し、冥加金を納めんと請へり、其大意に曰く、當地乾物類商賣の者賣買區々にして取締宜しからず、依て天滿青物市場問屋仲買を除き、其他の乾物屋中、諸國入津の乾物類を買出する者には仲買株を一ヶ月九匁五分宛に、他所賣地賣の兩者を兼ねる者には兩株共之を貸付く可し、而して仲買より受賣を爲せる乾物屋には毫も干渉を加へず、彼等中資産ありて直賣をも爲す者には相對により、仲買株を貸付くべしと、天明五年十一月、官三郷乾物商賣筋の者に令して、故障の有無を諮ひしが、事遂に成らざりき。御願書及口達
天明五年

雜喉場生魚問屋と三町鹽魚問屋

生魚鹽魚干魚鯉節干鰯五品は離るべからざる關係あり、是を以て五品問屋株を出願する者甚だ多く、安永元年九月雜喉場生魚問屋株、同三年八月鹽魚干魚鯉節問屋株の許可に至るまで、少からざる波瀾曲折を経たり。

干鰯鹽魚合
物生魚問屋
株願

(一)寶曆十一年九月信濃町金屋五郎兵衛借家天満屋利兵衛西高津新地一丁目播磨屋小兵衛借家米屋甚右衛門干鰯鹽魚合物生魚問屋百五十株を出願し、冥加として毎年金二百兩を上納せんといへり。其仕法によれば、新觀町・新天満町・海部堀川町及内平野町に於ける干鰯問屋四十軒鹽魚合物問屋六十軒にして、一ヶ年の仕切銀額約九千貫目あり、又生魚問屋は必ずしも雜喉場町に住するにあらざれども、毎日の市立は必ず雜喉場に於てし、問屋數五十軒、一ヶ年の仕切銀額約三千貫目に達す、今若し仕切銀高百目に對し、一分を問屋口錢中より出すとすれば、此銀十二貫目、金に換算して二百兩となり、冥加金を支辨するに足れり、然れども冥加金缺損のことも亦計り知るべからざれば、別に問屋一軒につき金五兩を徴して之に備へ、而して仲間支配銀は別に問屋と協定すべしとあり。大阪肥物商組合一覽、

合物問屋株
生魚問屋株
願

生魚鹽魚干
魚干鰯節
問屋株願

(二)明和元年五月、京町堀二丁目和泉屋善兵衛借家某合物問屋七十株生魚問屋五十株を出願し、冥加として初年金千五百兩、翌年より年々銀千枚を上らんといへり。雜喉場史、

(三)明和元年九月、江戸鐵砲洲船松町一丁目油屋太兵衛店茂八生魚鹽魚干魚

生魚問屋株
願

干鰯鯉節問屋五百株を出願し、冥加として毎年金千兩を上納せんといへり。其仕法によれば、現在以上五品の賣買に従事する問屋合計四百九十八軒あるを以て、其組行司をして一軒につき一ヶ年金二兩を集金せしめ、之を冥加金に充て、其餘年分の雜費は行司に於て帳面に記し、四百九十八軒に割付けて徴收せんとあり。大阪肥物商組合一覽、

(四)明和七年江戸日本橋品川町裏河岸西宮屋源八大阪備後町三丁目名鹽屋利兵衛生魚問屋株を出願し、之を一ヶ月銀十五匁宛にて貸付け、貸付料中より多額の冥加金を上納せんといひしが、仕法書を存せざるを以て、其詳細を知り難し。字保以來、

雜喉場生魚
問屋の株出
願 (其一)

(其二)

以上の諸出願は孰も當業者の反對ありて許可せられざりしと雖も、當業者より見れば、其都度不安の感を抱きたるに相違無し。雜喉場生魚問屋は既に前期に於て株願を出したりしが、當時問屋間に一致を缺きたるを以て失敗し、明和元年江戸鐵砲洲油屋太兵衛店茂八の生魚鹽魚干魚干鰯鯉節問屋株を出願するに及び、之に故障を稱へ、現在の問屋數八十二軒に對し、株札を得ば、冥加として初年金三百枚、翌年より年々銀五十枚を上らんといひしが、復願意を果す能はず。生魚問屋の出願は同年十月、茂八の出願は翌十一月を以て却下せられき。已にして明和七年西宮屋源八名鹽屋利兵衛の生魚問屋株願あり、雜喉場問屋は緣故無き者の支

冥加金額

配を受け、且つ少からざる株料を支拂ふを苦痛とし、問屋株直請を出願したりしに掛町奉行神谷正俊問屋等に諭し、難澁申立の筋は一應理ありと雖も、源八利兵衛の上申する所は御益に關する所あり、若し雜喉場問屋出願の如くなるを得ば、冥加金は當然問屋より上納すべきものなるを以て、須らく熟慮答申すべしといへり。問屋等相議し、冥加として初年金五百兩、翌年より毎年金五十兩を上納せんといひしが、年々の冥加金額につき再考を促され、已むを得ずして金五十兩を銀五貫目に改め、尋いで六貫目とし、七貫目としたれども、尙外願人の冥加銀額と大差あれば、寧ろ初年の金額を減ずるも、年々の金額を増すべしと諭されぬ。仍て初年の金五百兩を銀五百枚に減じ、年々の冥加銀を九貫目に増し、其後更に初年の銀額に五貫目を増し、又三貫五百目を増して、合計三十貫目とし、此以上は所詮才覺に及び難く、外願人に株許可あるも是非無しと斷言するに至り、始めて現在問屋八十四軒に對する株札許可を得たり。時に安永元年八月廿二日にして、今回の出願に要せし諸入用合計銀十六貫八百五十目といふ。享保以來御取計替ひケ條書、魚問屋定法、帳雜喉場魚市場沿革史

是に於て問屋八十四名は定行司一名、年行司三名を置き、翌二年四月、舊慣に則り

生魚問屋株の許可

仲間定法

て仲間定法廿一條を作りぬ。其要下の如し。二年々十一月上納の冥加金九貫目は毎月晦日相違無く年行司に差出すべし。三魚問屋株は雜喉場町限として官許を経たるものなれば、此後決して他所他町にて魚賣買を爲すべからず、又市場定札以外に市を立つべからず。三魚半臺を軒下以外に差出すべからず、半臺先に半切蒸籠揚籠等商賣用の諸道具を持出し、往來を妨ぐべからざるは勿論、他人の賣場所を妨ぐべからず。四賣場所の貸借は豫め定行司、年行司に届出で、其承諾を経べし。但し、借請場所を轉貸すべからず。五口錢銀は古法の如くなるべし。近年口錢銀を歩引し、或は容易に音物を贈り、其欸心を獲て荷物を競取する風あり、宜しく之を改むべし。六客方從來仕入銀を借請けたる問屋を差置き、新に仕入銀を借請けたる問屋に荷物を送らば、先問屋より仕入銀請求次第、新問屋より仕切銀を渡すべし。仕入銀を借請けたる客方名前を變じ、外問屋に來る者無しとせず、故に新規の客荷物は其客浦に緣故ある問屋に紹介して、充分故障の有無を糺し、其上年行司に届出で、然る後荷物を賣捌くべし。七同浦同所より積登れる荷物并に分荷物は、多少に限らず、關係問屋残らず立會の上直合を爲すべく、分荷物は必ず新問屋より先問屋に通知すべし。八送狀付の荷物を船頭支配にて外問屋に送るとも、決

して賣捌くこと無く、送狀名宛の間屋に渡すべし。但し、送狀名宛の間屋より客方に仕入銀貸付無くして、外問屋より貸付あらば、送狀荷物共其問屋に渡すべし。(九)年玉の外客方に音物を爲すべからず。客方賄料は古法に従ひ銀八分とし、一汁一菜たるべし。分荷物の客方に對し、特に酒肴を供_レが如きは、他問屋の差支となることなれば、向後斷じて慎むべし。(一〇)仲買中魚代銀を延滞する者あらば、總問屋相談の上掛賣を中止すべし。又掛賣の魚代銀歩引は先規の如くなるべし。(一)解雇せられたる奉公人を雇入れんとせば、必ず先主人に掛合ひ、先主人に故障ある者は雇入るべからずと。而して天明二年二月に至り、(二)銘々召使奉公人中生魚買掛代銀に不埒あらば、買主より辨償すべし。(三)問屋中出買と稱し、他問屋より生魚を買請くる者は、現銀拂七歩引にて取引すべしとの二項を追加し、次いで九月神事夜市は明六時拍子木を打ちて開市を報じ、開市以前に松明を焚くべからずと定めたり。生魚問屋定法帳、雜喉場魚市場沿革史。

定目に見ゆる問屋口錢及歩引につき一言すべし。問屋口錢に二種あり、一を濱錢賣口錢又は銀賣物口錢といひ、賣上高一貫文此正味銀五匁六分の中、一匁を問屋口錢、四匁六分を荷主に交付す。假に賣上銀高を百目とすれば、八十二匁一分四厘

定法追加

夜市

本錢賣口錢

本錢賣口錢

生魚屋株願

を仕切銀高として荷主に渡し、十七匁八分六厘を問屋口錢とすれども、買入商人に對し、問屋より三歩乃至九歩_所○次項生魚屋株願書の記載するの歩引を爲すを以て、此平均高六匁三分を減ずれば、問屋所得は正味十一匁五分六厘となる。又一を本錢賣口錢といひ、賣上高一貫文此正味一貫四十文につき、九百文より九百三十六文、平均九百十八文を荷主に渡し、百廿二文を問屋口錢とし、歩引無し。かく二様の口錢あるは、一は掛賣にして銀目を用ゐ、一は現銀賣にして錢を用ふればなり。例へば、鯰一籠本錢賣なれば一貫文にして、荷主手取九百文乃至九百三十六文濱錢賣なれば二貫文にして、荷主手取九匁二分といふが如し。雜喉場魚市場沿革史。

天明二年八月生魚屋株千軒を出願し、冥加として銀百枚を上納せんといふ者あり。其仕法書によれば、三郷生魚小賣商人は南北兩組に分れ、七歩屋六歩屋と稱する者約六七十人、五歩屋四歩屋三歩屋と稱する者約九百人あり、孰も相應に雜喉場問屋より生魚を買出し、七歩屋六歩屋は毎月晦日代銀を支拂ひ、七歩又は六歩の歩引を得、五歩屋以下は右に準じ、節季前に代銀を支拂へり。而して此の如く歩引に高下あるは、代銀支拂を延滞せる時、比較的資力ある者より代償せしに起因すといふと雖も、かくては七歩屋六歩屋の迷惑甚しければ、株札の許可を得、之を一ケ年一株につき銀九匁を以て貸付け、冥加銀を納め、株札不足なれば更に増株を願ひ、冥加銀を増加し、殘額を以て問屋の損銀を償ひ、問屋

堀江魚市場
再興願

池田村魚屋
株

江戸堀川魚
市場

小賣人双方の便宜を計らんとあり。之に對する町々の返答書を見ずと雖も、株仲間中に此名稱を存せざれば、不成功に終りしこと疑無し。（堀江町川向、天明二年）

堀江魚市場を再興せんとする者、明和五年二月に灘屋平兵衛長門屋清兵衛あり、安永八年十月に江戸麹町八丁目治郎右衛門あり、天明二年七月に下總國葛飾郡駒木村百姓七兵衛同村醫師文賀あり。然れども出願毎に雜喉場問屋の抗議に會して、遂に願意を達する能はざりき。但し、安永元年三月、攝州豊島郡池田村に魚屋株五軒を許し、一ヶ月十二回市日を定めて魚商賣を行はしめ、冥加として初年金七兩、翌年より年々銀六十目を上納せしめたるは、營業範圍狹少にして、雜喉場に何等の影響を及さざるものと認めしによるなるべし。（雜喉場魚市場、前巻）

安永九年江戸堀下鼻新築地成るに及び、京橋川魚問屋五軒は新築地百四十一坪餘を請地とし、之より川魚市場は京橋北詰及江戸堀下鼻の二ヶ所となれり。又江子島上鼻の新築地に蜆蛤鳥貝かますご四種の市場を開かんとする者あり、町奉行所より故障の有無を諮ふや、雜喉場生魚問屋七十餘名は川魚仲買株を得て、新に此地に市立を行はんとし、五名の問屋は之に反對し、事遂に成らざりき。（江戸堀下鼻、新築地水帳、雜喉場魚市場沿革史）

五品問屋株中、生魚問屋株は雜喉場より之を出願するに及び、他に競望者を絶ち

鹽魚問屋仲
買株願

鹽魚問屋干
鰯問屋株願

三町鹽魚問
屋の株出願
（其一）

しと雖も、殘餘の問屋株に至りては之を出願する者尙多し。

(五) 安永元年正月、天満信保町天満屋吉兵衛支配借屋奈良屋善兵衛、鹽魚問屋百株鹽魚仲買三百株を出願し、冥加として年々金二百五十兩を上らんとし、其仕法によれば、鹽魚類、鰯、節、鯨、物、干、肴、鴈、拔、鮓、其外合物は古來新靱町、新天満町、海部堀川町、以上三町の問屋に限り參著せるものなるに、近來脇場所にて賣買する者甚だ多く、爲に三町の衰微を來したれば、自今右商賣を三町に限り、脇賣人は三町内に本店を置かしめ、而して株札を一同に貸付け、札料として一年銀三十二貫目を徴し、其中より冥加金を上らんとあり。（鹽魚干類、節、鰯、節、干、肴、鴈、拔、鮓、其外合物は古來新靱町、新天満町、海部堀川町、以上三町の問屋に限り參著せるものなるに、近來脇場所にて賣買する者甚だ多く、爲に三町の衰微を來したれば、自今右商賣を三町に限り、脇賣人は三町内に本店を置かしめ、而して株札を一同に貸付け、札料として一年銀三十二貫目を徴し、其中より冥加金を上らんとあり。并問屋干類、節、鰯、節、干、肴、鴈、拔、鮓、其外合物は古來新靱町、新天満町、海部堀川町、以上三町の問屋に限り參著せるものなるに、近來脇場所にて賣買する者甚だ多く、爲に三町の衰微を來したれば、自今右商賣を三町に限り、脇賣人は三町内に本店を置かしめ、而して株札を一同に貸付け、札料として一年銀三十二貫目を徴し、其中より冥加金を上らんとあり。）

(六) 安永元年二月、武州内藤新宿源右衛門同所伊左衛門店利兵衛、鹽魚問屋七十株干鰯問屋七十株を出願し、冥加として毎年銀廿一貫目を上らんとし、其仕法は鹽魚干鰯の賣場所を新靱町、新天満町、海部堀川町、出口町、内平野町五ヶ所に限り、冥加銀廿一貫目の外、問屋一軒につき一ヶ月銀五匁を徴して支配銀に充てんとし、冥加銀廿一貫目の外、問屋一軒につき一ヶ月銀五匁を徴して支配

安永二年九月、新天満新靱海部堀川三町鹽魚問屋三十五軒は古來の由緒を述べ、鹽魚問屋百二十株を出願し、冥加として初年銀百枚、翌年より年々銀五十枚を上らんとし、問屋株を百二十と定めたるは、現在三町にて鹽魚問屋を營める者三十五軒（敷屋町、岡崎町に住居せる者四名は海部堀川町組に入る）、休業せる者三十軒、内平野町出口町にて營業せる者十四軒、他所の者又は他商賣兼業の者にして現在鹽魚賣捌に従事し、

各組鹽魚問屋別株を出願す

三町鹽魚問屋の答書

其却下

鹽魚干魚鹽節問屋株願

問屋株許可に至らば、加入を欲すべき分四十軒程に見積れる爲なりしが、一たび本願書の提出せられたるを聞くや、同業者中右の員數に漏れたりと思惟せる廿六人組内平野町八人組海部堀川町外二町十三人組出口町五人組堀江廿五人組○後一人より各冥加銀を上り、別途に株仲間を組織せんことを願出でたり。三町を増す。問屋は一々之に答辯を試み、彼等にして三町問屋の仕法に従ひ、商賣を爲すを約せば、仲間加入を拒絶するにあらず、又彼等が申立てたる冥加銀高は、之を三町問屋冥加銀高中に包含し、問屋より上納すべく、人員百二十名以上に上らば、割合を以て増上納を爲すべきこと勿論なり、但し、十三人組は問屋仲買を兼業し、中には我等問屋より鹽魚を買入れ、代銀不拂にて目下訴訟中なる者あり、又は瀬戸内に出買して問屋荷物を奪へる者あり、八人組も亦問屋仲買兼業なれば、是を分離するを要し、又堀江廿五人組は鹽魚問屋と稱する程の營業を爲し居らずと答へたり。然れども故障容易に止まざりしを以て、翌三年二月官三町問屋以下各組の願書を一樣に却下したりしが、未だ數月を経ずして大和屋善右衛門の株出願を見るに至れり。鹽魚問屋株願一件却下。

(七)安永三年五月、家根屋町大和善右衛門鹽魚干魚鹽節問屋百三十株を出願

三町鹽魚問屋の株出願(其二)

株數と其分配

し、冥加として年々銀五十枚を止らんといへり。其仕法は右株札を三町鹽魚問屋其他に相對を以て貸付け、一ヶ年銀五十匁宛を請取り、并に右品々一ヶ年分賣捌銀高を二千貫目と見積り、一貫目につき五匁を徴し、兩者合計十六貫五百目中より二貫五百十目を冥加銀とし、十貫目を諸國漁場網方仕入又は荷物積登廻船等の仕込銀に貸渡し、殘銀四貫三百五十目を諸入用并に願人善右衛門の所得と爲さんといふにあり。鹽魚干魚鹽節問屋株願一件却下。

是に於てか三町問屋は善右衛門の出願に抗議を申立つると共に、再び株直請を出願して曰く、株料の外賣代銀一貫目につき五匁を出銀し、帳簿の検査を受くるとせば、賣買高は暴露せられ、他借銀の遺縁其他營業上に迷惑を生ずべきは明なり。又國々の漁場を相續せんに、十貫目の仕込銀を以て充分なりと言ひ難し。況んや問屋にあらざる願人の支配を受くるは、最も問屋の苦痛とする所なり。故に右株數を三町問屋三十六軒に許可あらば、他同業者に無料にて交付し、冥加銀は願人と同額を總仲間に割付けて、三町問屋より上納すべしと。而して株分配の方法は、最初三十六株を現在の三町問屋三十六軒の持株とし、三十株を休株とし、目下休業中の三町問屋にして營業を再始する者に備へ、六十四株を外問屋に交付する豫定なりしが、人員を検するに及び、十一株の不足を發見せるを以て、之が増株

營業法中改正の諸點

各組鹽魚問屋の反對

を出願し、尙此上にも從來同商賣を營める者株を希望せば、對談の上追々増株を願ひ、仲間に加えせしめ、右株數に應じ、冥加銀を増納すべしと雖も、新規に開業せんとする者は加入を謝絶し、且つ向後何事たりとも官邊より問屋に下命あらば、問屋より外問屋に通達すべし、右願の如く株許可を得るとも、決して他問屋を配下の如く見做して、之を左右せんといふにあらず、又商法は凡て舊慣によるべし、但し、問屋仲買の瀬戸内出買及市賣休業中の拔賣買を禁じ、問屋仲買を兼業せる者依然として仲買業を營まんとせば、別名前に切替ふべく、又荷主より問屋數軒に分送せる荷物は、直段高下を平均し、同直段を以て仕切銀を渡すことに改めんといへり。鹽魚干魚節問屋株願一件書類

前年三町問屋の株出願に對し、他同業者間に異議ありしが如く、今回も亦外問屋七十五人中、六十一人の反對あり、其要旨に曰く、三町問屋出願の如く株許可となり、三町より株を得、官命の通達を請け、又三町に冥加銀を渡すとせば、外問屋は恰も三町問屋の配下の如く、荷主は勿論諸國の氣請宜しからず、商賣の差支となるべし、三町が商筋の弊害と認めたる他國出買及休業中の拔賣買禁止につきては、敢て異論無しと雖も、仲買業を繼續せんとせば、別名前に切替ふべしといへるは、

町奉行所の意見

冥加銀の増額を諭す

三町鹽魚問屋株の許可

現在問屋仲買兼業者にとりて甚だ差支あり、又問屋は引請荷物を少々なりとも高直に賣るを功とし、之によりて荷主の愛顧を被り、商賣の繁榮を希望せるに、直段高下平均するに至らば、荷主の氣込薄く、荷物登高減少すべし、故に是等諸點を改正し、銘々組合の中にて年行司を立て、問屋一統に下命ある時は、組々年行司出頭拜承し、諸願届類も右に準じ、冥加銀は銀高を株數に割合ひ、銘々より差出し、組々年行司申合の上直納せんことを欲すと。引用書同上

官双方の申條を比較商量すらく、商筋に關する論點は奉行所に於て貪著すべき限にあらず、兩者宜しく妥協すべし、三町問屋は古來問屋の名目を有し、町奉行所に年頭八朔の禮をも勤めたる者なれば、之に株札を許可するも、他問屋に無料にて渡し、且つ非分不法の言動を慎むに於ては、不可なる莫し、外問屋六十一名は下問屋の如くなるに至らんといふも、外問に關する懸念にして、眞の故障と認め難しと、仍て三町問屋を召して冥加銀増額を諭し、に、問屋は年々銀五十枚とあるを改めて初年銀百五十枚、翌年より百枚宛とし、再び増して初年銀七貫目、翌年より五貫目宛とせり。引用書同上

安永三年十月五日、東町奉行室賀正之三町問屋惣代小高屋次郎左衛門等六名を

召し、三町問屋三十六軒に鹽魚干魚鯉節問屋百四十一株を許可するを以て、同商七十五軒に無料にて一株宛交付し、初年冥加銀は一株につき銀四十九匁六分四厘五毛を三町にて取集め、都合銀七貫目を上納し、明年よりは年々銀五貫目の積を以て、一株につき銀三十五匁四分六厘一毛宛を取集め、上納すべし、出口町組五人は主として鯉節を取扱ひ、當時休業の者組合中に八軒あれば、營業再始の節加入を請ふ旨申立てたり、此外にも從來同商賣を營める者にして加入を請はゞ、調査の上之を許し、冥加銀は割合を以て増納すべし、但し、現在の人員減少すとも其減員の負擔額は他の株持にて引請け、五貫目の冥加銀は相違無く上納すべし、株の讓替は勿論、變宅名前替等は早速奉行所に届出て、株帳を張替ふべし、又右張替に限らず、凡そ株に關する諸願届は株元三町に通じ、申合の上出願すべしと申渡し、三町問屋の請書を徴したり、當時株所有者は三町三十六軒の外、内平野町組八軒、海部堀川町敷屋町組十四軒、立賣堀長堀道頓堀堀江組廿六軒、出口町組五軒、南北堀江新大黒町組八軒、南堀江五丁目組十四軒あり、内平野町組以下南北堀江新大黒町組に至るまでを五組問屋と稱へ、三町問屋と共に毎組年行司を置きて其取締に充て、南堀江五丁目組は最初より三町問屋の出願に同意したるを以て、別

五組問屋

南堀江五丁目組

に年行司を置かず、諸事三町の支配を受けたり、鹽魚干魚鯉節問屋株額一件書類、御取計替、印ケ條書

鹽魚問屋取引仕法

三町問屋の株出願中、町奉行所の諮問に應じて提出したる問屋取引仕法帳は、頗る参考に資すべし。曰く、問屋は諸國荷主より鹽魚干魚生干魚鯉節腸拔鮪煎海鼠其他を積來れる時は、仲買を集めて市賣を行ひ、又時として入札賣を行ふ。市賣と入札賣とは納屋錢即ち錢計算の標準を異にし、前者なれば一貫文を銀二匁一分三厘三毛に立て、後者なれば古くは銀二匁に立て、近年は銀一匁九分六厘に立つ。入札賣は毎月勘定なれども、市賣は毎月仲買より賣上銀高の三分を入れ、其殘額を一年二回即ち正月晦日及七月晦日に決濟せしむ。但し、外問屋に於ては納屋錢に定額無く、銀目にて賣買するもあり、三町問屋に於ても勘定日に於て決濟とならず、問屋仲買相對の上にて取引を繼續するもの多し、毎年賣留と稱し、七月は六日限、十二月は二十日限賣買を休止し、七月十七日及正月四日より賣買を開始する古法なるに、近年賣留中に下直に賣崩す者あり、買込の仲買損銀多く、従つて問屋賣掛代銀の延滞を來し、市場一統の迷惑となれり。一荷主の荷物數軒の問屋に分荷となる時は、相場甲乙を平均して仕切直段を渡すべき筈なるに、外問屋にて

入札賣に於ける割引の弊

出買の弊

此法を守らざるあり。其他仲買が問屋を除外し、直接荷主と直組に及ぶこと、問屋仲買等兵庫、明石、室津等瀬戸内各地に出張し、登荷物を半途に要して買請くこと、荷主中仕入銀を借請けたる問屋以外に荷物を送附すること等、皆近時の弊風と言はざるを得ず。鹽魚干魚鹽節問屋株願一件書類

三町問屋が近年の弊風と認めたる數條は、株許可後と雖も俄に一新するを得ず、安永八年二月、先づ入札賣に對する三町問屋間の申合を見るに至れり。當時仲買は落札後更に問屋に減額を迫り、幾回か直組を更正するを以て、少許の荷物の直組に終日を費し、時としては兩三日に及ぶことあり。かくては入札賣の實を失ひ、一種の相對賣となり、仲買は當初より正當の入札を爲さず、問屋は徒に手數を費し、而して荷主は直組の決著せざるによりて歸帆するを得ず、抑此弊風は最初仲買より見込違と稱して若干の割引を歎願し、問屋の了簡を以て之を諾したるに起因すといへども、今日の如く百文の落札直段に對し、三十文五十文の割引を要請するは、決して見込違と稱するを得ず、故に一番札二番札を除き、三番札に落札して見込違云々を口にするを得ざらしめ、萬一落札直段より割引する者あらば、仲間集議の上處分すべしと定めたり。又天明年間鹽魚荷物多く兵庫に入津し、大

生魚問屋鹽業侵害を訴ふ

阪仲買の彼地に、出買に赴くあり、或は彼地仲買に注文して荷物を積送らしむるもあり、三町問屋頗る之に苦み、仲買に牒し、當表入津荷物の増加は問屋仲買兩者の幸福なる所以を細説せしが、其後三町年行司より問屋一同に兵庫荷物の買入中止を通知し、其目的を達せんが爲、兵庫渡海船にて積來れる荷物を検査せんと言へる程なりき。天明六年十二月の仲間規約に曰く、(一)仕切直段を定めたる後、少々にて相違あらば不法たるべし。縦令仕切表直段は相違無くとも、別段に餘銀を與ふるが、或は魚數を増加せば、同じく不法たるべし。(二)分荷物を他問屋と相對せず、一分にて荷主に直段引合を爲すべからず。(三)他人宛の荷物を引込みたること、又は送狀宛名并に繪符を剪取し、或は改書せること、後日に至り發覺するとも、不法同前たるべし。(四)新規の荷物到着せば、年行司に届出づべく、仲間一統差支無くば賣捌勝手たるべし。(五)取替銀催促と唱へ、新規の浦方に赴き、或は書信を以て荷主船頭に依頼し、荷物を引取るべからず。凡て一分の損益を計りて、仲間の利害を顧みざる者あらば、仲間評議の上處分を加ふべしと。商法申合判形帳、脇組并仲買方法通達申幅株加入其外

證文諸事控

雜喉場生魚問屋と三町鹽魚問屋との訴訟は、安永九年正月に始り、天明二年三月

其願下と再
訴訟

を以て落著せり。訴訟の發端は近頃三町問屋永代濱に生魚市賣を始め、雜喉場魚市場に迷惑を及すを以て、市賣は勿論生魚取扱を禁止せられたしと、雜喉場問屋より西番所に出訴したるにあり。掛町奉行京極高稟兩者に内濟を諭し、同年四月一旦願下となりしが、翌年五月に至り、永代濱の市賣増長し、生魚問屋の家業衰頽を來せりとて、再び東番所に訴訟を提起するに至れり。事商賣筋に關するを以て、裁許に及ばず、或は末々商人の迷惑を生ぜんを慮り、官惣年寄に諭して調停を試ましめたるも、兩者各主張を枉げず、雜喉場問屋曰く、相手方問屋は前々より生魚を賣買すれども、外生魚を取扱ひたること無し。數年前相手方問屋年行司より願下方問屋通路人に對し、向後願下方問屋に於て鹽魚賣買を中止し、相手方問屋に於て生魚賣買を中止し、双方手切の商賣を行はんと交渉し來りしが、先規の商業を中止するを遺憾とし、双方従前の如く賣買すべしと答へしに、其後相手方問屋にて生魚市賣を開始するに至りしかば、第一回の訴訟を提起したり。但し、當時は未だ多額の賣買を行はざりしにより、官邊の諭示に應じ、内談を試みんとして願下を請ひしが、相手方問屋等内談に應ぜざるのみか、漸次諸國の荷主に掛合ひ、仕入銀を貸付け、又當市場に出入せる生魚小賣商人を誘引し、盛に市賣に従事せるを以

生魚問屋の
主張

其弱點

て、止むを得ず再願に及べりと。然るに三郷惣會所舊記の内享保七年十月、北條氏英鈴木利雄在勤中、生魚鹽魚兩問屋右町々年寄月行司并に小賣商人を召し、惣年寄立會の上、新天満町新靱町に於ける生魚新市を禁止し、鹽魚積合に送れる生魚は先規の如く賣買するを許すと申渡したりとの記事發見せられたり。是に於て雜喉場問屋は一步を譲り、相手方問屋が鹽魚に交へて生魚を店賣せんには、敢て故障を唱へざるべしと雖も、市賣につきては斷然中止の命あらんことを請ふといひ、併せて願下方問屋に於ても鹽魚を店賣すべしといへり。之に對する三町問屋の陳述に曰く、我等先祖は往古天満鳴尾町に住して魚商を營み、其後本靱町本天満町に移り、元和八年津村の葎島田畑を開きて三町とし、荷物運送の便を計りて新堀を出願し、開墾成りて其沿岸を永代濱と號し、諸魚市場の免許を得たり。故に永代濱は全部三町の所有にあらざるも、三町より支配し、延享年間及寶曆年間、他町住人にして濱先を所有する者、家屋を新建せんとしたりし際、三町より出願して新建家禁止の恩命に接せり。又西成郡今宮村より毎年禁裏御所御厨子供御の魚類を調進するに當り、三町より賣上ぐるも、諸魚市場赦免の證とすべし。三町問屋は願下方問屋が鹽魚市賣を爲せるを見、前年年行司をして手切賣買のことを交

鹽魚問屋の
主張

其弱點

涉せしめしに、先規と稱して之に應ぜず、却て當方の生魚取扱に對して訴訟を提起せしと雖も、其後彼より願下と爲したれば、何等の苦情存するもの無しと信じ、諸國荷主に仕入銀を貸付け、手廣く賣買を行へるに、今に至りて市賣停止の訴訟を提起せること迷惑千萬なりと、然れど三町問屋が永代濱に諸魚市場の免許を得たりといへるは確證無し。前掲惣會所の舊記によるも、生魚市賣停止の記事あり。永代濱に新建家を禁じたるは、當時三町年寄月行司より、永代濱は地子を納め、田畑霞島を開發し、鹽魚干鰯揚場の免許を得たりと陳述せるによるものにして、諸魚市場なりとの陳述無し。殊に寶曆六年町奉行所に年頭八朔の禮を致さんといへる願書に、「從往古塩魚商賣仕來み故」といひ、又九年前問屋株願につき吟味中に差出せる口書にも、「塩魚干魚、鯉節等市賣い」といひ、毫も諸魚市場の稱無し。又今宮村より奉獻せる禁裏供御の魚類も、必ず鹽魚問屋より購入すべしとの規定あるにあらざりき。是に於て掛町奉行神谷清俊兩問屋を召喚し、永代濱生魚市の儀、往古赦免の由を言上すと雖も、奉行所の書留に其事無く、却て惣會所の書留に新規生魚市禁止の記事あれば、向後生魚市を停止す。元來鹽魚問屋なる名目を以て生魚を取扱ふは曖昧なりといはざるを得ず。鹽魚問屋は前年生魚問屋に交

町奉行の裁決

鹽魚問屋取扱の品目

煎雜喉いかなご問屋株同仲買株

渉して手切の賣買を行はんといひ、生魚問屋も亦今回同様の儀を願出てたれば、自今兩問屋共商方を名目限とし、鹽魚問屋は生魚を賣買すべからず、又生魚問屋は鹽魚を賣買すべからずと申渡したり。子年願書控、丑年願書控、三町問屋の營業範圍は之によりて確定せしと雖も、或種の商品につきましては兩問屋孰の取扱に屬すべきかにつき、紛議を生じたり。生節煎雜喉かますごの如き是なり。而して是等は訴訟の結果、皆鹽魚問屋の取扱品に決せしが、此の如く再三訴訟に及ぶは、畢竟兩問屋の迷惑に過ぎざれば、三町問屋にて取扱品目を明記し、雜喉場問屋の承諾を得て録上すべしとの命あり。之によつて天明三年五月、三町問屋より上申せるもの鹽魚類、干魚類、生干魚類、鯉節類、生節煎雜喉類、鹽辛類、鱒かますカマス、ゴノ、煤海老、ニメ、カラスミ、カラス、身鯨皮、鯨煮がら、け、煎海鼠、烏賊、鯛、乾鮭、鮭、鱒、鱈、鱧、串貝、煮貝、蟹、貝、總計廿二種に及べり。天明三年生節出入井ニ煎雜喉かます、煎雜喉いかなご問屋及仲買は、明和元年株仲間となり、問屋は初年金三十兩、翌年より年々銀五枚、仲買は初年金十兩、翌年より年々銀二枚を上納せり。株數明ならず。○文化年の調査に問屋軒仲買十四軒とあり、同四年十二月の問屋仲間判形帳に、縦外ニ塩魚問屋株相定、逆も私共仕似せ、商賣方は是迄と通被差置、無恙賣買被仰付被下、様

干鯛屋仲間
加入の取締

仕度、とありて、鹽魚問屋株設立後も依然として存在したり。株仲間名前前帳前書、享保以來御取計書、

干鯛屋株仲
間と爲るを
欲せず

干鯛屋は新古兩組合併を諭示せられし後、仲間加入の規約を嚴にし、又取引上の取締としては、離縁せられたる養子又は解雇せられたる奉公人にして、養家或は舊主の顧客を奪ふ者と取引すべからず、手代別家する時は、主家より譲受けたる顧客の住所氏名を、三組役人○新天満町、新製町、海部堀川に届出づべし、休業者自店の顧客を同業者に委託し、或は讓與する時之に同じ、外島即ち靱以外の地に於て、假名若くは他人の氏名を借りて干鯛を買取り、直に賣先に積送る者多し、此の如きは仲間一般の衰頹を招くものなれば、斷然禁止すべしといへり。大阪肥物商組合一班、干鯛屋株を出願せる者實厯に天満屋利兵衛外一名あり、明和に太八ありしが、時の干鯛屋二百十名は之に抗議を呈し、株仲間の制定は荷主をして大阪以外に干鯛荷物を送らしめ、當表入津荷物の減少は干鯛の騰貴農民の迷惑を來すべしといひ、三町より鹽魚干魚鯉節問屋株出願の際、惣年寄より注意ありしも、敢て之に加るを欲せずと答へたり。之に由て是を觀れば、左に記せる干鯛問屋仲買會所設立願も、亦必ずや干鯛屋仲間の反對せし所なるべし。大阪肥物商組合一班、茂八干鯛株願答書、

干鯛問屋仲
買會所設立

(八)干鯛問屋仲買會所願は願人の氏名を明にせず。其仕法は大阪表に題號の如き會所を立て、問屋仲買の中より年行司を選び、會所詰とし、直段の平準及賣掛代銀延滞處分等の事に任ぜしめ、而して會所より三郷干鯛問屋約五十軒仲買約三百軒、攝河泉在々仲買約三百軒に印札を附與し、印札料として問屋一軒につき金二分、仲買一軒につき金一分を徴し、別に問屋一軒につき毎月金二朱、三郷仲買一軒につき銀四匁三分、在々仲買一軒につき銀二匁を取立て、其中より冥加金を上納し、殘金を以て會所入用、年行司役料、手代給料等を支辨す可く、若し前記の員數以上に仲間加入の者あるに於ては、規定の料金を徴收し、冥加金をも増加すべしといふにあり。天明六年正月、官右の如き出願を江戸表に於て爲せる者あるを告げ、故障の有無を諮へり。肥物商組合一班、天明六年、

糠問屋株
同仲買株
灰屋株
藁灰屋株

肥料に關係ある諸株に糠問屋株同仲買株、灰屋株、藁灰屋株等あり、糠問屋同仲買は明和七年十月、灰屋は安永二年、藁灰屋は天明六年八月を以て株許可となれり。糠問屋は株數十軒なれども、加入希望者あらば之を承諾し、冥加として年々銀六十枚を上り、同仲買は株數七十軒にして、七組に分れ、冥加として年々銀廿五枚を上納す。問屋には八名の年行司あり、仲買には毎組に年番あり、問屋仲買間は現銀取引にして、取引の際必ず年番の立會を要し、以て沙石の混入を防げり。灰屋及藁灰屋は株數明ならず、○文化年間の調査に灰屋百軒、藁灰屋廿五軒とあり、灰屋冥加銀額は糠仲買に同じ。

灰融通人

又藁灰屋は元來灰屋株人數の内にて、攝州西成郡野田村外三十六ヶ村の藁灰一手引請を業とし、冥加として年々銀五枚を上納す。藁灰の買集には二十人餘の灰融通人あり、一石につき一分づゝの口錢を得て、村々餘分の藁灰を買集め、之を藁灰屋に持參せり。株仲間名前帳前書、大坂商業習慣、株仲ケ問物市場其外口ミ、

駄粕豆腐粕
干場一手引
請願
同干場

明和八年、天滿宮神主貸地支配人伊丹屋權兵衛借家小島丹次出願して曰く、駄粕井に豆腐粕は、從來駄屋井に豆腐屋より、勝手次第に肥料として在々百姓に賣來りしが、自今豆腐粕中食料に供する分を除き、其他は兩粕共同人に於て一手に引請けんと。安永元年、江戸牛込水道町市兵衛店大黒屋喜兵衛も亦之と同様なる出願に及びしが、共に許可を得るに至らざりき。但し、駄粕豆腐粕干場は天明五年安治川口古船入跡築地に設定せられ、引請人を西成郡南新田平野屋又右衛門といへり。御願及口達、天明八年安永元年、享保以來御願引請は少能き

摺糠粉澁水
車株願

天明五年、天滿西寺町觀音寺屋敷田原屋清介借家傳法屋平兵衛摺糠粉澁水車株を出願して曰く、從來御拂粉の摺糠及攝河、泉播近國在々の摺糠を引請け、焙爐に掛けて之を煎り、在方百姓に賣渡したる所、其後灘目邊の水車を利用して煎粉にする法を案出し、家業次第に繁榮せしに、近年水車所有者之に倣ひ、中には土沙を交へ、重量を附して賣捌く者あり、不取締甚しければ、西宮、兵庫津及武庫、菟原、八部三郡に限り、摺糠粉澁水車株三十輛を得、無料にて貸付け、製品を吟味すべし。費用としては煎粉一俵につき五厘を徴し、之を以て冥加金を納め、且つ人夫を雇ひ、依別に土沙を吟味せしむべく、既に水車稼の者廿二人の同意を得たりと。享保以來御取替の條書に粉挽水車二口又水力車貸附株の目見ゆれども説明無し。御願及口達、天明五年、

油商と蠟商

菜種綿實の
大阪廻著を
獎勵す

寶曆九年八月、幕府令して近年大阪表に於ける菜種入津高減少せるにより、油直段高直の聞あり、寛保三年にも令せしが如く、國々にて菜種を作増し、大阪積登高を多からしむべし、兵庫、西宮、紀州、中國、西國筋の絞油は、先規の如く、江戸直積を爲すべからず、近來菜種と同様に綿實よりも水油を絞出す上は、綿實積登方も菜種同前に心得べく、向後兩種物共道買、貯下買又は隠絞を爲すべからずといへり。翌十年正月、菜種問屋二十名、綿實問屋十名を定め、同十一年十二月、出油屋十三名を定め、問屋以外に兩種物を取扱ひ、出油屋以外に油直賣買を行ふ者あらば、嚴重の處分に及ぶべしと申渡し、明和年間其趣旨を反復せり。御願及口達、寶曆九年、同十年、同十一年、明和七年、同

菜種問屋綿
實問屋及出
油屋の人員
を定む

菜種綿實兩
問屋の營業

今當時の種物及製油取引法と之に伴へる弊風とを見るに下の如し。兩種物問屋

菜種綿實兩絞油屋の營業

出油屋の營業

京口江戸口油問屋の營業

取引上の諸弊害

は諸國より大阪に積登れる菜種綿實を悉く時價にて買入れ、菜種は一石につき銀一匁、綿實は同二匁五分の口錢を徴して、兩絞油屋に賣渡し、又攝州水車新田の絞油屋には、菜種は一年の廻著額十四萬石乃至十五萬石につき五千石、綿實は三十萬貫目につき十萬貫目内外の割合を以て賣渡し、但し、種物問屋は穀物問屋を兼業するを許され、仲間中營業上の失敗は互に救済して家業永續を計るべきを約束し、又毎月六回菜種相場を月番町奉行所に言上するの義務あり、兩絞油屋は其製油を京口江戸口兩油問屋に賣渡す外、燈油を製して之を小賣するを業とし、京口問屋には四斗入一樽につき銀二分、江戸口問屋には代銀百目につき八分の口錢を與へ、出油屋は在方油を引請け、兩油問屋に賣渡す外、燈油を製して之を小賣するを業とし、在油買請の節は、代銀百目につき銀一匁六分の口錢を徴し、京口問屋江戸口問屋に賣渡す時は、絞油屋同様の口錢を與へ、又江戸口京口兩油問屋は絞油屋出油屋より前記口錢を請けて買取りたる油の江戸廻及京積を掌るを業とし、別に京口問屋は市中油仲買人とも取引を行へり、但し、菜種問屋が荷主相對の上とはいひながら、差種と稱し、一俵につき二合宛を引取ること、兩絞油屋が組合買と稱し、聯合して種物直段を買下ぐることに、出油屋が在油を買請くるに

中井二左衛門

日野屋庄左衛門

菜種綿實兩問屋株

際し、翌日の相場を見越し、當日の相場より安價に買入るゝこと、江戸口油問屋が新樽并に樽内口張紙澁代繩筵代として銀八十八匁を請取り、其内五匁を徳用とすること、京口油問屋が年分引請高の少額なるを口實とし、油仲買より油一樽につき内分にて銀二分五厘の口錢を收め、又出油屋絞油屋より銀一分の合力を請取ること等、相集りて種物廻著額減少油直段騰貴の原因となれり。株仲間名前帳前費幕府が油直段の騰貴を憂慮せるに當り、浪人中井二左衛門油取締方につき江戸表に於て獻議する所あり、幕府之を大阪町奉行曲淵景漸に下して意見を諮ひ、景漸は京橋五丁目京口油問屋日野屋庄左衛門を召して諸事を議し、勘定所と往復交渉の後、明和七年五月廿六日、油に關する諸株を許し、油取締方に關する一大變革を行へり。

(一)菜種綿實兩問屋株 攝州水車新田に對する菜種綿實割合賣の法を改め、菜種は廻著額の多少を問はず、一年一萬五千石を賣捌くこととし、綿實は全く之を止め加ふるに絞油屋が大阪及五畿内に於ける兩種直買許可により、兩問屋の引請額減少すべきを以て、冥加銀を免除し、且つ絞油屋直買の分と雖も半口錢を徴するを許し、又兩種廻著の節、仕切銀不手廻ならば、荷主相對次第、仕入銀の姿を以

て、問屋以外の者より銀子を借入るゝも差支無しとし、種物質入圍置禁止の令を緩めたり。菜種問屋の差種を取ることも亦禁止となる。最初兩問屋は別々に株仲間の許可を得しが、綿實問屋十軒より廻著額の減少を訴へて、菜種問屋三十五軒に加入を請ふに及び、明和八年二月兩者を合して一株仲間とし、人員を四十五名とし、翌年彼等の出願を容れ、冥加として年々銀十枚を上納せしめたり。

菜種絞油屋株

(二)菜種絞油屋株 株數二百五十軒、冥加として初年金五百兩、翌年より銀七貫目を上納す。一定の口錢を納め、問屋より種物を買入るゝ外、新に藏屋敷廻著の種物は勿論、諸國より大阪廻著の分并に五畿内に於ける直買を許され、直買の分は半口錢即ち銀五分を問屋に納め、一柄分八斗を銀十匁にて絞立て、江戸口京口兩問屋に賣渡す時は、一石につき銀一匁三分を交付することゝなり、燈油の小賣及組合買を禁ぜられたり。

綿實絞油屋株

(三)綿實絞油屋株 株數三十五軒、今回攝河泉村々に於ける水車油稼株許可ありたるを以て、盛に綿實を使用すべく、従つて綿實大阪積登高減少すべしとし、冥加銀を免除せらる。絞草買口は菜種絞油屋同所にして、直買の分は問屋に半口錢即ち銀一匁二分五厘を納め、百貫目を十三匁五分にて絞立て、江戸口京口兩問屋

に賣渡す時は、菜種絞油屋同様の口錢を與ふることゝし、京口問屋に對する内分の増口錢及燈油小賣を禁ぜられたり。

攝河泉村水車油稼株

(四)攝河泉村水車油稼株 最初六十一輛なりしが、内五輛を水車新田に譲れり。絞草綿實は大阪を除き、五畿内并に關東四國・中國・九州筋其外何國より買入るゝも勝手次第、菜種は三郡の内にて互に買合ひ、三郡以外より買取るべからずとす。冥加銀額不明なり。

攝河泉村水車油稼株

(五)攝河泉村水車油稼株 株數年々増減あり、絞草綿實は大阪を除き、五畿内にて買入れ、菜種は一國限買入るゝものとす。冥加銀額不明なり。

攝河泉村人力油稼株

(六)攝河泉村人力油稼株 株數年々増減あり、絞草菜種綿實は大阪を除き、五畿内にて買入るゝものとす。冥加銀額不明なり。

水車新田油稼株

(七)攝河泉村水車新田油稼株 最初二十輛なりしが、後(三)より五輛を増す。絞草菜種は大阪廻著菜種中より一萬五千石を買取り、綿實は大阪を除き、五畿内并に關東四國・中國・九州筋其外何國より買入るゝも勝手次第たり。冥加銀額明ならず。

出油屋株

(八)出油屋株 株數十三軒、冥加として初年銀百枚、翌年より年々三十枚を納む。攝河泉に於ける油稼手廣となりたる上は、出油屋の引請高も増加すべきにより、

従前の如く當日の相場より下直に買請けざるは勿論、口錢を代銀百目につき一匁三分に減じ、又江戸口問屋京口問屋に賣渡す時は、一石につき銀一匁三分を與ふべしと命ぜられ、京口問屋に内分にて與へし増口錢及燈油小賣は禁止となれり。

油仲買株

(九)油仲買株 株數二百五十軒、冥加銀額明ならず、絞油屋及出油屋の小賣油直賣禁止となり、燈油の調査及賣出は油仲買に限れり。

江戸口京口
油問屋株

(一〇)江戸口京口油問屋株 株數江戸口八軒京口三軒、冥加銀は初年銀三百枚、翌年より年々銀五十枚を納む。此内江戸口問屋二株は今回油一件取締方出精の賞として日野屋庄左衛門に賜ひし分なれば、冥加銀割合を課するを得ず、兩問屋共絞油屋及出油屋より請くる口錢を一石につき銀一匁三分とし、江戸口問屋が新樽井に樽内口張紙濫代繩縫代として受領せる八十八匁を八十三匁に減じ、京口問屋が内分にて請取れる口錢又は合力の類を禁止せり。御觸及口達(明和七年)字保以來御取計替はケ條

書、株仲間名前帳前書、油掛
諸株種油問屋商舊記

種物を引當として銀子を調達するには、銀主と問屋荷主との相對によるを要し、問屋より必ず引請證文を出せしに、問屋の手を経ず、直に荷主より種物を引請く

兩種物問屋
五軒を増す

兵庫綿實問
屋

る者あり問屋の種物引請額減少して渡世困難なる旨、出訴ありしかば、安永三年十二月、問屋増加を令し、右増問屋は勿論、在來の兩種物問屋并に絞油屋共より勝手次第國々へ仕入銀を出し、種物を引請くべし、絞油屋直買の種物は問屋に届出の上、問屋立會にて石數を吟味し、之に應じて絞油屋より規定の半口錢を納むべしといへり、増問屋は五軒にして特に冥加銀を免除せられしが、同六年六月に至り、兩種物問屋に許可せられたる兵庫綿實問屋五軒は、冥加として年々銀十枚を納めき。此問屋は兵庫及灘目諸村廻著の綿實引請を掌り、問屋直著の分は代銀百目につき二匁の世話料を取り、船宿其他に廻著の分は問屋立會の上賣渡し、世話料を問屋及船宿にて折半するものとす。是等増問屋の設置は種物引請額の増加を計りしにあれども、西國筋にて手作手絞と稱し、内實盛に絞草を買請け、製油する者ありしが、爲大阪廻著額は却て減少の傾向を示し、天明三年米價高直に際しては、種物及水油直段も頗る騰貴したり。御觸及口達(明和八年)安永三年、同五年、天

德川禁
令考

播州美藝郡三木町錢屋藤九郎なる者、朝顔實より油を絞取る法を發見し、朝顔實油稼株五十を出願し、大阪表に於て問屋三軒を建て、藥用又は賞翫用として取扱

朝顔實油稼
株

へる分を除き、其他の朝顔實は熟不熟に拘らず、平均一駄四十貫目を二十匁にて買取らんと出願せり。官之を許し、天明五年十二月、令して攝河泉播四ヶ國に於ける朝顔實は先づ藤九郎に賣渡し、追て問屋出來の上は之に賣渡すべしと令せしか。同七年八月藤九郎出奔したるを以て、翌年正月右油稼株を廢止し御觸及口達天明五年同八年同

魚油并色物
油問屋株魚
油製法油仲
買株願

安永四年魚
油登方

安永四年、江戸岡田治助名代助右衛門町内海屋藤右衛門、魚油并色物油問屋株一軒魚油製法油仲買株十軒を出願せり。其仕法によれば、諸國より魚油類の入津ある毎に、荷問屋船問屋より魚油問屋に届出でしめ、魚油問屋は時の相場を以て之を引請け、仕切銀を渡し、口錢として魚油四斗入一樽につき銀二匁五分を願人に收め、其内より冥加金を上納すべし、此の如くんば魚油賣捌方手廣に行れ、諸濱も魚油較方を出精し、燈油下直となり、百姓が肥料に使用せる魚油較粕も、多量の産出を見るに至るべしとあり。三町鹽魚問屋は之に對して前後二回抗議を上りしが、書中「去年諸方魚油問屋株中買株御願奉_上上_上處、御糺上何きも御沙汰ニ不被_爲及_い段被_仰付、難有奉_存存_存」とあれば、午年即ち安永三年に魚油問屋同仲買株の出願一再ならず起りしにて、藤右衛門今回の出願も亦夫等と同様却下せられたるなるべし。是歲正月より十一月迄に三町問屋に到着せし、鯨油千五百樽、鮪油八千四百六十樽、鯨鮪油七百廿八樽といふ。尙内海屋藤右衛門の名は材木竹問屋仲買株願の條に見えたり。未年願書

魚油問屋株
同入著問屋
株同仲買株
の出願

天明元年、武州足立郡深江領西新井村百姓忠次郎久八兩名より、魚油問屋株一軒魚油入著問屋株三十軒魚油製法問屋株十軒を出願せり。仕法書の要に曰く、魚油は水油の補助として使用するものなれば、其登高の多少は水油相場の高下に關すること大なり。故に前記諸株の許可を請ひ、魚油問屋は魚油日々の相場を定め、正路の賣買に任じ、入著問屋は荷物の直請を爲さず、之を問屋に送附し、賣方の周旋及仕切銀の立替等に任じ、仲買は問屋より買取れる魚油を精製して、之を三郷小賣屋其外近國の商人に小賣するの任に當り、口錢は魚油四斗入一樽につき、銀三匁を荷主より入著問屋に支拂ひ、銀一匁を入著問屋より魚油問屋に支拂ひ、問屋は無口錢にて仲買に賣渡すべし。而して株料は魚油四斗入十樽につき魚油問屋より銀三分を、同一樽につき入著問屋及仲買より各銀三分を徴し、其内より冥加として初年銀百五十枚、翌年より年々銀七十枚を上納すべしと。然るに本願書に對する反對ありしが爲、翌年二月忠次郎久八等再願書を上りて之を毀撃せしが、遂に願意を達する能はざりき。通達町用向1書
天明元年同2年

生蠟晒蠟仲
買株
生蠟絞屋株
生蠟問屋株

生蠟晒蠟仲買は安永四年五月仲買株百二十軒を出願し、七月廿二日其許可を得、冥加として年々銀二十枚を納め、生蠟絞屋仲間は同月株數五十三軒を得て、冥加銀年々八枚を上り、又生蠟問屋株は株數三十軒諸蠟札數目に、安永六を許可せられたれども、其冥加銀額を明にせざるなり。生蠟晒蠟仲買仲問申合判形蠟株仲買名前帳前書蠟商沿革上申諸蠟札目數

蠟を藏物とせる諸藩

納屋物蠟の取引

蠟に藏物あり、納屋物あり、蠟を藏物と爲せるは薩州・長州・肥後・雲州・會津・島原・大村・筑前・筑後・豊前・伊豫等の諸藩にして、孰も入札賣なり。又納屋物は問屋直著の荷物にして、問屋は荷物入津の報を得るや、直に之を仲買に通じ、仲買と立會の上直組を爲し、量目及代金取引等は問屋に於て擔任し、荷主及仲買より各代銀百分一の口錢を收め、仲買は問屋より買請けたる諸蠟を市内に賣捌き、諸國に輸送し、或は生蠟を晒蠟に製して販賣し、鬚附油屋・蠟燭屋等は皆材料の供給を仲買に仰げり。又生蠟絞屋は享保十九年以來の商賣にして、漆・榿實より生蠟を絞取るを業とし、營業開始以來頗る發達せしもの、如し。蠟商沿革上申、仲買名前帳前書、

晒蠟并蠟切手賣買會所設立願

生蠟晒蠟蠟積問屋株

蠟問屋仲買株許可後、蠟に關する諸願多し。是を以て安永九年問屋仲買より晒蠟并蠟切手賣買會所を出願し、許可を得ば増冥加金を上らんといへり。即ち從來内々にて賣買せるが如く、生蠟を晒蠟に製して諸國に賣捌き、又諸藏屋敷入津の生蠟を入札し、落札の上は代銀を三十日限に上納し、荷物は相對の上藏屋敷に預置き、藏屋敷より生蠟十九宛の切手を請け、之を從來の仲買寄合場に於て現銀賣買に掛け、素人にも入場を許し、且つ蠟切手の買入を行はんといふにありしが、以下の諸願と共に不結果に終りたりしが如し。（即期及口錢、安永二年）

蠟問屋及仲買中、江戸積を爲す者十六名ありしが、右十六名以外に商品の善惡に拘らず、蠟に江戸積を行ふ者あり、江戸表二十軒の生蠟問屋より不淨品とし

蠟燭屋株願（其一）

（其二）

て荷物を積戻せること二回に及べり。此不取締を避けんが爲、生蠟晒蠟蠟積問屋二十株の許可を得ば、冥加金を納め、又荷物改所を作り、送狀に改所の添印を爲して船方に渡すべしと、右十六名より願出でしかば、天明六年二月、官令して故障の有無を請へり。（即期及口錢、天明六年）

蠟燭屋株の出願は本期間前後二回に及べり。第一回は明和元年にして、出願者を天滿鈴鹿町倉橋屋彌八とす。大阪地賣其外諸國へ賣出せる蠟燭屋取締の爲、二十年の期限を以て仲買を定め、自ら其差配となり、少許の役金を取集めんといふにあり。第二回は天明五年にして、出願者を天滿攝津國町板並屋三郎右衛門とす。其言ふ所によれば、近年蠟燭商賣不景氣にして、奉公人・手間取の不法甚し、故に右取締の爲、仲買を組織し、會所より仲間に鑑札を交付し、奉公人・手間取の不法は會所より支配し、毫も主人に迷惑を被らしめざるべし、札料として銀三匁の外、一年につき一軒分銀十二匁九分を徴し、冥加として初年銀七十枚、翌年より年々銀五十枚を上るべしとあり。然るに三郷蠟燭屋出銀難澁の旨を以て異議を唱へしかば、仕法を改め、奉公人・周旋會所設立及札料徴收を廢し、冥加銀額及蠟燭屋一軒一年分の出銀を前の如くせんと申立てたり。同六年三月、官令して故障の有無を請ふに際し、右冥加銀高を蠟燭屋中より上納せんといはす、右願人に拘らず、蠟燭屋株を許可すべしといひしが、株仲買名目中に蠟燭屋株を存せざるを以て見れば、彼等は三郷右衛門の出願に反對を表したる迄にて、自ら進んで冥加銀を上り、株を出願するに至らざりしなるべし。（即期及口錢、天明五年、天明六年）

綿商

在綿直買の禁

綿屋仲間の前帳を上ら
綿屋仲間の株出願
株の名稱に關する町奉行の質問と辯解

綿屋仲間一に三郷綿仲間は寛文年間官許を得て綿一式の仲買を營み、又篠卷屋、地島屋、総糸屋を仲間の渡世とせしが、町々諸問屋より在々に人を派し、百姓綿を直買せしむること多かりしかば、延寶四年、元祿十三年及享保十二年上書して之が禁止を請ひ、其都度町奉行所にては在綿直買の禁令を布けり。綿屋仲間は其後三十年を経て加入者廢業者少からず、仲間取締に便ならざるを以て、名前帳を上り、入替名替等ある毎に、届出の上、帳面を張替へんことを出願し、寶曆十年十月許可を得て之を上り、其冒頭に彼等が所謂古來の仲間定法○四、○九を列記せり、已にして在綿直買の弊復起り、仲間衰微に陥りしかば、之が恢復を計り、冥加として年々銀十枚を納むべきにより、縦令綿商を兼業する者たりとも、都て當仲間に入すべき旨、觸書發布ありたく、仲間顔見世銀は二百十五匁の規定なれども、大に之を減ずべしといへり。時に安永元年四月なり、町奉行問ふて曰く、寶曆十年の名前帳第一條に、線綿仲間と儀云々とあり、元祿享保の觸書にも、線綿屋とあるを、今回の願書に綿屋仲間と改め、線字を脱せるは何故なるかと。年行司等辯解して曰

株の許可

綿屋仲間取引仕法

く、寶曆當時の年行司が線綿仲間と記せる眞意は今推知し難しと雖も、線綿屋といへる三字を仲間の總稱と認めたるなべし、名前帳第一條に、綿一式と記し、第二條に、實綿線綿とあるが如く、前々より線綿に限らず、綿一式の商賣人入交りて仲間を組織せり。若し線綿屋のみとならば、從來當仲間に入せる外綿屋は仲間を脱するに至るべく、難澁筆紙に盡し難し。希望者は顔見世銀に拘らず加入せしむべければ、現状の儘にて株許可を請ふと。案ずるに年行司の言ふ所附會の跡なしとせず、恐らくは寛文當時線綿一品に限りしが故に、線綿屋の稱ありしが、漸次發達して實綿をも取扱ひ、名實相叶はざるに至り、綿屋仲間の名稱を用ゐんとしたるなるべし。然れども官幸に之を看過して、却て冥加銀の増加を促したれば、仲間協議の後五枚を増し、是歲六月遂に願意を遂ぐるを得たり。株數明ならず、當時綿屋仲間三郷合計百三十七名ありき。綿屋仲間判形帳、御觸及口達(元祿十三年、享保十二年、安永元年)綿屋仲間の取引仕法は天明五年八月の申合により、其大要を知るべし。之によれば三郷年行司大和橋町帶屋太兵衛外九名の連印を以て、(一)少額なりとも口錢を出して、在々商人の持綿を買取るべからず、(二)市綿を買取りたる時は、代銀一貫目につき十匁を引き渡すべし、(三)問屋方并に仲間同士の商賣には、規定以外の歩

引を爲すべからず、^(四)在々并に堺南北とも、實綿掛目は十斤につき二歩込にて請取るべし、^(五)地島、總糸、篠卷、屑綿等に至るまで仲間の渡世たるべし、^(六)實綿を打たしむるは仲間所屬の綿打職人に限るべし、都て職人を雇入るゝには、前雇主に紹介し、賃錢先借の有無契約日數の満期如何等を問合すべしといひ、卷末に仲間三百八十一名の連印あり、^(三)郷綿仲問印形帳、

三所綿問屋株

仲間員數の増加

三所綿問屋山城屋長兵衛外四軒は安永元年七月株を許可せられ、年々冥加銀七枚を上りしが、同四年二月綿屋善右衛門を加へて冥加銀を九枚とし、安永三年七月尼崎屋喜兵衛等六名を加へて合計十二名となり、冥加銀を増して一年十八枚とせり。而して是等の新問屋は元來綿屋仲間なれども、綿問屋同様の業を營めるが爲、問屋より告訴せられ、町奉行の理解によりて加入するに至りし者にして、其後天明年間に至りても綿問屋より綿屋仲間を相手取り、營業侵害を告訴すること一再に止らざりき、^(三)株仲間判形帳前書、^(四)三所綿問屋諸用留、

綿問屋取引仕法

綿問屋の商賣仕法は町奉行の諮問に應じて上れる書中に明なり、曰く、^(一)當仲間は諸方より實綿繰綿を引請け、綿屋仲間其外諸方に賣捌くを業とす、即ち綿屋仲間は當方の賣得意なり、^(二)當地綿不捌にて百姓及在々仲買人等困窮の節は、先銀

綿問屋綿屋仲間衝突の原因

を渡して買取るを例とす、^(三)綿は上中下品數多く、客方仲買中より品切物注文ありとも、當仲間にて相調へ、差支を生ぜしめず、^(四)實綿は銀百目につき和市何十何斤、^(五)和市は替の義なり、と稱し、荷主より二匁三分を請取り、内一匁三分を問屋口錢とし、一匁を買手に口錢として歩引し、繰綿は銀百目につき和市何百目と稱し、荷主より二匁六分を請取り、内一匁三分を問屋口錢とし、一匁三分を買手に口錢として與ふと、之に由て是を觀れば、綿問屋は綿屋仲間を仲買と見做し、彼等が買請けたる實綿繰綿を其儘にて賣捌くは、問屋の營業を侵害するものなりとし、此見地よりして屢訴訟を起したるなり、而して之に對する綿屋仲間の抗辯は、三所綿問屋は元來市問屋にして、國々在々へ直買に出づべきものにあらず、出荷物を引請け、其賣捌直段を以て荷主に仕切銀を與へ、相當の口錢を取り、又爲替銀を出して利銀を取るを本務とし、綿屋仲間は諸國在々にて實綿繰綿を直買し、國々へ賣捌くを職とせること、往古綿屋仲間許可の節より明白なる事實なりといふにあり、天明五年六月、綿問屋より綿屋仲間大和屋彌三兵衛等を相手取りたる出訴は、最初西町奉行佐野政親の掛なりしが、後東町奉行小田切直年の掛に轉じ、双方辯難攻撃を盡したる後、翌年十一月の裁許となれり、其要に曰く、綿屋仲間は古

町奉行の裁決

く繰綿屋と稱せり、三所綿問屋の營業一時衰微し、相生西町山城屋長兵衛一人となるに及び、在方にて買請けたる實綿を其儘賣出すに至り、之を綿屋仲間の仕法とするに至りしならん。綿屋仲間書留帳に綿賣銀高を惣年寄に届出づとあれども、繰綿のみの賣銀高を認め、一も實綿賣銀高を載せず、然らば向後綿屋仲間は諸國在々より買入れたる繰綿を其儘にて賣捌くこと、右同様買請けたる實綿を繰綿篠卷、縫綿、総糸、屑綿、資下綿等に品を替へ賣捌くこと、并に問屋より買請けたる實綿を其儘賣捌くことは、勝手次第なれども、篠卷、縫綿、総糸、資下綿等に品を替ふる積にて買請けたる實綿を、其儘賣捌き、并に繰綿たりとも直組の節綿屋仲間にて市立を爲すを禁ずべし。又三所綿問屋は綿屋仲間が買請けたる實綿繰綿をば、品を替へずして賣出すことを一圓に禁止せられたしといふも、綿屋仲間が繰綿を其儘賣出すことは、往古よりの仕法なれば、此儀は沙汰に及ばずと。三所綿問屋諸用留綿買次積問屋一に綿買次問屋は享保年間人員四十餘名ありしが、爾後漸く退轉し、明和末年僅に十一軒を存するのみ。時に綿屋源之助なる者、冥加金を納めて綿買次積問屋株を出願せしかば、問屋十一軒は源之助の支配を受くるを迷惑とし、株直請を出願し、冥加銀初年銀三十五枚、翌年より銀三十枚を納めんとし、安永

綿買次積問屋株

新古兩株の合併

歩引口錢と積口錢

繰綿延賣買會所

平野郷出店

繰綿延賣買會所の増設

元年十月、其許可を得たり、之を古株といひ、源之助に許されたる一株を新株といひしが、新古兩組あるは不取締なりとの理由を以て、双方より願出、天明七年十二月、新株を止めて古株十二軒とし、又從來の割合を以て冥加銀を増し、銀三十二枚と三十一匁二分七厘三毛を上納することゝなれり。同月歩引口錢及積口錢を定め、在々仲次を以て買入るゝ時は銀百目につき歩引口錢一匁、綿屋仲間より買入るゝ時は同一匁三分、三所綿問屋より買入るゝ時は同一匁八分とし、又綿買次積問屋より積出す時は、運賃銀十匁につき八分の口錢とせり。綿買次積問屋株、形帳、同仲間定ひ寶曆九年、本天満町野村屋五郎兵衛繰綿延賣買會所を出願せり、其仕法の詳細は明ならざれども、賣手買手双方立會の上、直段を定め、五節季に勘定し、賣買兩者より口錢を收め、其内より冥加銀を上納せんといふにあり。掛町奉行岡部元良吟味の上、城代青山忠朝守因の指令を得て之を許可し、翌年會所を小西町多田屋又右衛門借家に設けぬ。其後會所引請人の交代と共に、會所の位置をも變ぜしが、明和九年に至り、攝州住吉郡平野郷に右會所出店を設立したき旨、同所背戸口町櫛屋利兵衛綿屋長右衛門より出願あり、官之を許して冥加銀を納めしめたるに、又もや江戸室町二丁目清兵衛店藤右衛門より、大阪表に繰綿延賣買會所を増設せん

二會所及出
店の廢止

總糸

紀州總綿取
扱所

唐弓弦屋株
願

ことを願出てたり。然るに前書延賣買會所より故障を申立て、双方の申條を審査したる後、藤右衛門の出願を許し、萬一新會所の設立によりて、舊會所の存續覺束無きに至らば、其際新會所を廢止すべしとし、冥加金を徴して之を許しぬ。かくて三會所共天明七年十二月廿七日に至り廢止となりしが、當時舊會所は北久寶寺町一丁目、増會所は内本町橋詰町にありたり。享保以來御取計替いヶ條書、御觸及口達(寶曆十年、明和八年、天明七年)

總糸は紀州の特産にして、其原綿は紀州領分の産額のみにては不足なる爲、前々より大阪にて買集め來りしが、買入方手狭にして本國總糸業者の困難一方ならざるを理由とし、天明五年五月、和歌山大年寄役川本次兵衛大阪表に紀州總綿取扱所を設け、五畿内并に大阪表に積登れる實綿繰綿を直買し、其内より總糸となるべき原綿を選抜し、殘餘は右出店にて賣却せんことを出願せり。是に於て三所綿問屋を始とし、三郷綿仲間繰綿延賣買會所二ヶ所に至るまで、各營業侵害を名として抗議を上りしかば、次兵衛は仕法を變じ、從來の如く綿問屋より買入れ、總糸原綿を選抜したる殘餘を、當地綿掛商人に賣却すべしといひ、綿問屋以下の承認を経たり。三所綿問屋諸用留

繰綿を打つに用ふる綿弓一に唐弓の弦は牛の筋を以て作る。明和元年玉造平

唐弓弦屋株
願
同細工人株

毛綿問屋と
七組毛綿屋
仲問

袴屋八兵衛
と江戸組と
の對抗

野口町高津屋吉右衛門は唐弓弦屋株百五十軒を周防町富田屋藤兵衛は同株六十軒を出願し、共に冥加金を上らんといひしが、弓弦細工人より故障ありて許可とならず。天明六年玉造國分町河田屋七兵衛借家近江屋某の出願は、弦屋及細工人々數に應じ、弦屋株百二十軒、細工人株三百五十軒を得、願人に於て兩株の惣代を勤め、冥加として永々銀五枚を上納すべしといふにありしが、遂に願意を達する能はざりき。御觸及口達、明和元年、天明六年

毛綿商と染物職

毛綿問屋廿五人及七組毛綿屋仲問、即ち江戸組毛綿仕入積問屋仲問十人、諸國毛綿商賣人北組廿三人、毛綿仕入積問屋東堀組二十人、上町毛綿仲買組五十人、諸國毛綿仕入商賣人油町組四十三人、同堺筋組二十人、天滿組合毛綿屋商賣人四十三人は、安永天明間悉く株仲間となりしが、各組共株仲間制定に先ちて既に私設の組合を爲し、中にも江戸組毛綿仕入積問屋の營業は、元和二年以來連綿として繼續せりといへり。株仲間名前帳、前書、江戸組毛綿仕入問屋仲間名前帳

安永二年春袴屋八兵衛なる者、毛綿商賣株を出願し、冥加として一年銀八百枚を上らんといひ、之に對して江戸組東堀組堺筋組油町組は相合して諸毛綿屋株を

出願し、兩々相持して下らず、十二月官双方の願書を却下したりしが、八兵衛は翌三年正月改めて毛綿賣問屋株を出願し、賣問屋一統已むを得ずして之に同意し、八兵衛の出願將に許可せられんとするの勢なりしかば、同年九月江戸組獨り毛綿商賣株を出願して之に抗し、交互に辯難駁撃を交へたる後、翌年四月兩願書共に却下となれり。永用記

東堀布毛綿仲買

江戸組毛綿仕入積問屋株

是より先き寛保年中江戸組は東堀組と相合して東堀布毛綿仲買と稱し、兩番所に年頭八朔の禮を致し、が、八兵衛との訴訟中、意見の相違ありて分裂し、爲に年頭八朔の禮を勤むる能はず、深く之を遺憾とし、安永九年九月、冥加銀上納願を上り、當仲間は古來江戸表其外國々得意方より注文を引請け、大阪登込の毛綿は勿論、西國并に近在近國より出づる毛綿類を買取り、品々○小紋、絞、裏地等に染め、或は晒とするをいふに仕入れ、江戸表其外國々へ積下すを業とし、以て今日に至れるもの、全く公儀の恩澤によれり、仍て冥加として年々銀五枚を上納せんと欲す、尤も冥加銀の上納に託し、江戸表より注文を引請けて商賣せる組合以外の同業者は言ふに及ばず、新規に江戸表に交渉し、當仲間同様の商賣を營む者ありとも、故障を申立てず、猶又仲間加入を希望する者あらば、増株を出願し、現在の冥加銀割合を以て増冥加を

同問屋定書

納むべしと述べたり。掛町奉行京極高稟、堺筋組、油町組、東堀組、上町組を召して、故障の有無を諮ひ、其同意を得るに及び、冥加銀の増加を諭し、初年分を銀十枚に改めしめ、十二月朔日株許可の命を與へたり。引用書同上是に於てか、江戸組毛綿仕入積問屋は翌春仲間申合二十條を定め、高麗橋一丁目袴屋彌右衛門等十名連署捺印せり。其要に曰く、(一)當仲間は主として江戸表の注文を引請け渡世とす。然るに江戸表には尾州、三州、勢州其外國々より夥しく毛綿を積下せば、當地代物他國毛綿に劣らざるやう注意すべし。當所にては西國筋より積上れる毛綿を、當地問屋の手を経て買集むるを以て、他國に比し、運賃其他の掛物多し。故に諸事に注意せずんば、他國に一着を輸するに至らん。然るに近年問屋糴買の姿にて、直段を引上げ、下落すべき相場も下落せず、已來此の如き問屋に對しては、仲間評議の上買合を差止むべし。(二)國々直買の毛綿無幅無尺物は、縱令價格下直なりとも買入るべからず。(三)江戸得意方とは筆談にて取引することなれば、實意を以て駁引するを肝要とす。荷物積下に際し、船々を吟味し、爲替金拂口下直段に不同無からしめ、相場に大高下ある時は通報し、又仲間加入の希望者ある時は、江戸得意方の意見を聞合すべし。(四)他人に株を讓渡さんとする時は、仲間

一統の承認を経るを要す。若し讓請主に對し、仲間に故障あらば、相對を以て右株を讓請け、仲間に預るべし。新加入者は株金三百兩を出し、且つ振舞を爲すべし。右出金は仲間金として積立て、萬一自己の都合により仲間を退くとも返金せず。^(五) 仲間中に奉公し、不都合ありて解雇せられたる手代子供を召抱へざるは勿論、日雇としても彼等を雇入るべからずと。^(引用書)

江戸組の株願を出すや、堺筋組油町組之に倣ひ、同年十二月を以て許可となり、堺筋組は冥加として初年銀十枚、翌年より年々銀五枚、油町組は初年銀二十枚、翌年より年々銀十枚を上納せり。兩組の營業狀態及同業者新加入者に對する取扱方は江戸組に同じ。^(株仲間名帳前書)

毛綿問屋及北組東堀組上町組は天明元年正月廿六日を以て株許可となり、毛綿問屋は諸國より大阪に積登れる毛綿を引請け、大阪表の毛綿仕入業者に賣渡すを家業とすといひ、他三組の家業として述ぶる所は江戸組に同じ。然らば毛綿問屋と毛綿屋仲間と買口に於て衝突する所ありと言はざるを得ず。天保十年六月、毛綿問屋が營業衰頽を訴へて、無株者取引禁止の觸書發布を請へることあり。當時町奉行所より毛綿問屋に對し、天明元年四組に分れて株許可を得たる事情を

堺筋組毛綿
油町組毛綿
屋仲間毛綿

毛綿問屋株
北組毛綿屋
仲間株
東堀組毛綿
屋仲間株
上町組毛綿
屋仲間株

天滿組毛綿
屋仲間株

毛綿問屋株
及水揚荷割
會所設立願

諮問せしに、問屋等答へて、右四組は株許可に至るまでは入交りて混雜せり、然れども當仲間は株許可後は問屋と稱へ、西國筋より積上れる毛綿は當仲間に限り之を引請け、他の三組仕入屋に賣渡せりといひしが、七組毛綿屋仲間中江戸組を除ける六組は之を承認せず、毛綿問屋の出願は西國筋毛綿一手引請を意味するものなりとして抗議を上り、其紛擾は嘉永安政に反復せられき。冥加銀額は毛綿問屋及東堀組の最初年々銀五枚といひしを、初年のみ十枚に改め、北組は年々銀二枚といひしを、初年銀六枚、翌年より三枚宛に増し、上町組は年々銀二枚といひしを三枚としたり。天滿組合毛綿屋商賣人の株許可は其月日を明にせずと雖も、恐らくは四組と同じ頃なるべく、冥加として年々銀二枚を上納せり。^(株仲間名帳前書)

天明六年正月、江戸木挽町二丁目文蔵同具足町藤兵衛兩名より、毛綿問屋株五十軒の許可并に水揚荷割會所の設立を出願せしが、右願書は頗る精細を極め、参考に資すべきもの多きを以て、其大要を記すべし。曰く、現在毛綿問屋廿五軒ありと雖も、各戸荷物の登高を異にするを以て、或は荷支となり、或は荷湯となり、荷支の分は相場を下直に、荷湯の分は高直に立つるを以て、徒に荷主の疑惑を惹起せり。問屋は荷物賣拂次第、仕切銀を渡すべき筈なるに、不測と詐稱して

代銀を支拂はざるあり、荷主より爲替銀を請取らんといふも、漸く十分、二三を渡すに過ぎず、然も爲替銀は荷物賣却濟までは之に對する日歩を支拂ふべき性質のものなれば、荷主は實際賣却濟となりて、當然自己の掌中に歸すべき銀額に對し、日歩を支拂ふ勘定となれり。又問屋口錢は賣立代銀一貫日につき銀二十目の規定なるに、或は過分の口錢を徴し、或は無口錢を標榜して賣先より戻口錢を取るあり、表面上を規定の如くし、内分にて一反につき二分三分を徴するを戻を切ると稱し、戻を切るを以て當然の事と爲すに至れり。是を以て荷主は織元より買入るゝに、大阪表の相場に比し、遂に低價を以てし、織元は止むを得ずして機業を縮少するに至る。然れども織元荷主も亦全く責むべき所無しと言ふべからず、即ち丈幅の足らざる毛綿類を出し、或は仕入銀を借用せる問屋を避けて他問屋に荷物を送り、甚しきは船頭をして直に仲買又は船宿に賣却せしむるあり、之を納屋物と稱へ、近年著しく増加せり。願人等は是等諸弊を一掃せんが爲、毛綿問屋株五十を出願し、又水揚荷割會所の設立を請ひ、現在の問屋廿五名に一株宛を渡し、五株を加希望者の分に充て、殘二十株を遊株とし、織元荷主又は仲買にして、問屋の獨占を疑ふ者に貸與へ、問屋口錢を先規の如くし、藏敷料を五十反入一箇銀一匁に定め、荷割會所にては丈幅を改め、荷物を甲乙無く問屋に分配し、而して右世話料として白木綿一反につき銀二匁五毛、烏木綿一反につき銀五匁を問屋より請取り、冥加として年々金一千兩を上納すべし。諸國白毛綿一年の登高を播磨七十萬反、淡路、備前、周防各四十萬反、和泉二十萬反、伊豫河内、安藝、出雲、土佐、豊後各十萬反、阿波攝津、讃岐各五萬反、合

白毛綿烏毛綿一年登高

計二百六十五萬反と見積れば、世話料一反につき銀二匁五毛として六十六貫二百五十目となり、烏毛綿登高を周防、和泉、河内、攝津、紀州等にて八萬反と見積れば、世話料一反につき銀五匁として四貫目となり、兩者合計七十貫二百五十目の内、金千兩此銀六十貫目を差引き、殘額十二貫五百目を會所諸入用井に願人の所得に充てんとするなりと。天明六年、

青染屋は役人村出生なりとの傳説

染物屋の一に藍無地染屋と稱するあり、古く青染屋と稱し、役人村の出生なりとする説ありて、役人村より度々牢役を勤むべき旨交渉ありしかば、先祖の耻辱世間の思惑、捨置き難しとて、寛永年間島田直時勤役中出訴に及び、銘々出生地の村々庄屋年寄より證明を得て、遂に勝訴となれり。然れども青染屋の素性に關しては、常に厭ふべき風説の傳るあり、古來六十餘名の仲間、元祿年間四十餘名に減じ、寶曆に至り僅に十二名となれり。是に於てか彼等は商賣繁昌家業繼續の手段として、先づ青染仲間といへる名目を廢し、新に藍無地染仲間と改稱し、次に從來大阪天滿の兩組に分れて、各組年行司より年頭八朔の禮を致し、を廢し、三郷藍無地染仲間年行司一名を以て勤めんと請ひ、寶曆五年十一月其許可を得たり。仲

藍無地染屋と改稱す

染物屋の區別

問名前帳前書

染物屋といへる總稱の下には藍無地染屋の外に、著用七組形付紺屋○天滿組、江

組船場組上町組島内住入形付紺屋○長染屋手拭、絞染屋茜染屋更紗屋紅粉染屋
 組南瓦屋町組堀江組
 茶染屋等あり其數三郷及町續在領を合して千軒に及び各家業を異にすべき筈
 なれども互に之を侵害し紛亂混雜毫も統一する所無かりき本期間染物屋株を
 出願する者の多かりしは偶然にあらずと知るべし諸職取締書、諸鑑札數目

紺屋株願

安永八年紺屋株を出願せる者あり取締會所を建て三郷并に町續紺屋職夫々
 に株札を渡し一株につき最初金百疋を徴し悉く之を上納し會所は別に紺屋
 藍出瓶一本につき毎月錢五文を集め其内より冥加銀を上らんとし官令
 して故障の有無を問ふや町々は反物染賃の高直となるべきを理由として之
 に反對しき(安永八年)

形付紺屋株願

天明元年形付紺屋株を出願せる者あり其要旨は先規の如く形付紺屋職を行
 ひ年行司五人を置きて仲間取締に當らしめ冥加銀毎年十枚を上り新加入者
 あらば之を許し右割合を以て増冥加を納むべく而して願人は願意の次第を
 任入染方若用染方に對談し彼等四百餘人の内既に百四十六人の同意を得た
 りといふにあり願書中に尤去子年○安永九年同様願有之御糺處差障り有之御
 免不被成とあれど之に關する史料を缺けり諸職取締書、諸鑑札數目

染職株願

天明二年天滿鈴鹿町吹田屋喜兵衛借家柏屋利兵衛染職株を出願せり其言ふ
 所は近年新に毛綿染諸職人と爲る者年々増加し不取締甚しければ染職株七
 百軒の許可を得無料にて染職人家別に印札一枚を交付し彼等取扱の毛綿一

藍玉買次問屋

反につき銀三厘を徴し其内より冥加銀を上り殘額を以て支配所の雜用に充
 てんとするにあり以上の諸出願は皆其結末を明にせざれども株仲間名目中
 に之を存せざれば許可せられざりしこと疑無し諸職取締書、諸鑑札數目

地藍

藍玉は阿波の特産にして之を買次ぐ者を藍玉買次問屋といふ明和三年徳島西
 船場町に藍玉賣場所成り買次問屋は其地に下りて之を仕入れ大阪表藍玉仲買
 に賣渡せしが安永年間産地より大阪に藍玉を積送るもの漸く多く買次問屋仕
 入下のこと遂に廢せり藍玉一俵の正味二十一貫百目あり天明年間上物一俵代
 銀二百三十目内外中物百二十目内外下物六七十目内外にして問屋は代銀一貫
 目につき四十目を賣得とす又地藍と稱へ木津村難波村及南北中島諸村より産
 出する分は葉藍又は粉藍にして概ね目人と稱する中次業者より市中及町續染
 物屋に賣渡せり藍玉商賣買次問屋、藍玉問屋、難波村、木津村、木津卯之助氏談話

南北中島諸村地藍引請願

天明二年西成郡本庄村本庄市太輔、南北中島諸村の地藍一手引請を出願し冥
 加金を上納せんとし其仕法に曰く是等諸村産出の地藍は元來正味銀の
 賣買なりしを何時しか買入商人に欠引及口錢を支拂ふに至れり即ち粉藍は
 代銀百目につき欠引四匁、口錢一俵につき一匁、葉藍は代銀百目につき欠引四
 匁、口錢三匁にして百姓多く難澁せり仍て自今正味銀賣買の舊制に復し粉藍
 は一俵につき五分、葉藍は代銀十匁につき二分五厘を願人へ請取り之を利銀

紅花問屋株願

に充て、他より借銀し、其銀を以て或は賣殘藍を買取り、或は之を賣に取りて貸付銀を爲し、買取りたる藍は紺屋に賣渡し、七月十二月二回に代銀を請取るべし。此の如くせば、百姓に利便あるのみならず、商人の爲に多額の利益を壟斷せられたる紺屋職の便宜となるべしと。通達町用向、天明二年

御廣敷御用達紅屋久左衛門は古來紅御用を勤め、京都に於て年々上紅花三十駄撰買の特権を有せしが、近年京都にては到底三十駄の上紅花を買集め難きを以て、天明五年大阪表に於て新に紅花問屋三軒を設け、銀一貫目につき買方を賣方より各、三步の口錢を取り、前々より直仕入を爲せる者と雖も、荷物は問屋に送らしめ、其分に限り、口錢を相對にて定め、而して問屋が紅花を紅染問屋に賣捌くに際し、除置きたる上物を久左衛門の手に買入れんと出願せり。御廣敷口達、天明五年

薪商炭商材木商竹商石商并に疊表商

三濱薪問屋申合

薪問屋は道頓堀長堀安治川の三濱にあり。然るに未だ三濱問屋間に共通の申合無きに乗じ、仲買人中甲所の問屋に不拂となる時、乙所の問屋と取引を開く者あり、問屋の迷惑少からざりしかば、天明元年五月問屋申合を作り、(一)問屋は公儀の法度を遵守し、荷主仲買人の便宜を計るべし、(二)不拂を爲せる仲買人あらば、氏名を報知し、三ヶ所一體に取引を中止し、若し不拂仲買人の爲に買次を爲す者あら

薪問屋株

薪仲買株
薪地賣上積
問屋株

薪仲買株願

ば、買次人に對しても取引を中止すべし、(三)荷主船頭問屋より仕入銀を借請けながら、氏名を變じ、或は假船と稱して、荷物を他問屋に送る者あらば、問屋互に穿鑿を加ふべし、若し荷物取捌の後、銀主問屋より申出あらば、仕切銀を荷主船頭に渡さず、銀主問屋の勘定を決済すべし、(四)常式參會を正月及九月と定め、用事の有無に拘らず、必ず出席すべく、臨時協議の要あらば、幾回と無く集合すべしと定めたり。薪問屋永久申合之覺

三濱薪問屋廿三軒は天明三年正月株を出願し、同年十二月廿七日許可を得、冥加として一軒につき初年金一兩、翌年より銀一枚を上納せり。薪仲買及薪地賣上積問屋も亦同年冥加銀を納めて株許可を得たりと雖も、其金高を明にせず。薪問屋及口達、天明七年

是より先き安永二年薪仲買株を出願せる者あり、其言によるに、薪仲買は長堀白髮町堀長幸町五丁目堀堀及富島町川安治以上三ヶ所の薪問屋に就きて仲買業を營み、其數千二十三十軒に及ぶ。然れども三ヶ所の直段に不同あるにより、荷主は其最高直段を以て時の相場と認め、薪直段を引上ぐるに至る、故に三ヶ所相場を聞合せ、其中直段を以て相場とせば、賣買に便宜あるべし、但し、薪仲買仲間は多人數の事なれば、官許を得て各人に鑑札を交付し、人員を千人と見積り、一

薪問屋定

軒につき一ヶ年銀十匁を徴し、其内より冥加銀を上納すべく、商賣仕法は先規の如く問屋より仲買に買取る時、銀百目につき問屋口錢を三匁とし、又仲買より賣渡す時は一掛につき口錢一分、延銀なれば一分五厘を徴すべしとあり。仲買の多人数なりしを知るべし。(安永二年)

是に於てか、(一)濱薪問屋は毎組年行司一名を置き、又定書を作り、天明元年五月の申合に加ふるに、(二)仕切直段を内證にて變改すべからず、(三)宿方にて直賣すべからざるは勿論、宿方に依頼し、從來之と縁故ある他問屋の荷物を横奪すべからず、(四)立替銀或は仕切銀につき、宿方と異議を生じ、爲に荷物を其問屋に送附せざるが如きことあらば、濱にて調査の上、時宜により右問屋を助け、荷物を一統にて賣留と爲すべし、(五)仲買人に増歩引を爲し、又は金銀錢の支拂方不足等につき、容赦すべからず、(六)荷物の目欠に毎々苦情を唱へ、又は代銀支拂等に不埒ある仲買は、穿鑿の上市留すべく、市留張紙の後萬一問屋より密に、荷物を送ることあらば、其問屋に過料を命ずべし、(七)何事によらず、仲間用の儀は年行司月行司立會を以て支配し、仲間一統の計費は滞無く差出すべし、萬一、年行司に届出でず、一分の了簡を以て取計に及びなば、諸掛物は仲間一統の負擔する所にあらず、(八)一旦仲間中に奉公せる者を召抱へんとする時は、舊主に紹介し、故障無くば召抱ふべし、故

炭問屋株二

鍛冶炭問屋

十三軒組炭問屋定

障あらば斷じて之を許さずとの諸項を加へ、長堀組六名、道頓堀組十三名、安治川組四名之に連印せり。(薪問屋定)

炭問屋十三軒組は安永二年三月冥加銀を納めて株を出願し、將來加入希望者あらば隨時加入を許すべしといへる條件を附し、同年九月十七日を以て株許可となり、炭問屋廿四軒組及鍛冶炭仲買も各冥加銀を納めて株仲間となれり。已にして十三軒組は次第に人員を増し、かば、總員を四組に分ち、毎組に年番一人を置き、又年行司をして四組を總轄せしめ、天明元年十一月仲間規約を作り、(一)入津の節、本船に赴きて、船頭に依頼し、他問屋に著すべき荷物を引請け、或は和泉路播磨路兵庫灘目邊に赴きて、出買を爲すべからざること、(二)仕入銀取替銀の引合ある荷主、其問屋に荷物を送らずして他問屋に荷物を送り、或は荷主國許にて賣拂ひ、船頭之を買請けて積登することあれば、問屋互に注意を加へ、仕入荷物に相違なくば、引合ある問屋に交付すること、(三)荷主持山に對し、一方より仕入あることを隠して他方より仕入を受くるもあれば、從來仲間中仕入ある分は、何國、何山、何印、荷主誰と明細書を差出し、自今新に仕入山を取組まんとする時は、仲間に出出で、先仕入の有無を糺すこと、(四)出買を爲し、問屋以外の者と取引し、或は問屋に對して

薪炭問屋仲買諸株の廢止

七組材木仲買

不拂に及べる仲買とは取引を停止すること、(五)株の讓與は組々年番を経て年行司に申出て、仲間一統の評議を経べきこと、(六)手代二十年以上勤續せる者、主人より同商賣を許可せば、仲間に加せしむべきこと、(七)一旦仲間中に奉公せる者を召抱へんとせば、舊主に故障の有無を聞糺すべきこと等を約し問屋六十八名之に連署せり。御觸及口達(天明七年)炭問屋定帳

かくて天明七年に至り、薪問屋株、薪地賣上積問屋株は薪直段に影響して細民を迷惑せしむとの理由により、又炭問屋株二口鍛冶炭仲買株は炭直段に影響して細民を迷惑せしむとの理由により、前者は十二月二十日、後者は同月廿二日を以て株廢止となりぬ。御觸及口達(天明七年)

材木竹問屋仲買は十人材木屋の支配を受け、廢業開業等は凡て十人材木屋會所に届來りしが、中には之を怠る者あり、公用ある際は勿論、會所經費の負擔にも差支ありとし、寶曆元年十月、令して自今一年一回會所より之を調査すべしとせり。同五年三月、三郷材木仲買中に組頭を撰ぶべきの命あり、家材木屋組、船材木屋組、板屋組、杉材木屋組、檜材木屋組、材木屋組、家根木材木屋組之に當り、總稱して七組材木仲買と稱し、組外材木屋との區別を定め、彼等を市札場所に同道するを

内海屋藤右衛門材木竹問屋仲買株を出願す

問屋仲買等會所の經費を減じ株直請を出願す

禁じ、若し彼等自身市札場所に出づることあらば、其者の宿所氏名を組中に通達し、自今買次、濱賣店賣共停止すべし、現在の組外材木屋の外、新に組外材木屋と爲る者に對しては、買次濱賣を爲さず、若し現在の組外材木屋より新規の組外材木屋に分賣又賣等を爲す者あらば、其者に對し、買次濱賣店賣を停止すべしといへり。御觸及口達(寶曆元年)七組材木仲買(天明七年)三郷七組材木仲買御株帳

安永三年、江戸橋樋切組方棟梁岡田治助代、當表助右衛門町内海屋藤右衛門より材木竹問屋仲買株を出願せり。材木屋發端手續書寫によるに、岡田治助は八丁堀の住人にして、老中田沼意次の愛顧を被り、大阪城内の普請を請負ひ、手代内海屋藤右衛門を大阪に派遣せるに、藤右衛門御用材木の件につき、屢、材木商と會談して材木屋會所經費の多額なるを知り、之を減ずるを理由として、材木竹問屋仲買を支配せんと欲したるなりとあり、問屋仲買等藤右衛門の支配を受くるを迷惑とし、同じく冥加金を納めて株直請を出願し、掛町奉行室賀正之の手を以て江戸表と交渉に及びしが、問屋仲買等は材木屋會所の經費を節減し、一年銀五貫五百目を以て諸入用を支辨し、又冥加金は問屋一名につき初年金二兩、翌年より一兩宛、其他は初年金一兩、翌年より二分宛十日替を上納せんといひ、藤右衛門は強

其許可

ひて株支配を求めず、仲買組に加入するを得ば足れりといひ、同五年八月、事漸く落著せり。材木屋發端手續書寫、材木商舊記、享保以來御取計替ひケ條書、竹商永代記、錄簿、

株數

總稱して材木并に竹問屋仲買株といへども、各株の名稱及株數に至りては明なる能はず。一人別の冥加金を指示せるを以て見れば株數は一定せざりしが如し。

株名目

文化年間調査の諸株仲ヶ問市場其外口々に、材木竹問屋仲買并商賣人、但、右株口と相分、數定無之、年々増減とあるもの一證とすべし。安永七年五月、七組仲買日向問屋、土佐問屋伊勢講問屋、組外材木問屋、同小問屋、古組竹仲買、同竹問屋の連署を以て、十人材木屋に宛て、無株にて材木竹商賣を營める者の禁止を請へる願書に、「去ル申年私共年來に通こゝ、材木竹問屋仲買株御免被爲成下、難有奉存ひとあれば是等を以て各株仲間の名稱とすべきに似たり。此内伊勢講とあるは延享以來の問屋組合にして、其以前の日向問屋土佐問屋は住吉講なるものを組織せり。故に七組材木仲買濫觴書には、安永五申年八月、御株御免被爲成下、御糺上、十人材木會所帳面ニ有之ひ住吉講伊勢講七組仲買組名目其儘御立置被爲成下」とあり。又材木大問屋○伊勢講住吉講、同小問屋の稱あり、市賣入札賣及相對賣の銀高に於て資格を異にし、安永七年六月、七組仲買に宛て七組以外に材木を賣渡さ

七組材木仲買問申合

ずと誓へり。諸株仲ヶ問市場其外口々、町觸願一件、七組材木仲買問申合、材木問屋仲買と竹問屋仲買とは恰も生魚問屋と鹽魚問屋との如く、互に營業範圍を侵害せしかば、株許可と共に各自の營業範圍を名目限とせり。又七組材木仲買は材木屋中最も特權を有し、御用材木の元積、直段付を爲し、五年に一回材木板類の直段を届出で、無株にて材木を取扱ふ者を告訴し、住吉講其他諸問屋をして七組協定の規約に背かざる旨の承知印形を徴し、新問屋の加入には七組の承認を経るを要するも、新仲買の加入には大小問屋の承認を要せざりき。安永六年八月、七組材木仲買問申合を制し、三公儀の法度はいふに及ばず、十人材木屋衆中の申渡并に仲間定法等に違背すべからず、三組々材木竹問屋仲買より上納すべき冥加銀は、七組の内時の惣行司組にて取集め、十人材木屋會所に差出すべし、三齋仲仕株廢止○安永五年十一月、引請人大井屋嘉七冥加金不納につき之に、三出銀すべき追冥加銀は、組々材木竹問屋仲買に割付け、御下知次第滞無く上納すべし、四十人材木屋會所賄銀は安永四年制定の如く、一ヶ年分銀五貫五百目を七月十二月兩度に取集め、七組惣行司に渡し、惣行司より材木屋會所に差出すべし。五七組組頭行司は一年三回、二月、六月、十月朔日を以て會合し、其際惣行司組を順

番に交代すべし、(七)七組仲買は諸木一統の買物を爲せども、其専門あることなれば、他に故障を及ぼさざるやう互に注意すべし、(八)無株にて材木商賣に携る者には、買次濱賣は勿論、店賣にても元直段を示して口錢賣を爲すべからず、(九)京都伏見材木商賣人には相對を以て商賣すべし、其外他所他國大阪三郷共、都て三分口錢以内にて取引すべからず、(一〇)他所他國商賣人市場に臨むとも、直買を爲さしめ、又は札場に入らせしむべからず、(一一)素人大工諸職人に問屋濱先に於ける材木を示さんとする時は、市賣後たるべし、彼等をして市札場所に立會はしむべからず、若し心得違にて入場する者あらば、當人に對し、一本たりとも材木を賣るべからず、(一二)諸國積登の材木を船中并に舢にて買取ること、著木後拔買すること、及無株の問屋に就き買入るゝことを禁ず、(一三)市札場所にて希望にもあらざるに直段を糶上げ、他人の買物を奪ひ、或は問屋に對し、我意の振舞に及ぶ者あらば、七組評議の上、市場に立會を禁ずべし、(一四)當地他國共、材木商賣人并に諸職人材木代銀を延滞せば、組内に差紙を廻し、滞銀支拂濟まで取引を中止すべし、代銀を延滞せる者、他人の名義を借りて買入に來るも之に同じといひ、前記諸項は當組古來の仕法なり、萬一之に違背する者あらば、組内を除名すべしと結び、家材木屋組八十一名、船

石問屋株

材木屋組廿八名、板屋組七十五名、杉材木屋組四十九名、檜材木屋組八名、仲買材木屋組廿二名、家根材木屋組十名之に連署せり。材木屋發端手續書寫、竹商永代記、録簿、三郷七組材木仲買御株帳、石問屋二軒は明和七年十二月株を許可せられ、冥加として年々金六十兩を上納せり。其業務は家普請に用ふる石材のみを取扱ひ、石燈籠、石鳥居、其他諸細工に切立てたる石類は、切石屋仲間の取扱ふ所にして、石問屋は之に關せず。石問屋は兩川口十番水尾枕の内に入津する石荷は、現銀を以て残らず引取り、之を七軒の石屋其他希望の向に賣渡し、代銀十匁につき口錢七分〇慶應元年改、五分とす、を徴し、若し石荷賣残ある時は、兩川口問屋濱に揚置き、賣却の機會を待つものとす。又石屋より石元へ直接注文の分は、其石荷入津の時、問屋に於て之が送狀を改め、現品と比較し、更に送狀の書替を爲して引渡すを例とせり。株仲間名前帳前書、大坂商業習慣録、疊表に二種あり、一を七島青筵とし、一を備後表とす。前者は疊後の産物にして、主として府内〇松平氏、杵築〇松平氏、日出〇木下氏、森島〇久留氏、四藩の領分より出づ。故に七島問屋の株を出願するや、特に四藩の藏名代并に仲買五十二人と對談し、一札を與へて其同意を求め、彼等の故障無しといふに及び、安永九年九月始めて株許可を得、冥加として初年銀三十三枚、翌年より銀二十二枚を納めたり。〇文化年間、株數明ならず。

疊表

七島青筵問屋株

調査に十、青筵は送荷にして荷主より陸續送附し來り、而して右荷物入津次第、問屋之が水揚を爲し、其趣を仲買に通達して直組を爲さしめ、仕切は直に船頭に交付し、問屋は口錢として荷主より代銀百分二、仲買より百分一、半を領收せり。之に反して備後表は問屋にて仲買業を兼ね、問屋より注文を發し、荷物の引請と同時に船爲替八分を渡し、殘金は一年數回荷主上阪して漸次精算す。又江戸積の疊表は青筵を主とし、備後表は僅少なりしといふ。引用書同上、

藥種唐物商

五ヶ所本商人、唐藥問屋及道修町藥種仲買は寛延二年六月、唐藥種賣買に關する申合を定めぬ。是を三方申合條目と稱し、合計廿五條あり。其要に曰く、(一)藥種類の賣出は問屋より仲買に申込める定日に於て、滞無く買出を爲すべし。(二)二十櫃以下の櫃物、十斤以下の小箱物は賣出を爲さず、問屋より勝手次第に賣出すべし。(三)賣出を終りたる後、三方立會の上、三日以内に正味掛廻を爲すべく、其際秤は掛臺に掛け、正路に計量すべし。(四)足目は百斤につき三斤とし、人參類、麝香、牛黃、龍腦等の箱物類に至るまで、凡て從來の如くなるべし。(五)櫃、筒物、樽、壺、籠入共、手目入引、

三方申合條目

段の割引は落札表斤高より二割引とし、小箱物の手目入引は大人參類五分引、小人參七分半引、麝香は一割引、龍腦袋入、辰砂袋入、紺青は五分引とす。(六)正味立方は何斤何歩を限とし、半下物は問屋にて何斤何分と掛出したる上は、重ねて掛直に及ばず。(七)本商人は問屋以外に商品を賣渡すべからず、縦令近傍に住すとも、問屋にもあらず、仲買にもあざざる者に、問屋より一切賣買すべからず、仲買も亦是等の者より買請くべからず。但し、堺筋仲買の組織せる大黒講戎講には、從來の如く藥種人參類を問屋より賣渡すべし。(八)追造荷物は元造荷物と少も相違無きやう荷主方にて入念すべし。(九)年月を經過して掛目不足となれる荷物は、問屋方仲買方兩行司立會にて斤量を檢改し、然る後之を通用すべし。(一〇)賣出荷物代銀は問屋勝手次第仲買方より交付すべし。(一一)本商人方、問屋方、仲買方三方の内、本規約に違犯する者あらば、三方評議の上商賣取引を中止すべしと。三方申合條目、

六月十日本商人、問屋仲買、和泉屋角兵衛方に出會し、互に本條目一冊を交換せしが、仲買仲間は之を基として、更に問屋表買出仕法書及正味廻仕法書を定め、又問屋は三社講を組織し、行司三名を選び、一年三回仲買伊勢講行司と相會して意志の疏通を計りぬ。當時仲買百餘名は六組に分れ、小組定行司六名を置き、其内一名

三社講伊勢講

箱本行司

買出仕法

正味掛廻仕法

を箱本行司といひ、問屋は賣出の日限を箱本行司に通ずると共に惣仲間中に通達し、當日は定行司六人賣出問屋方に集り、賣出荷物長崎表落札荷主の氏名、斤數、櫃數を檢查し、藏出に立會ひ、荷見（ミ）の時には封印を切りて總仲買（ミ）に閱覽せしむ。又正味掛廻は即座に爲すもあり、縦令即座に爲さずとも、三日以内に掛廻を終へざるべからず、掛廻の時には仲買方より小組定行司六名、問屋方より十人行司の内二名、五ヶ所本商人より惣代一名を立會はしめ、掛臺を以て一品限計量し、掛臺の平準如何を正すには、掛臺の下溝に水を流して之を試み、又錘の輕重を正すには、掛臺の上より元結を垂れ、斤量の星に合せて墨點を附し、錘を墨點とを對照しき。

買出斤目廻掌録、藥種仲買、問屋申合印形帳（寛延三年）

三方申合條目追加

寶曆四年六月、三方申合條目追加八條成り、追造荷物は向後三年限たるべし、長崎表落札斤數渡不足二割以上の時、例へば一萬斤の看板表にて八千斤以下ならば、實際請取れる斤數の二割を手目入引とすべく、小箱物渡不足も亦之に準ずべし、從來會合せし問屋仲買の外に本商人を加へ、正月、五月、九月の廿六日を三方立會日とし、本商人方より前後行司四名、通路人一名、仲買方より前後伊勢講行司六名、同箱本行司二名、問屋方より前後三社講行司六名、年番行司二名出席し、諸事無遠

藥種仲買仲間の組分

寶曆十二年の仲間申合

慮に申合すべしと規定せり。然れども尙三者間に於て全く紛擾を絶つに至らず、寶曆末年本商人より藥種仲買を相手取り、買出延引を訴へ、かくては長崎表落札荷物代銀上納に差支ふるを以て、仲買買入直段下直と認めたる時は、仲買以外に賣渡さんと請願せることすらありたり。三方申合追條目、長崎表商賣、御尋問、御返答書寫

道修町藥種仲買仲間は享保以來六組に分れ、定行司六名を選びしが、寶曆八年、年行司五名を置くに及び、仲間組分に影響を及し、同十二年四月の調査には一番組廿三名、二番組廿二名、三番組廿三名、四番組廿二名、五番組廿四名、合計百十四名と見ゆ。是月制定の仲間規約要旨に曰く、公儀の申渡は言ふに及ばず、仲間一統に觸知らすべき事項ありて、集會を要する時は、遠方他參の者を除き、其他は固く代人を差出すべからず、商賣筋に關する相談は多數に決すべし。仲間中又は脇店にても法令を背き、若くは仲間申合を守らざる者あらば、書入箱を廻附せる時、忌憚無く其氏名を記して、投書すべし。當表に積登れる和藥は著荷先の如何を問はず、直に賣買すべし。唐藥屋にあらずして唐藥屋類似の營業を爲す者と取引すべからず、當筋より脇店に糶賣に赴くこと固く禁制たり。賣買を五節季限とし、節季の諸拂に用ふべき金錢相場は、兩替方賣買平均の直段によるべし。年行司五名の内二

仲間寄合所

名宛毎月交代を以て當番を勤め、買出行司○小組定行に同じ、五名は三ヶ月交代にて、其内一名を箱本行司とす。名前替代判替改印等は箱本行司の手を経て當番年行司に届出で、轉宅家主替の類は箱本行司に届出づべし。大道にて荷物を取扱ふに際し、往來の妨害を爲さざるやう平素手代奉公人に申渡し置くべしと、仲間寄合所は去年道修町二丁目に設けられしが、是歳之を三丁目に移しき。仲間五組改帳
五組條々申合

件寄合所變宅御願
二付惣仲間印形帳

不正唐物商
の捕縛

拔荷賣買の禁は制札の明文に存し、其罪甚だ重し。安永元年十月、大阪町奉行所は江戸表の命により、不正唐物殊に藥種の賣買を營める者若干名を捕縛し、彼等より買請けたる藥種は勿論、金銀取引其他の關係ある者は早々訴出づべし、隠匿して後日露顯に及ばし、嚴刑に處すべしと令し、本件關係者として或は町預或は他參留を命ぜられたる者頗る多かりき。○安永八年一
件落著となる、西町奉行神谷清俊唐藥問屋年行司及藥種仲買年行司を召し、不正唐物を取扱ふ者あらば、其方共より訴出づべきに、等閑に附せること不埒の至なり、今回の檢擧により、不正荷物取扱を禁絶するを得ば、本商人等商賣の繁榮となるべければ、將來の取締方につき充分所存を開陳せよと命じたり。是に於てか藥種仲買仲間各自其意見を上書せしが、翌二

藥種仲買仲
問の不正唐
物取締意見

盈物

年閏三月、更に是等を湊合し、仲間一統の意見として一書を上れり。曰く、三本商人に緣故を求め、本商人が長崎表にて落札せる唐藥種を相對にて引請け、近國藥種屋に賣出す者あり、又本商人落札荷物を荷造するに際し、落散りたる分を盈物コザレモノと稱し、二十年前までは唐藥問屋に積登せたるに、近年近國に賣出すにや、目撃すること無し。是等は元來正銘物なりと雖も、唐藥問屋積登荷物と荷造を異にするを以て、萬一不正の品物入交るに於ては、之を判定するに苦むべし。故に近國賣を禁止し、唐藥問屋積登以外の荷物を一切不正品と認め、發見次第届出で、吟味の上、愈不正品に決せば官沒し、本商人に入札を命じ、其代銀の幾分を發見者に賜るとせば、不正唐藥取締の功を奏するを得べし。去月廿七日追て何等の取締あるまで、藥種荷物は當分船宿河邊屋七兵衛河内屋源兵衛兩名より問屋に引渡すべしとの命あり、謹んで其旨を拜承すと雖も、自今長崎より唐藥問屋年行司宛に手板を添へ、手板面に何品何百何十斤と記載せられたく、然らずんば船頭等何の浦方にも正銘唐物を賣捌き得るを以て、紛亂の基となるべし。從來長崎表入札結了後、諸品斤數直段等を帳面に仕立て、本商人より當地唐藥問屋に送附し、問屋は之を仲買仲間に示せり。然るに荷物水揚後仲買仲間にて之を買請くるに當り、落札

手板

唐船蘭船積
物書と斤高
落札帳

帳面と荷物作高とを比較するに異同多く、之を質問すれば、本商人は或は渡過といひ、或は渡不足といひ、其他地下賣、近國賣、又は圍と答ふと雖も、入札斤高は凡て看板面の如しといへば、過不足を生ずるは本商人等荷物請取の際にあるなるべし。因て自今唐船蘭船より長崎役所へ差出せる積物書寫及本商人代銀上納濟の斤高落札帳面寫を長崎下年寄より當表割符年寄に送附せしめ、之を仲買仲間に請取り、荷著の際比較對照せば、斤高の過不足を見ざるべし。脇店即ち當仲間以外の三郷藥種屋間には何等の取締無し。故に之を獨立の株仲間とするか、或は當仲間の組下として株札を交付するか、孰にせよ嚴重取締の要あるべし。至不正品の取締は九州を第一とし、長州雲州を初め中國四國廻船便宜の地皆其要あり。向後右國々藥種屋其地限に人數を定め、鑑札を下付し、唐物藥種商賣につき互に吟味を加へ、若し人數以外にて賣買する者あらば、其荷物を留置き、地頭に訴出で、九州ならば右荷物を長崎に、中國四國ならば大阪に送り、本商人をして入札せしめ、其代銀の幾分を告訴者に賜らば、不正品積登を止むるに効あるべし。唐藥種は唐藥問屋より當仲間に賣渡し、當仲間より諸國に積下すを本則とせるに、江戸京都堺名古屋廣島等にて多量の藥種を取扱ふ者は、直接唐藥問屋に注文を發し、取

脇店

切渡商

除物

引を行ひ、殊に京都名古屋堺藥種屋の如きは自ら來阪し、買先を撰ばず、勝手次第に買入を爲し、不取締甚し。尤も切渡商と稱へ、素人に至るまで思入を以て買置くことあり、斤高多分に輸入せる際、賣捌方手薄にては問屋迷惑なるべければ、大切の切渡商は問屋の隨意とし、其他は凡て唐藥問屋より當仲間以外に賣渡さざること、せば、自ら不正唐物の大阪入込を絶つに至るべし。至長崎表唐藥落札の内、龍腦麝香辰砂砂糖類其外品々除物と稱する分あり。辰砂は辰砂問屋より唐藥問屋に積登せ、仲買仲間にて買請け、又江戸御醫師御用除物の使殘品は江戸藥店に御拂下となり、當地江戸掛藥屋に積登となる。自今右拂下品の斤數拂下月日等を江戸役人より手板に認め、右手板を唐藥問屋年行司宛に送附を請ひ、荷物は荷主勝手の方に積登せ、唐藥問屋の手を経て賣捌くこと、すべし。然らずんば拂下品と稱し、當地に於て不正品を賣捌く者あるや知るべからず。至砂糖類蘇木水銀鈹丹胡椒砂糖漬類象牙鼈甲丸藤沈香白檀紫檀の類は本商人并に唐藥問屋へ積登せ、諸方に住宅せる者共直組を爲し、正味掛廻を行ひ來れり。然れども右商賣筋の者共は孰も無株にて不取締なるが上、右品々中に不正品無しとも言ひ難ければ、唐藥問屋より何方へなりと一筋に賣渡すこと、すべし。至一旦諸國に遣せる込

藥種は勿論櫃物にても、再び當地に積送りて賣捌くことあり、是を禁ぜば差支あるべく、又最初積出したる方に差登さしむるも迷惑の筋あるべし。仍て右體の儀あらば、當地引請人より荷主方に藥種出口を尋ね、出口の者に照會し、相違無くば賣捌き、萬一不正品ならば早速告訴せしむべし。此の如く唐藥種其他に至るまで賣買の路筋を明にし、殊に藥種は問屋勝手次第に遠國に直賣するを廢し、仲買仲間以外に賣渡さざるに至らば、一方口となり、不正品市場に跡を絶つに至らんと。
御觸及口達(安永元年)唐紅毛旗荷御吟味ニ付
 被仰渡儀ナ渡儀印形帳取締書上印形帳

落札荷物の送先

無手板荷物を不正品とす

永八年九月十一日、唐物取締に關する法規を制定せり。
 (一)唐物本商人唐藥問屋藥種仲買 以上三方年行司に對する申渡に曰く、長崎落札荷物は唐藥問屋以外に運送すべからざる規定なるに、近年賣支配と稱へ、商人共勝手に問屋以外に積登すること甚だ紛しければ、以來金銀融通の都合上、何方へ送附するとも、一旦は唐藥問屋に送附し、検査を受けたる後、其向々へ引渡すべし。長崎落札荷物にて當表積登の分は、長崎在勤糸割符年寄印形の送手形を添付

賣出

取締役

唐物方同心

陸荷物及書狀の取締

すべき規定なるに、近國行又は長崎除物と稱する類、或は九州西國筋よりも右同様の趣を以て差出せる藥種は、孰も無手板にて紛しきものなるにより、右體の荷物を引請けなば、其都度奉行所に届出で、差圖を被りて賣却すべし。一旦諸國へ賣出したる藥種を買戻せる時、手板無き分は之に準ず、盈物と稱へ、長崎より差越せる唐物は、今回積登方を禁じたるを以て、若し右名目を以て到著の荷物あらば告訴すべし。正銘藥種を問屋より賣出す節は、當地仲買のみならず、往古の如く京都堺の仲買をも交へ、手廣に賣買すべし。然る上は定式入用の外手目引と稱する直下は廢止すべし。本商人、問屋仲買三方より取締役各三名を選び、長崎積登荷物の内、糸割符年寄の手形無き分は勿論、縦令宿老奥印の送狀ありとも、不審と認めたる荷物は、其問屋と取締役と立會の上封印を切り、検査を加へたる後、問屋に送附すべく、薩州定問屋著の荷物は、奉行所より派出せる唐物方同心のみにて検査せしも、以來は取締役之に差添ふべし。又唐藥問屋の内にて年番を定め、長崎より陸路到着せる荷物并に書狀を引請け、荷物は取締役立會にて解封検査すべしと。取締役九名は骨折料として一年一人銀十枚を賜ひ、改方諸入用は勘定の後下付せらる。天明七年唐藥問屋二百廿八名、藥種仲買百廿四名あり。

唐反物問屋株

唐小問物屋株

薩州定問屋株

薩州小問屋株

藥種屋并に合藥屋株

(二)唐反物問屋 株數五軒、冥加銀を納めず。

(三)唐小問物屋 株數不明、冥加銀を納めず。組内より改役三名を選び、不正品の検査に従事す。改役には骨折料として一年一人金百疋を賜へり。

(四)薩州定問屋 株數七軒あるを以て一に七軒問屋といふ。島津家領分の産物一色の引請問屋にして、荷物到着毎に國許印鑑を以て届出で、唐物方の検査を受く。安永元年二月株仲間となり、毎年十一月冥加銀十二枚を納む。今回冥加銀を増して二十枚とし、唐物方同心及三方取締役の検査を受くることゝなれり。

(五)薩州小問屋 株數三十軒あるを以て一に三十軒問屋といふ。冥加金は初年金三十兩、翌年より年々金十兩を納む。定問屋の支配を受け、島津家領分の産物一色を引請く。但し、定問屋は名義上の引請問屋にして、株の割前を得るに止り、實際の業務は小問屋之を行ふ。島津家領分の産物と稱するも、實は琉球を経て輸入せる唐物多しと知るべし。組合中より改役三名を出して、不正品の検査に従事し、骨折料として一年一人金百疋を賜へり。

(六)藥種屋并に合藥屋 藥種仲買より脇店と稱せるものにして、株數年々異同あり。冥加金は一株につき初年金二百疋、翌年より毎年金百疋を納む。兩組より改

役各三人を出し、骨折料として一年一人銀五枚を賜ふ。

(七)攝河在方藥種屋并に合藥屋 株數年々異同あり。冥加金は一株につき年々金百疋を納む。最寄組合にて一兩人宛改役を出し、骨折料として組合人數の多少により、一年一人に銀一枚乃至金百疋を賜ふ。是月仲間申合の制定あり。

(八)伏見唐物定問屋 伯耆町升屋大兵衛南部町津國屋太郎兵衛を以て之に充て、京都并に北國筋輸送の唐物類を伏見へ向け積登す時は、以上二軒の定問屋以外に送付するを得ざらしむ。

陸荷物及書狀引請人の書廢止
船頭水夫の取締
薩隅地方旅行の取締

かく一方に諸株を制定すると共に、一方には江戸堀一丁目中筋屋藤兵衛及齋藤町鮫屋安兵衛が長崎表より差出せる陸荷物及書狀を引請け、之を向々へ配達せるを廢し、單に飛脚率領を宿泊せしむるに止めしめ、廻船年寄及船宿に命じ、長崎往來の廻船其外薩州并に諸國廻船の船頭加子等をして長崎に於て唐物類を買入るゝこと無からしめ、廻船年寄中に取締掛を置き、又薩隅地方に赴かんとする者は居町年寄に届出で、長崎糸割符年寄より切手を請けて出發し、歸阪の際も同様相届け、萬一已むを得ざる事情あり、彼地に於て賣掛代銀の代に唐物類を受取ることあらば、歸阪の上早々割符年寄に届出でしめたり。

唐物取締被仰渡印形帳、享保以來御取替いケ

條書、松平石見守殿御初入ニ付差出御覺書、御觸及口達(安永八年)薩州小問屋條目帳、

唐物關係の諸株にして天明元年九月に至り許可せられたるもの左の如し。

(九)沈香白檀・伽羅線香・降真香商人 一株につき冥加として初年金二百疋、翌年より年々金百疋を納む。

(一〇)砂糖其外荒物商人 唐紅毛砂糖荒物仲買株と稱し一株につき冥加として初年金一兩、翌年より年々金二百疋を納む。もと戎講と稱せる團體にして、是月仲間申合を制定せり。同商賣を爲せる分家別家組合に損失を掛くるに於ては、本家之を黙視すべからずといへる一條最も注目すべし。

(一一)砂糖類・同漬物・蘇木・胡椒・丹柄商人 冥加金右同斷。

(一二)鼈甲・象牙・唐木・角類商人 冥加金右同斷。

(一三)鯨商人 冥加金右同斷。

(一四)繪具商人 一株につき冥加として初年銀三十五匁、翌年より年々銀廿三匁を納む。

(一五)砂糖類諸木・胡椒商人 一株につき冥加として初年金三百疋、翌年より年々金百疋を納む。

其他の唐物筋諸株

以上諸株は皆株數を明にせず。然れども冥加金高に一株を標準とせるより推すに、株數年々異同ありしもの、如し。又、仲間内ニお改役中付置ゆとあれども、其員數を明にせず。享保以來御取替いけ條書大阪商業沿革調

小賣生藥屋株願

藥種仲間の抗議

明和元年三月、内兩替町大坂屋綱三郎借家小西屋治右衛門小賣生藥屋組合を組織せんことを出願せり。其仕法に曰く、三郷町中に生藥屋凡そ七百軒あり、今之に株札を附與し、壹軒につき札料銀廿五匁を徴すとせば、合計銀十七貫五百日を得、之を月一分二朱の利子にて貸付け、一ケ年の利銀二貫五百二十匁の中、冥加として銀三十枚即ち一貫二百九十日を上納し、殘額一貫二百三十日を出願者の所得とせん。而して組合には年寄一名を置き、治右衛門自ら之に當り、七百軒の生藥屋は廿五軒内外を以て一組とし、各組に一名の月行司を置き、仲間の監督并に藥種の検査に任せしむべしと。藥種仲買年行司之に抗議を試みて曰く、小賣生藥屋即ち當仲間より所謂脇店と稱するものは、古來其商品を當仲間買の供給に仰ぎ、嘗て問屋より之に直賣したることあらず、享保七年伏見屋市左衛門福島屋吉兵衛幕命を以て和藥種改頭取に任せられ、其際仲買株百廿四人を定められしが、當時脇店藥種屋を當仲間より取締らんとする議ありしも、多數の脇店を交へなば、却て藥種改に租漏を生ぜんを恐れ、中止したり。然れども脇店取扱の藥種の正眞なることは前に言へるが如し。治右衛門なる者は是迄藥種商たりしを聞かず、取締の任に適せるや否や、甚だ疑はし。又札料の如きも

末々小商人等の到底堪ふる所にあらざるなり。然れども治右衛門より冥加銀上納を申立てたることなれば、幸に現狀を維持するを得ば、冥加として當仲間より金三十兩を上納すべしと。而して唐藥問屋も亦藥種仲買に同じて抗議を上り、是歳十月治右衛門の願書は却下となり、又藥種仲買の冥加金上納一件も其儀に及ばずとの沙汰あり。其後安永元年藥種仲買不正唐物取締意見を上に及び、脇店を株仲間と爲さんといひ、同八年之が實施を見るに至れり。小西屋治右衛門願書一件、右衛門脇店願書返答書。

蜂蜜一手引

天明二年攝州西成郡曾根崎村萩原亭見借家富田屋新七出願すらく、當地入津の蜂蜜は船宿井諸問屋凡そ二十軒にて引請け、和藥商凡そ十四五軒にて買取り來れるに、近年蜜絞方宜しからず、且つ他物を混じ、效驗少ければ、願人にて冥加銀を納め、一手に之を引請け、荷物入津の際に其性を検査し、時價を以て買請け、代銀に三分五厘の口錢を掛けて賣渡し、特に和藥商には銀百目につき二匁引の割合にて賣渡さんと。然れども藥種仲買の反對ありて事遂に成らざりき。通達町向し留天明二年、蜂蜜返答印形毎。

其他の諸商諸職

鹽につきては三鹽問屋より灘鹽の容量減少して聲價を失へるを、同地荷主に警告したるに、西川濱之を諾し、東川濱之に應ぜざりしかば、問屋等相約して東川濱

鹽

醤油

の鹽船と取引を禁止したる外知る所無し。又阪地使用の醤油は古くは皆地造にして、寶曆年間始めて備前小島及播磨龍野の醤油を輸入するに至りしといふ。本期間醤油に關する株願二三ありしが、孰も許可を得ずして止めり。島塩問屋申合印形、大坂商

醤油株願

味噌醤油
造株願及同請
賣株願

造醬油屋株
及諸國醬油
願引請問屋株

醤油に關する株願は明和元年御池通河波屋庄助外三名より醤油株七百軒の許可を得ば、一軒につき金三兩宛を集め、其内二割を願人の所得とし、殘餘を冥加銀に上納し、會所を建て、醤油の輸出入高及當地消費高を調査し、毎月之を上申せんと願出でたるを第一回とす。第二回は天明元年にして、願人の氏名を明にせず。其言ふ所は味噌醤油造株三百軒同請賣株四百軒を得て、之を貸付け、株料として味噌醤油造株一株につき初年銀三十五匁、翌年より毎月銀二匁三分を、同請賣株一株につき初年銀十一匁六分、翌年より毎月銀七分を徴し、其内より冥加銀を上納すべく、尤も造込高甲乙あれば、商賣人立會の上、出銀増減の對談に及ぶべしとあり。又第三回は天明六年にして、願人を京町堀二丁目近江屋龜之介北濱一丁目石井屋元三郎借家勘兵衛兩名とす。其仕法によれば三郷井に町續在々に於て、造醬油屋株四百軒及諸國醬油引請問屋株五軒の許可を請け、造醬油屋一軒につき初年銀十匁五分、引請問屋一軒につき銀二十匁、翌年より造醬油屋一軒につき毎年銀六分、引請問屋一軒につき銀一匁を徴し、此全部を冥加金として上納し、諸國より輸入の醤油を一年凡そ一萬樽と見

續り、之を前記の問屋五軒に引請け、一斗入一椀につき銀一分五厘の口錢を取
り、會所を設け、年行司月行司を定めて、右兩株四百五軒の取締に任じ、口錢の中
より會所の經費を支拂ひ、其殘額を願人の所得とすべく、若し四百五軒以外に
加入希望の者あらば、之を許し、前述の如く株料を取立て、残らず上納すべしと
あり。御觸及口達、天明六年、
年、天明元年、同六年、

砂糖

砂糖に和製及外國製の二種あり、外國製の砂糖は藥種と同様に取扱はれ、唐紅毛
砂糖荒物仲買主として之が賣買に與り、又和製砂糖は正徳三年島津家より琉球
産出の黒砂糖を大阪に輸送したるを嚆矢とし、其狀宛も炭團の如く、當時之を丸
玉と稱せりといふ。其後産出額も増加し、享保年間より大島、徳島、鬼界、島所産の黒
砂糖に限り、藏屋敷に於て入札に附し、其他は薩州定問屋及小問屋にて取扱へり。

砂糖商業調査
要項答申書

飴屋株願

天明五年五月、官令して飴商賣人十三人の惣代南瓦屋町大和屋勘右衛門より
飴屋株十三軒を再願に及べる旨を告げしが、第一回の通達觸を存せざるを以
て、其詳なるを知り難し。御觸及口達、
天明五年、

寶曆四年十一月、幕府正徳五年の酒造制限令を廢し、元祿の定額までは諸國とも
新酒寒造等勝手次第たるべし、休業せる酒造家再び其業を營まんと欲せば、公領
は代官、私領は地頭に届出づべしと令しぬ。天明四年米價騰貴の事あるや、三郷酒

酒造半減令

三郷酒造米
高及株高

清酒小賣株
願

酒樽酒桶職
株願

酒造三分一
造令

茶問屋仲買
間の衝突

造家は他所より買入れたる米を以て酒造すべく、拂底なる市中の有米を酒米に
買入るゝことは遠慮すべしと命ぜられしが、同六年九月、幕府再び酒造制限令を
布くに及び、元祿定額の二分一造となれり。享保元年正月、町奉行所より江戸表に
書上げたる所によれば、三郷酒造米高一萬六千三百十石二斗三合三勺にして、其
以後變動なく、酒株七百八株の内、二株は上株となり、又十五株此石高百十九石七
斗四升は明和七年三月兵庫津貸付株となれり。正寶錄、御觸及口達、天明六年、松平
石見守殿御初入、二付差出御覺書、
酒に關係ある株願には清酒小賣株願あり、酒樽酒桶職株願あり。前者は明和元
年南久寶寺町五丁目小濱屋伊兵衛の願出でたる所にして、豫め一定の年限を
附して株の許可を請ひ、之を營業者に貸付け、株料を取り、其内より冥加金を上
らんといふにあり。又後者は安永九年江戸橋本町清兵衛店宗兵衛の願出でた
る所にして、大阪表に會所を設け、酒樽酒桶職を取締り、一軒につき一ヶ月銀二
匁五分を徴し、冥加として城内の味噌桶新造及修繕を無代にて請負はんとい
ふにあり。尙天明六年四月以來、小賣酒屋を町奉行所に召し、新株冥加銀等につ
き吟味する所ありしが、米價高直により、同年九月酒造半減令出で、翌年七月三
分一造令出づるに及び、中止となれり。御觸及口達、天明七年、
安永九年、天明七年、
茶問屋は其引請荷物の産地により、丹州茶問屋、土佐茶問屋等の名稱を冠せり。而
して伊勢講仲買との取引につきては、各問屋其仕法を異にし、紛紜少からず。例へ

ば明和六年十月、仲買等は土佐茶問屋に對し、當時土佐茶の入目一丸即ち十貫目につき五百目なるを、往古の如く八百目とするか、或は堺茶の如く、入目三百目銀引二分と爲さんことを求め、其要求の聽かれざるや、之と取引を絶ち、翌七年四月、入目を七百目に定め、兩者漸く和談したるが如し。茶仲買人數組合定、大坂茶業要鑑、

茶問屋株同
仲買株同小
賣株願

天明二年茶問屋株五十軒同仲買株五十軒同小賣株七百軒を出願せる者あり。其言ふ所によれば、茶商は往古より問屋、仲買、小賣人の區別ありと雖も、株仲間にあらずるが故に不取締にして、近年山方より素人に直賣する者甚だ多ければ、右株を無料にて彼等に貸渡し、従前の如く營業せしめ、又大阪の入口に人を派し、諸國山方より來る直賣荷物を問屋に送附するやう周旋し、而して願人は茶一斤につき三匁を徴し、其内より冥加金を納めんとあり。御關及口鑑、天明六年、

漆

漆仲買戎講は元祿十六年仲間申合を作り、問屋との取引關係を明にし、又仲間加入の手續を定めしが、寶曆十一年九月に至り、仲間の許可を得ずして問屋同前の業を營むべからざることを、一桶の漆たりとも戎講以外の者に密賣する問屋あらば、仲間一統該問屋の市賣に立會はざること、縦令各自の召仕へる手代に送り來るとも同前たるべきこと、問屋手代の漆商賣を禁ずべきこと等の諸條を追加したり。然れども戎講以外に漆商を營み、仲買方より解雇せられたる手代を使役し、

問屋より仕送を請くる者少からず、是を以て安永二年五月、戎講仲間相會し、仲間以外の漆商及問屋に對する態度を定め、手代別家して漆商賣を營まば、必ず戎講に加入すべし、戎講に加入せざれば漆屋の看板を擧ぐるを得ずと知るべし、手代別家して新に漆商賣を始むる時、在來の仲間中に同名前あらば之を避くべし、己の申分ありとも、問屋に直談を試み、市立中止のこと有るべからず、必ず當番に申出で、仲間一統の評議に附し、曲問屋にありと決せば、當番より問屋に市立中止を通知すべしといへり。大坂漆屋中、申合印形帳、

住吉講と戎
講との合併

漆屋仲間戎講の外に住吉講と稱するものあり、其起原を明にせざれども、戎講以後に成立せしや疑無し。寛延四年住吉講十八名戎講に合し、總員五十一名となりしが、爾後明和安永年間を通じて數名の加除あるに過ぎざりき。大坂漆屋中名寄帳、

書籍
賣子と賣親

本屋仲間に關する諸規約は享保年間に確立したれども、賣子及仲間世利分會につきては當時未だ明文を以て規定する所あらざりき。賣子一に世利子は本屋仲間に加らずして同業を營む者なれども、仲間の一人を賣親一に世利親に依頼し賣親以外と取引を行ふを得ず。又世利分會は仲間通路人大塚屋惣兵衛方にて開

世利分會